

第101回中央市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 88 号議案	令和3年度中央市一般会計補正予算（第6号）	11月26日提出
第 89 号議案	令和3年度中央市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	11月26日提出
第 90 号議案	令和3年度中央市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	11月26日提出
第 91 号議案	令和3年度中央市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）	11月26日提出
第 92 号議案	令和3年度中央市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	11月26日提出
第 93 号議案	令和3年度中央市病院事業特別会計補正予算（第3号）	11月26日提出
第 94 号議案	中央市交通安全対策基金条例の制定について	11月26日提出
第 95 号議案	中央市学校給食費条例の制定について	11月26日提出
第 96 号議案	中央市国民健康保険条例の一部改正について	11月26日提出
第 97 号議案	中央市国民健康保険税条例の一部改正について	11月26日提出
第 98 号議案	中央市環境基本条例の一部改正について	11月26日提出
第 99 号議案	中央市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について	11月26日提出
第 100 号議案	中央市産業立地促進条例の一部改正について	11月26日提出
第 101 号議案	中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	11月26日提出
第 102 号議案	中央市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について	11月26日提出
第 103 号議案	第2次中央市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について	11月26日提出
第 104 号議案	市有財産の処分について	11月26日提出
第 105 号議案	市道路線の認定について	11月26日提出

議案番号	件名	備考
第 106 号議案	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について	1 1 月 2 6 日提出

第 8 8 号議案

令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,748,769千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地 方 議 与 税			283,096	86	283,182
15 国 庫 支 出 金		3 森 林 環 境 議 与 税	115,400	86	115,486
			2,754,968	105,635	2,860,603
		1 国 庫 負 担 金	1,440,506	62,837	1,503,343
		2 国 庫 補 助 金	1,304,069	42,798	1,346,867
16 県 支 出 金			1,637,799	3,398	1,641,197
		1 県 負 担 金	803,681	2,371	806,052
		2 県 補 助 金	701,491	1,027	702,518
17 財 産 収 入			204,830	5	204,835
		1 財 産 運 用 収 入	96,123	5	96,128
18 寄 附 金			254,602	904	255,506
		1 寄 附 金	254,602	904	255,506
19 繰 入 金			404,894	2,742	407,636
		1 基 金 繰 入 金	404,894	2,742	407,636
20 繰 越 金			519,537	46,506	566,043
		1 繰 越 金	519,537	46,506	566,043
21 諸 収 入			693,108	56,307	749,415
		4 雑 入	337,812	56,307	394,119
22 市 債			2,399,591	37,100	2,436,691
		1 市 債	2,399,591	37,100	2,436,691
歳 入		合 計	24,496,086	252,683	24,748,769

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,104,304	61,346	3,165,650
1 総務管理費		2,631,824	61,346	2,693,170
3 民生費		7,123,353	15,421	7,138,774
1 社会福祉費		4,021,138	463	4,021,601
2 児童福祉費		2,741,330	14,958	2,756,288
4 衛生費		3,001,827	106,928	3,108,755
1 保健衛生費		1,505,198	94,273	1,599,471
2 清掃費		1,088,975	12,655	1,101,630
5 農林水産業費		1,186,325	54,430	1,240,755
1 農業費		668,182	51,944	720,126
2 林業費		512,976	2,486	515,462
6 商工費		1,652,510	22,151	1,674,661
1 商工費		1,652,510	22,151	1,674,661
7 土木費		2,503,766	4,890	2,508,656
2 道路橋梁費		686,140	4,890	691,030
8 消防費		1,002,532	△42,370	960,162
1 消防費		1,002,532	△42,370	960,162
9 教育費		1,792,627	25,177	1,817,804
1 教育総務費		615,730	1,399	617,129
2 小学校費		186,380	△3,000	183,380
3 中学校費		125,372	7,000	132,372
4 幼稚園費		81,464	722	82,186
5 社会教育費		354,927	3,611	358,538
6 保健体育費		428,754	15,445	444,199
10 災害復旧費		135,940	4,710	140,650
2 公共土木施設災害復旧費		59,301	4,710	64,011

款		項	補正前の額	補正額	計
歳	出	合 計			
			24,496,086	252,683	24,748,769

(単位：千円)

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	千種生活圏拠点施設整備事業	139,300
商工費	商工費	波賀サイクリングターミナル土地調査業務	6,000
商工費	商工費	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備事業	38,000
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	40,000
災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	治山施設流末水路整備事業	20,000

第 3 表

債務負担行為の補正

(単位：千円)

追加事項	債権項目	期間	限度額
指定ごみ袋等製作製業務委託	業務委託	令和4年度	15,556
宍粟北残渣最終処分場浸出水処理施設管理業務委託	業務委託	令和4年度から令和6年度まで	22,396
コミュニティプラント施設維持管理業務委託	業務委託	令和4年度から令和6年度まで	189,168

第 4 表 地方債補正

変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
観光施設整備事業	503,400	521,900
土木施設整備事業	398,900	407,600
消防施設整備事業	22,100	22,900
教育施設整備事業	25,000	32,100
災害復旧事業	27,500	29,500

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	283,096	86	283,182
15 国庫支出金	2,754,968	105,635	2,860,603
16 県支支出金	1,637,799	3,398	1,641,197
17 財産収入	204,830	5	204,835
18 寄附金	254,602	904	255,506
19 繰入金	404,894	2,742	407,636
20 繰越金	519,537	46,506	566,043
21 諸収入	693,108	56,307	749,415
22 市債	2,399,591	37,100	2,436,691
歳入合計	24,496,086	252,683	24,748,769

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				財 源			
				特 定 財 源	そ の 他	一般財源	
				国県支出金	地 方 債		
2 総 務 費	3,104,304	61,346	3,165,650			56,716	4,630
3 民 生 費	7,123,353	15,421	7,138,774	11,802		342	3,277
4 衛 生 費	3,001,827	106,928	3,108,755	92,535			14,393
5 農 林 水 産 業 費	1,186,325	54,430	1,240,755	51,944		2,400	86
6 商 工 費	1,652,510	22,151	1,674,661	△4,140	18,500		7,791
7 土 木 費	2,503,766	4,890	2,508,656	△12,876	8,700		9,066
8 消 防 費	1,002,532	△42,370	960,162	△43,670	800	500	
9 教 育 費	1,792,627	25,177	1,817,804	13,438	7,100		4,639
10 災 害 復 旧 費	135,940	4,710	140,650		2,000		2,710
歳 出 合 計	24,496,086	252,683	24,748,769	109,033	37,100	59,958	46,592

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分		説 明
					金 額	
1 森林環境譲与税	115,400	86	115,486	1 森林環境譲与税	86	森林環境譲与税
計	115,400	86	115,486			86

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金						
2 衛生費国庫負担金	154,935	62,837	217,772	1 保健衛生費負担金	62,837	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金
計	1,440,506	62,837	1,503,343			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金						
1 総務費国庫補助金	467,159	25,818	492,977	1 総務管理費補助金	25,818	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	565,213	9,010	574,223	2 児童福祉費補助金	9,010	子どものための教育・保育給付交付金 子ども・子育て支援事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	91,835	19,398	111,233	1 保健衛生費補助金	19,398	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 健 (検) 診結果の活用に向けた情報標準化整備事業補助金
4 土木費国庫補助金	167,252	△12,403	154,849	2 道路橋梁費補助金	△12,403	社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金 (防災安全) 道路メンテナンス事業費補助金
6 教育費国庫補助金	3,733	975	4,708	1 教育総務費補助金	975	学校保健特別対策事業補助金
計	1,304,069	42,798	1,346,867			975

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金						
2 民生費県負担金	794,467	2,371	796,838	2 児童福祉費負担金	2,371	子どものための教育・保育給付費県負担金
計	803,681	2,371	806,052			

(款) 16 県支出金		(項) 2 県補助金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	437,070	1,500	438,570	1 農業費補助金	1,500	新規就農者確保事業補助金 1,500
6 土木費県補助金	10,373	△473	9,900	2 道路橋梁費補助金	△473	電源立地地域対策事業補助金 △473
計	701,491	1,027	702,518			
(款) 17 財産収入						
(項) 1 財産運用収入						
2 利子及び配当金	41,513	5	41,518	1 利子及び配当金	5	支えあいの輪基金利子 5
計	96,123	5	96,128			
(款) 18 寄附金						
(項) 1 寄附金						
3 支えあいの輪寄附金	1	404	405	1 支えあいの輪寄附金	404	支えあいの輪寄附金 404
6 消防費寄附金	0	500	500	1 消防費寄附金	500	消防費指定寄附金 500
計	254,602	904	255,506			
(款) 19 繰入金						
(項) 1 基金繰入金						
5 ブナ基金繰入金	243,244	2,400	245,644	1 ブナ基金繰入金	2,400	ブナ基金繰入金 2,400
6 支えあいの輪基金繰入金	7,000	342	7,342	1 支えあいの輪基金繰入金	342	支えあいの輪基金繰入金 342
計	404,894	2,742	407,636			
(款) 20 繰越金						
(項) 1 繰越金						
1 繰越金	519,537	46,506	566,043	1 前年度繰越金	46,506	前年度繰越金 46,506

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	519,537	46,506	566,043			

(款) 21 諸収入 (項) 4 雑入

6 雑入	335,305	56,307	391,612	1 総務費雑入	56,307	兵庫県市町交通災害共済組合解散分配金	56,307
計	337,812	56,307	394,119				

(款) 22 市債 (項) 1 市債

5 商工債	503,400	18,500	521,900	1 観光債	18,500	過疎対策事業債 (観光施設整備事業)	18,500
6 土木債	398,900	8,700	407,600	2 道路橋梁債	8,700	過疎対策事業債 (道路橋梁整備事業) 過疎対策事業債 (交通安全施設整備事業)	7,700 1,000
7 消防債	22,100	800	22,900	1 消防債	800	過疎対策事業債 (消防施設整備事業)	800
8 教育債	25,000	7,100	32,100	1 小学校債	△3,000	過疎対策事業債 (スクールバス整備事業) 過疎対策事業債 (小学校整備事業)	△10,000 7,000
10 災害復旧事業債	27,500	2,000	29,500	2 中学校債	7,000	過疎対策事業債 (中学校整備事業)	7,000
				5 保健体育債	3,100	過疎対策事業債 (スポーツ施設等整備事業)	3,100
				1 公共土木施設災害復旧事業債	2,000	単独災害復旧事業債 (公共土木施設)	2,000
計	2,399,591	37,100	2,436,691				

3 歳 出

(単位：千円)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額				
								国県支出金	地方債		その他
1 一般管理費	936,456	330	936,786				330	12 委 託 料	330	例規整備等支援業務委託料	330
5 財産管理費	97,730	1,773	99,503				1,773	12 委 託 料	1,773	土地調査業務委託料	1,773
6 企画費	512,973	409	513,382			409		24 積 立 金	409	支えあいの輪基金積立金	409
8 防犯・交通安全対策費	9,164	56,307	65,471			56,307		24 積 立 金	56,307	交通安全対策基金積立金	56,307
11 高度情報通信費	245,170	1,527	246,697				1,527	12 委 託 料	1,527	機器更新業務委託料	1,527
16 環境政策費	17,606	1,000	18,606				1,000	18 負担金、補助及び交付金	1,000	再生可能エネルギー利用促進事業補助金	1,000
計	2,631,824	61,346	2,693,170			56,716	4,630				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	862,466	△841	861,625	△841				17 備品購入費	462	462 備品購入費
								18 負担金、補助及び交付金	△1,303	△1,303 水道基本料金支援金
4 障害者福祉費	113,358	1,645	115,003	200			1,445	10 需用費	200	200 文具消耗器材
								22 償還金、利子及び割引料	1,445	1,445 前年度障害児入所給付費県費負担金精算返還金
5 障害者総	1,134,035	879	1,134,914	200			679	10 需用費	200	200 文具消耗器材

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
合支援費							22償還金、利子及び割引料	679	前年度障害者医療費県費負担金精算返還金 前年度地域生活支援事業国庫補助金精算返還金	111 568
6在宅介護支援費	878,702	△1,220	877,482				10需用費	367	印刷製本費	367
							27繰出金	△1,587	介護保険事業特別会計繰出金	△1,587
計	4,021,138	463	4,021,601	△441			904			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

3子ども・ 子育て支 援費	932,432	9,486	941,918	7,113			2,373	19扶 助 費	9,486	子ども・子育て施設型給付費 認可保育園保育所運営費 7,099 2,387
4児童福祉 施設費	539,864	1,204	541,068	1,204				17備品購入費	1,204	備品購入費 1,204
5児童手当 等支給費	659,244	4,268	663,512	4,268				12委託料	4,268	システム改修業務委託料 4,268
7少子化対 策事業費	394,858	0	394,858	△342		342				財源更正
計	2,741,330	14,958	2,756,288	12,243		342	2,373			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	986,160	14,509	1,000,669	12,771			1,738	12委 託 料	4,026	システム改修業務委託料 4,026
								14工 事 請 負 費	9,300	施設改修工事費 9,300

一般会計

3 民生費

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他			
							17備品購入費	1,000	医療機器購入費 1,000
							27繰出金	183	国民健康保険診療所特別会計繰出金 訪問看護事業特別会計繰出金 △3,107 3,290
4予防費	351,621	79,764	431,385	79,764			10需用費	2,500	文具消耗器材 2,500
							11役務費	3,900	郵便料 3,900
							12委託料	72,311	システム改修業務委託料 予防接種委託料 医療廃棄物処理委託料 システム導入業務委託料 バス運行業務委託料 会場設営等業務委託料 接種券等作成業務委託料 コールセンター業務人材派遣委託料 会場警備業務委託料 予防接種委託手数料 人材派遣業務委託料 1,199 20,448 300 1,575 34,800 3,000 5,500 900 3,000 600 989
							13使用料及び賃借料	1,053	会場借上料 物品借上料 53 1,000
計	1,505,198	94,273	1,599,471	92,535		1,738			
(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費									
2塵芥処理費	248,119	12,655	260,774			12,655	10需用費	310	物品修繕料 310
							12委託料	12,345	土地調査業務委託料 12,345

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
							一般財源			
計	1,088,975	12,655	1,101,630					12,655		

(款) 5 農林水産業費									
(項) 1 農業費									
3 農業振興費	253,595	51,944	305,539				10 需用費	220 施設修繕料	220
							11 役務費	308 郵便料	308
							18 負担金、補助及び交付金	51,416 農業次世代人材投資資金 水稲農家支援交付金	1,500 49,916
計	668,182	51,944	720,126						

(款) 5 農林水産業費									
(項) 2 林業費									
2 林業振興費	261,657	2,486	264,143		2,400	86	24 積立金	2,486 森林環境譲与税基金積立金	2,486
計	512,976	2,486	515,462		2,400	86			

(款) 6 商工費									
(項) 1 商工費									
2 商工業振興費	825,421	△8,000	817,421	△8,000			18 負担金、補助及び交付金	△8,000 新型コロナウイルス関連融資信用保証料助成金	△8,000
4 観光施設費	630,307	30,151	660,458	18,500		7,791	10 需用費	9,411 施設修繕料	9,411
							12 委託料	6,000 土地調査業務委託料	6,000
							14 工事請負費	400 施設改修工事費	400
							17 備品購入費	2,800 備品購入費	2,800

(単位：千円)

(項) 1 商工費

(款) 6 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18負担金、補助及び交付金	11,540	指定管理施設修繕等負担金
計	1,652,510	22,151	1,674,661	△4,140	18,500		7,791			11,540

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2道路維持費	137,355	1,040	138,395	△4,265		5,305	10需用費	540	物品修繕料	540
3道路新設改良費	273,572	0	273,572	△6,362	6,400	△38	18負担金、補助 及び交付金	500	道路等公共施設修繕補助金	500
4橋梁維持費	197,500	0	197,500	△1,282	1,300	△18			財源更正	
5交通安全施設費	17,000	3,850	20,850	△967	1,000	3,817	14工事請負費	3,850	交通安全施設工事費	3,850
計	686,140	4,890	691,030	△12,876	8,700	9,066				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

3消防施設費	14,847	627	15,474	△173	800		14工事請負費	△173	施設改修工事費	△173
							18負担金、補助 及び交付金	800	消防施設整備費等補助金	800
4防災センター管理費	128,920	△43,241	85,679	△43,241			14工事請負費	△43,241	施設設備更新工事費	△43,241

(款) 8 消防費 (項) 1 消防費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
6災害対策費	55,722	244	55,966	△256		500	14工事請負費	△256	施設改修工事費 △256	
							17備品購入費	500	備品購入費 500	
計	1,002,532	△42,370	960,162	△43,670	800	500				

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費

3教育振興費	345,511	1,399	346,910	1,399			10需用費	1,399	文具消耗器材 文具消耗器材 (感染症対策) △551 1,950
計	615,730	1,399	617,129	1,399					

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費

1学校管理費	136,245	7,000	143,245		7,000		14工事請負費	7,000	管繕等工事費 7,000
2スクールバス運行費	50,135	△10,000	40,135		△10,000		17備品購入費	△10,000	スクールバス購入費 △10,000
計	186,380	△3,000	183,380		△3,000				

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費

1学校管理費	93,300	7,000	100,300		7,000		14工事請負費	7,000	管繕等工事費 7,000
計	125,372	7,000	132,372		7,000				

(単位：千円)

(款) 9 教育費 (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1幼稚園費	78,082	722	78,804	722				17備品購入費	722	備品購入費 722
計	81,464	722	82,186	722						

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	135,054	867	135,921	867			7 報 償 費	560	イベント出演者等謝礼	560
							10 需用 費	20	文具消耗器材	20
							11 役 務 費	132	音響照明操作手数料	132
							12 委 託 料	55	写真撮影委託料	55
							13 使用料及び 賃 借 料	100	会場借上料	100
6 文化財保 護費	27,488	2,744	30,232			2,744	14 工事請負費	2,744	施設改修工事費	2,744
計	354,927	3,611	358,538	867		2,744				

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費

2 体育施設 管理費	105,998	15,445	121,443	10,450	3,100		10 需 用 費	1,430	施設修繕料	1,430
							14 工事請負費	9,020	施設改修工事費	9,020
							18 負担金、補助 及び交付金	3,102	指定管理施設修繕等負担金	3,102
							21 補償、補填 及び賠償金	1,893	指定管理者休業補償金	1,893

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	428,754	15,445	444,199	10,450	3,100		1,895			

(款) 10 災害復旧費									
(項) 2 公共土木施設災害復旧費									
1公共土木施設災害復旧費	59,301	4,710	64,011		2,000		2,710	14工事請負費	災害復旧工事費
								22償還金、利子及び割引料	前年度災害復旧費国庫負担金返還金
計	59,301	4,710	64,011		2,000		2,710		

第 8 9 号議案

令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,861 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 247,153 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	入		118,148	△4,691	113,457
		1 外来収入	118,147	△4,691	113,456
2 使用料及び手数料	料		623	△63	560
		2 手数料	441	△63	378
5 繰入金	金		124,424	△3,107	121,317
		1 他会計繰入金	119,131	△3,107	116,024
歳入		合 計	255,014	△7,861	247,153

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		166,879	△5,604	161,275
	1 施設管理費	166,879	△5,604	161,275
2 医療費		67,509	△2,257	65,252
	1 医療費	67,509	△2,257	65,252
歳 出	合 計	255,014	△7,861	247,153

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1	診療収入	118,148	△4,691	113,457
2	使用料及び手数料	623	△63	560
5	繰入金	124,424	△3,107	121,317
	歳入合計	255,014	△7,861	247,153

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
					特 定 財 源			
					国県支出金			
					地方債	そ の 他	一般財源	
1	総務費	166,879	△5,604	161,275			△3,170	△2,434
2	医療費	67,509	△2,257	65,252				△2,257
	歳出合計	255,014	△7,861	247,153			△3,170	△4,691

2 歳 入

(単位：千円)

(項) 1 外来収入

(款) 1 診療収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	21,751	△866	20,885	1 現年度分	△866	現年度分 △866
2 社会保険診療報酬収入	19,457	△410	19,047	1 現年度分	△410	現年度分 △410
3 後期高齢者診療報酬収入	47,796	△2,270	45,526	1 現年度分	△2,270	現年度分 △2,270
4 その他診療報酬収入	11,362	△339	11,023	1 現年度分	△339	現年度分 △339
5 一部負担金収入	16,341	△806	15,535	1 医療給付分現年度分	△806	医療給付分現年度分 △806
計	118,147	△4,691	113,456			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 診断書料	411	△60	351	1 診断書料	△60	診断書料 △60
2 証明書料	29	△3	26	1 証明書料	△3	証明書料 △3
計	441	△63	378			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	103,531	△3,107	100,424	1 一般会計繰入金	△3,107	一般会計繰入金 △3,107
計	119,131	△3,107	116,024			

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 施設管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定財源		一般財源	区分		金額	
					地方債	その他					
1 一般管理費	166,879	△5,604	161,275			△3,170	△2,434	1 報酬	△783	会計年度任用職員報酬	△783
								2 給料	△981	一般職給料	△981
								3 職員手当等	△625	期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当	△346 △258 30 △51
								4 共済費	△175	共済組合納付金	△175
								8 旅費	△154	普通旅費 会計年度任用職員通勤費用弁償	△16 △138
								10 需用費	△609	文具消耗器材 公用車燃料代 施設管理用燃料代 水道代 電気代	△101 △140 △20 △23 △325
								11 役務費	△37	電話料 郵便料 通信回線料 予防接種手数料 火災保険料 自動車損害保険料 医療賠償責任保険料	△95 △4 △18 100 2 15 △37
								12 委託料	△160	医療廃棄物処理委託料 送迎車運行業務委託料 設備機器保守点検業務委託料 施設防犯管理業務委託料	△39 42 △56 △107

(款) 1 総務費 (項) 1 施設管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13使用料及び賃借料	△831	自動車借上料 A E D リース料 物品借上料 △816 △6 △9	
							18負担金、補助及び交付金	△1,249	退職手当組合負担金 互助会補助金 医師会費 医学会等参加負担金 研修会等参加負担金 協議会等負担金 医師派遣負担金 △152 △2 770 △20 △40 △45 △1,760	
計	166,879	△5,604	161,275			△3,170	△2,434			

(款) 2 医業費		(項) 1 医業費								
1 医療用機械器具費	15,439	△912	14,527			△912	12 委託料	△116	医療機器保守点検業務委託料	△116
							13 使用料及び賃借料	△406	酸素濃縮装置借上料	△406
							17 備品購入費	△390	医療機器購入費	△390
2 医療用消耗機材費	10,326	△200	10,126			△200	10 需用費	△200	医薬材料費	△200
3 医療衛生材料費	41,744	△1,145	40,599			△1,145	10 需用費	△900	医薬材料費	△900
							11 役務費	△245	臨床検査手数料	△245
計	67,509	△2,257	65,252			△2,257				

第 9 0 号議案

令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9,909 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,119,937 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金			1,220,521	△10,435	1,210,086
	1 国 庫 負 担 金		833,396	△9,670	823,726
	2 国 庫 補 助 金		387,125	△765	386,360
5 支 払 基 金 交 付 金			1,300,225	△3,429	1,296,796
	1 支 払 基 金 交 付 金		1,300,225	△3,429	1,296,796
6 県 支 出 金			724,908	5,542	730,450
	1 県 負 担 金		684,266	5,542	689,808
8 繰 入 金			783,604	△1,587	782,017
	1 他 会 計 繰 入 金		783,604	△1,587	782,017
歳 入	合 計	計	5,129,846	△9,909	5,119,937

歳 出

(単位：千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費			4,649,736	△12,700	4,637,036
	1 介 護 サ ー ビ ス 費		4,430,107	△33,000	4,397,107
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費		136,138	△12,000	124,138
	3 高 額 サ ー ビ ス 費		80,305	32,000	112,305
	4 そ の 他 諸 費		3,186	300	3,486
5 基 金 積 立 金			41,214	2,789	44,003
	1 基 金 積 立 金		41,214	2,789	44,003
7 諸 支 出 金			44,010	2	44,012
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		44,010	2	44,012
歳 出 合 計		計	5,129,846	△9,909	5,119,937

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
4	国庫支出金	1,220,521	△10,435	1,210,086
5	支払基金交付金	1,300,225	△3,429	1,296,796
6	県支支出金	724,908	5,542	730,450
8	繰入金	783,604	△1,587	782,017
歳入合計		5,129,846	△9,909	5,119,937

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	4,649,736	△12,700	4,637,036	△4,893		△5,016	△2,791
5 基金積立金	41,214	2,789	44,003				2,789
7 諸支出金	44,010	2	44,012				2
歳出合計	5,129,846	△9,909	5,119,937	△4,893		△5,016	

2 歳 入

(単位：千円)

(款) 4 国庫支出金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	833,396	△9,670	823,726	1 現年度分	△9,670	介護給付費負担金 △9,670
計	833,396	△9,670	823,726			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金						
1 調整交付金	300,194	△765	299,429	1 現年度分	△765	調整交付金 △765
計	387,125	△765	386,360			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金						
1 介護給付費交付金	1,260,828	△3,429	1,257,399	1 現年度分	△3,429	介護給付費交付金 △3,429
計	1,300,225	△3,429	1,296,796			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金						
1 介護給付費負担金	684,266	5,542	689,808	1 現年度分	5,542	介護給付費負担金 5,542
計	684,266	5,542	689,808			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	783,604	△1,587	782,017	1 介護給付費繰入金	△1,587	介護給付費繰入金 △1,587
計	783,604	△1,587	782,017			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費 (項) 1 介護サービス費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1居宅介護サービス給付費	1,485,392	△30,000	1,455,392	△11,569		△11,850	△6,581	18負担金、補助及び交付金	△30,000	居宅介護サービス費 △30,000
3施設介護サービス給付費	1,857,335	80,000	1,937,335	30,824		31,600	17,576	18負担金、補助及び交付金	80,000	施設介護サービス費 80,000
7居宅介護サービス計画給付費	208,717	△3,000	205,717	△1,156		△1,185	△659	18負担金、補助及び交付金	△3,000	居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成費 △3,000
9特定入所者介護サービス給付費	132,000	30,000	162,000	11,569		11,850	6,581	18負担金、補助及び交付金	30,000	特定入所者介護サービス費 30,000
11地域密着型介護サービス給付費	728,528	△110,000	618,528	△42,383		△43,450	△24,167	18負担金、補助及び交付金	△110,000	地域密着型介護サービス費 △110,000
計	4,430,107	△33,000	4,397,107	△12,715		△13,035	△7,250			

(款) 2 保険給付費 (項) 2 介護予防サービス費

1 介護予防サービス給付費	93,393	△5,000	88,393	△1,927		△1,975	△1,098	18 負担金、補助及び交付金	介護予防サービス費 △5,000
3 地域密着型介護予防サービス給付費	14,346	△7,000	7,346	△2,697		△2,765	△1,538	18 負担金、補助及び交付金	地域密着型介護予防サービス費 △7,000

介護保険事業特別会計

2 保険給付費

(款) 2 保険給付費		(項) 2 介護予防サービス費					(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	
				特定財源		一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他		
防サービス給付費								
計	136,138	△12,000	124,138	△4,624		△4,740	△2,636	
(款) 2 保険給付費								
(項) 3 高額サービス費								
1 高額介護サービス費	65,566	32,000	97,566	12,330		12,640	7,030	32,000
計	80,305	32,000	112,305	12,330		12,640	7,030	
(款) 2 保険給付費								
(項) 4 その他諸費								
1 審査支払手数料	3,186	300	3,486	116		119	65	300
計	3,186	300	3,486	116		119	65	
(款) 5 基金積立金								
(項) 1 基金積立金								
1 介護保険事業基金費	41,214	2,789	44,003				2,789	2,789
計	41,214	2,789	44,003				2,789	
(款) 7 諸支出金								
(項) 1 償還金及び還付加算金								
3 償還金	43,100	2	43,102				2	2
							2 過年度総合事業調整交付金精算返還金	

(款) 7 諸支出金		(項) 1 償還金及び還付加算金					(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分			
				国県支出金	地方債			その他		
計	44,010	2	44,012				2			

第 9 1 号議案

令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度宍粟市の訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,290 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,863 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 繰入	金		22,043	3,290	25,333
		1 他 会 計 繰 入 金	22,043	3,290	25,333
歳入		合 計	70,573	3,290	73,863

歳 出

(単位：千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 業 務	費		70,563	3,290	73,853
		1 業 務 費	70,563	3,290	73,853
歳 出 合 計			70,573	3,290	73,863

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
歳入

款		補正前の額	補正額	計
3 繰	入金	22,043	3,290	25,333
歳入合計		70,573	3,290	73,863

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 業 務 費	70,563	3,290	73,853			3,290	一般財源
歳 出 合 計	70,573	3,290	73,863			3,290	

2 歳 入

(款) 3 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	22,043	3,290	25,333	1 一般会計繰入金	3,290	一般会計繰入金
計	22,043	3,290	25,333			3,290

3 歳 出

(款) 1 業務費 (項) 1 業務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
1業務費	70,563	3,290	73,853			3,290	1報酬	639	会計年度任用職員報酬	639
							2給料	601	一般職給料	601
							3職員手当等	1,056	期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当	359 258 300 139
							4共済費	774	共済組合納付金 会計年度任用職員社会保険料等	660 114
							8旅費	66	会計年度任用職員通勤費用弁償	66
							18負担金、補助及び交付金	154	退職手当組合負担金 互助会補助金	152 2
計	70,563	3,290	73,853			3,290				

第 9 2 号議案

令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができしる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理業務委託	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	460, 885

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第93号議案

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
新病院整備事業	146,868千円	△130,000千円	16,868千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	458,014千円	△130,000千円	328,014千円
第1項 企業債	230,000千円	△130,000千円	100,000千円
支出			
第1款 資本的支出	596,173千円	△130,000千円	466,173千円
第1項 建設改良費	251,868千円	△130,000千円	121,868千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本・実施・造成設計業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	448,848
新病院開院支援業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	57,800
新病院整備コンストラクション・マネジメント業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	50,000

(企業債の補正)
第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備	80,000	証書借入	年利2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとある。
建設改良事業	20,000			
合計	100,000			

令和3年11月26日提出

安栗市長 福元晶三

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）実施計画

(1) 資本的收入及び支出

収 入		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的收入			458,014	△ 130,000	328,014	
	1. 企業債		230,000	△ 130,000	100,000	
		1. 企業債	230,000	△ 130,000	100,000	

支 出		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の支出			596,173	△ 130,000	466,173	
	1. 建設改良費		251,868	△ 130,000	121,868	
		3. 新病院整備事業費	146,868	△ 130,000	16,868	

令和3年度穴栗市病院事業特別会計補正予算（第3号）明細書

収入 款・項		目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	明
						区分	金額		
1.	資本的收入		458,014	△ 130,000	328,014				
1.	企業債		230,000	△ 130,000	100,000				
	1. 企業債		230,000	△ 130,000	100,000	1. 企業債	△ 130,000	新病院整備事業	

支出 款・項		目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	明
						区分	金額		
1.	資本の支出		596,173	△ 130,000	466,173				
1.	建設改良費		251,868	△ 130,000	121,868				
	3. 新病院整備事業費		146,868	△ 130,000	16,868	8. 委託料	△ 130,000	基本設計費等	

第 9 4 号議案

宍粟市交通安全対策基金条例の制定について

宍粟市交通安全対策基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市交通安全対策基金条例

(設置)

第1条 交通安全対策に必要な施策の財源に充てるため、宍粟市交通安全対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関（以下「金融機関等」という。）への預金等の確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(処分の特例)

第5条 市長は、基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、前条の規定にかかわらず、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和9年3月31日をもって失効する。

第 9 5 号議案

宍粟市学校給食費条例の制定について

宍粟市学校給食費条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する学校給食に係る学校給食費及び兵庫県立千種高等学校（以下「千種高校」という。）の生徒等に提供する給食に係る給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。

(学校給食費の徴収及び納付)

第3条 市長は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等及びその他の学校給食の提供を受ける者（以下「学校給食費納入義務者」という。）から、学校給食費納入義務者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を、学校給食費として徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、学校給食費納入義務者以外に学校給食を提供した場合は、当該学校給食の提供を受けた者を学校給食費納入義務者とみなし、その者から規則で定める額を、学校給食費として徴収する。

3 学校給食費納入義務者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第4条 市長は、学校給食費納入義務者が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認められる場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収)

第5条 千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収については、前2条の規定の例による。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 9 6 号議案

宍粟市国民健康保険条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険条例（平成17年宍粟市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宍粟市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

現	行	改	正	案
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、市長が、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があることを認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があることを認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略)			

第 9 7 号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険税条例（平成17年宍粟市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第6条の5及び第16条」を「次号、第6条の5及び第16条第1項」に、「）という」を「）をいう」に、「第3号、第6条の5及び第16条」を「第3号、第6条の5及び同項」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第16条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

- （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

第16条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 5 項中「第16条」を「第16条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の 5」を「第703条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 6 項及び第 7 項中「第16条」を「第16条第 1 項」に改める。

附則第 9 項中「第16条」を「第16条第 1 項」に、「金額」、「」を「金額」と、「」に改める。

附則第10項から第12項までの規定中「第16条」を「第16条第 1 項」に改める。

附則第13項及び第14項中「第 7 条及び第16条」を「第 7 条及び第16条第 1 項」に、「この条及び第16条」を「この条及び第16条第 1 項」に、「第16条中」を「第16条第 1 項中」に改める。

附則第15項及び第16項中「第16条」を「第16条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定（「）という」を「）をいう」に改める部分を除く。）、第13条第 1 項の改正規定、第16条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）及び第16条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに附則第 5 項から第 7 項までの改正規定、附則第 9 項の改正規定（「金額」、「」を「金額」と、「」に改める部分を除く。）及び附則第10項から第16項までの改正規定並びに次項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の宍粟市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 (略) 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の5及び第16条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の5及び第16条において同じ。）以外の世帯 23,400円 (2)・(3) (略) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第16条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 (略)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 (略) 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の5及び第16条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の5及び同項において同じ。）以外の世帯 23,400円 (2)・(3) (略) (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第16条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額</u>とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 (略)

現 行	改 正 案
(国民健康保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与控除額を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を受けた者（年齢65歳未満の者の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）をいう。以下この号において同じ。）の数の合計数（以下この条に規定する給与等の収入金額が110万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）が2以上の場合にあつては、43万円から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,900円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区	(国民健康保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与控除額を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を受けた者（年齢65歳未満の者の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）をいう。以下この号において同じ。）の数の合計数（以下この条に規定する給与等の収入金額が110万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）が2以上の場合にあつては、43万円から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,900円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲

現 行	改 正 案
分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,500円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)	げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,500円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)

現 行	改 正 案
ウ～カ (略)	ウ～カ (略)
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第16条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第17条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第16条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第17条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が

現 行	改 正 案
れている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。	含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。
附 則 1～4 （略）	附 則 1～4 （略）
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額及び山林所得金額とあるのは「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式

現 行	改 正 案
式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第16条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第16条</u>第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第16条</u>中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条</u>第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第16条</u>第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
8 (略)	8 (略)
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条</u>第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項

現 行	改 正 案
山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

現 行	改 正 案
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第16条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」とあるのは「及び山林所得利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第16条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

現 行	改 正 案
(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、<u>第7条及び第16条</u>の規定の適用については、第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第16条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。） (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、<u>第7条及び第16条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第16条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。） (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等	15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び<u>第16条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等

現 行	改 正 案
実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第 9 8 号議案

宍粟市環境基本条例の一部改正について

宍粟市環境基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市環境基本条例の一部を改正する条例

宍粟市環境基本条例（平成17年宍粟市条例第123号）の一部を次のように改正する。
第59条中「抑制」を「量の削減等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現	行	改	正	案
第59条 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画を策定するとともに、市民及び事業者との連携を深め、協動した行動を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第59条 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画を策定するとともに、市民及び事業者との連携を深め、協動した行動を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。			

第 99 号議案

宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について

宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例（平成17年宍粟市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5号の表を次のように改める。

（5） キャンプ場

区分	単位	期間	使用料	備考
施設使用者	1 人	1 日	円 350	
家族風呂	1 組	1 回	3, 000	
シャワー室	1 室	1 回	500	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

現 行					改 正 案				
別表第 2（第 9 条関係） ちくさ高原総合レクリエーション施設使用料 (1)～(4)（略） (5) キャンプ場					別表第 2（第 9 条関係） ちくさ高原総合レクリエーション施設使用料 (1)～(4)（略） (5) キャンプ場				
区分	単位	期間	使用料	備考	区分	単位	期間	使用料	備考
施設使用者	1 人	1 日	円 350		施設使用者	1 人	1 日	円 350	
					家族風呂	1 組	1 回	3, 000	
					シャワー室	1 室	1 回	500	
(6)～(8)（略）					(6)～(8)（略）				

第 1 0 0 号議案

宍粟市産業立地促進条例の一部改正について

宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例

宍粟市産業立地促進条例（平成26年宍粟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同号ア中「雇用を開始する日において市内に住所を有する者。（当該）を「、雇用を開始した日から起算して1年以内に市内に住所を有するもの（指定事業者の決定日以降であって、かつ、当該）」に改め、同号イ中「転入した者」を「転入したものに、」（当該）を「（当該）」に改め、同号ウ中「開始する日において市内に住所を有する者。（当該）を「開始した日から起算して1年以内に市内に住所を有するもの（指定事業者の決定日以降であって、かつ、当該）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「雇用した者」を「雇用した雇用保険被保険者」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「開始する」を「開始した」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号イ中「第35条第3項」を「第35条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 設置 市内に工場等を新設し、既存の工場敷地若しくは隣地を含めた一画地に増設し、又は既存工場等を増築することをいう。

第3条第1号中「事業者の区分に応じ、それぞれに定める」を「いずれかの」に改め、同号ア中「5,000万円」を「1億円」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同号イ中「ある者」を「あるもの」に改め、同号ウ中「2,000万円」を「5,000万円」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同号エ及びオを削る。

第6条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項に次の1号を加える。

（7） 障がい者雇用奨励助成

第6条第2項第1号及び第2号中「第8号」を「第7号」に改め、同項第3号を削る。

第7条第2項中「、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める年度」を「3か年度」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第20条第1項及び第21条第1項」を「第19条第1項及び第20条第1項」に改め、同条第4項を削る。

第10条第2項ただし書中「からオ」を削る。

第12条第1項中「開始する」を「開始した」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条中「障害者雇用奨励助成」を「障がい者雇用奨励助成」に、「指定事業者が工場等の設置に伴い新たに雇用する障害者等で雇用保険被保険者であるもの」を「新規常用雇用者であって、障がい者等」に、「開始する」を「開始した」に改め、「からオ」を削り、「障害者等に」を「障がい者等に」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項第4号中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第23条第1項中「第20条第1項」を「第19条第1項」に、「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

附則に次の1項を加える。

(助成の特例)

4 令和4年度から令和8年度までの間における第8条及び第9条の規定の適用については、助成を初めて受けようとする指定事業者であつて、かつ、次のいずれかの条件を満たす工場等を設置する場合は、第8条及び第9条中「2,500万円」とあるのは「3,000万円」とする。

(1) 促進地域(市内のうち、一宮町、波賀町及び千種町区域をいう。)内での工場等の設置

(2) 指定産業(日本標準産業分類の中分類で定める農業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業(木製家具製造業(漆塗りを除く。))に限る。)、宿泊業、娯楽業(公園、遊園地及びテーマパークに限る。)、情報サービス業及びインターネット付随サービスをいう。)を行う工場等の設置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に講じられているこの条例による改正前の栄栗市産業立地促進条例の規定による措置については、なお従前の例による。

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 教育施設等跡地 次に掲げる施設を設置していた土地であって市長が指定したものをいう。 ア (略) イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項に規定する児童福祉施設 (3) 投下固定資産総額 事業者が工場等の設置のために取得した当該工場等で行う事業の用に供する固定資産（当該工場等の操業を開始する日までに取得したものに限る。）の取得価額の合計額をいう。 (4) 新規常用雇用者 事業者が工場等の設置に伴い新たに雇用した者で雇用の日から継続して1年以上の雇用がある者 (5) 新規地元雇用者 新規常用雇用者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。 ア 工場等の設置に伴い常時使用する労働者として新たに雇用した者で雇用を開始する日において市内に住所を有する者。（当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに雇用した者に限る。） イ 工場等の設置の以前から常時使用する労働者として雇用している者で当該工場等への配置に伴い市内へ転入した者。（当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに配置、転入した者に限る。）	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 設置 市内に工場等を新設し、既存の工場敷地若しくは隣地を含めた一画地に増設し、又は既存工場等を増築することをいう。 (3) 教育施設等跡地 次に掲げる施設を設置していた土地であって市長が指定したものをいう。 ア (略) イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3号に規定する児童福祉施設 (4) 投下固定資産総額 事業者が工場等の設置のために取得した当該工場等で行う事業の用に供する固定資産（当該工場等の操業を開始した日までに取得したものに限る。）の取得価額の合計額をいう。 (5) 新規常用雇用者 事業者が工場等の設置に伴い新たに雇用した雇用保険被保険者で雇用の日から継続して1年以上の雇用があるもの (6) 新規地元雇用者 新規常用雇用者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 工場等の設置に伴い常時使用する労働者として新たに雇用した者で、雇用を開始した日から起算して1年以内に市内に住所を有するもの（指定事業者の決定日以降であって、かつ、当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに雇用した者に限る。） イ 工場等の設置の以前から常時使用する労働者として雇用している者で当該工場等への配置に伴い市内へ転入したもの（当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに配置、転入したものに限る。）

現 行	改 正 案
ウ 既存工場等から当該工場等への配置換えにより生じた既存工場等の欠員を補うために新たに雇用了る者で、雇を開始する日において市内に住所を有する者。（当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに雇用了る者に限る。） (6) 障害者等 次に掲げる者をいう。 ア～エ (略) (対象事業者) 第3条 第6条第1項及び第2項に規定する課税免除（以下「指定課税免除」という。）及び助成（以下これらを「助成等措置」という。）の対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。 (1) 次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすこと。 ア 投下固定資産総額が5,000万円以上であり、新規常用雇用者が5人以上である者 イ 教育施設等跡地に工場等を設置する者で、当該工場等の投下固定資産総額が1,000万円以上であり、新規常用雇用者が3人以上である者 ウ 投下固定資産総額が2,000万円以上であり、新規常用雇用者が3人以上である者 エ 教育施設等跡地に工場等を設置する者で、当該工場等の投下固定資産総額が1,000万円以上であり、指定申請時において常時使用する労働者として3人以上雇用している者（事業主の3親等以内を除く。） オ 投下固定資産総額が2,000万円以上であり、指定申請時において常時使用する労働者として3人以上雇用している者（事業主の3親等以内を除く。） (2)～(5) (略) (助成等措置)	ウ 既存工場等から当該工場等への配置換えにより生じた既存工場等の欠員を補うために新たに雇用了る者で、雇を開始した日から起算して1年以内に市内に住所を有するもの（指定事業者の決定日以降であつて、かつ、当該工場等の操業を開始した日から起算して1年を経過する日までに雇用了る者に限る。） (7) 障がい者等 次に掲げる者をいう。 ア～エ (略) (対象事業者) 第3条 第6条第1項及び第2項に規定する課税免除（以下「指定課税免除」という。）及び助成（以下これらを「助成等措置」という。）の対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。 (1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。 ア 投下固定資産総額が1億円以上であり、新規常用雇用者が5人以上であるもの イ 教育施設等跡地に工場等を設置する者で、当該工場等の投下固定資産総額が1,000万円以上であり、新規常用雇用者が3人以上であるもの ウ 投下固定資産総額が5,000万円以上であり、新規常用雇用者が3人以上であるもの (2)～(5) (略) (助成等措置)
第6条 市長は、指定事業者に対し、固定資産税の課税免除及び予算の範囲内	第6条 市長は、指定事業者に対し、固定資産税の課税免除及び予算の範囲内

現 行	改 正 案
で次に掲げる助成を行うことができる。 (1)～(5) (略) (6) <u>緑化奨励助成</u> (7) <u>雇用奨励助成</u> (8) <u>障害者雇用奨励助成</u> 2 前項の助成措置は、第3条に規定する要件によって次の各号のとおり適用する。 (1) 第3条第1項第1号ア及びイに該当する事業者に対しては、前項第1号から第8号までの助成を行うことができる。 (2) 第3条第1項第1号ウに該当する事業者に対しては、前項第3号から第8号までの助成を行うことができる。 (3) 第3条第1項第1号エ及びオに該当する事業者に対しては、前項第3号の助成を行うことができる。 3 (略) (指定課税免除) 第7条 (略) 2 指定課税免除の期間は、当該指定課税免除をする最初の年度から、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める年度とする。 (1) 第3条第1項第1号ア及びイに該当する事業者 5か年度 (2) 第3条第1項第1号ウからオに該当する事業者 3か年度 3 第1項の規定にかかわらず、対象固定資産に第20条第1項及び第21条第1項の規定による課税免除（以下「法定課税免除」という。）が適用される場合は、指定課税免除は行わないものとする。 4 前項の場合において、当該法定課税免除が適用された期間の満了後に指定課税免除を行う場合における当該指定課税免除の期間は、第2項の期間から当該法定課税免除が適用された期間を減じた期間とする。 第10条 (略) 2 空き店舗等への設置助成の期間は、当該助成に係る最初の算定年度の翌年	で次に掲げる助成を行うことができる。 (1)～(5) (略) (6) <u>雇用奨励助成</u> (7) <u>障がい者雇用奨励助成</u> 2 前項の助成措置は、第3条に規定する要件によって次の各号のとおり適用する。 (1) 第3条第1項第1号ア及びイに該当する事業者に対しては、前項第1号から第7号までの助成を行うことができる。 (2) 第3条第1項第1号ウに該当する事業者に対しては、前項第3号から第7号までの助成を行うことができる。 3 (略) (指定課税免除) 第7条 (略) 2 指定課税免除の期間は、当該指定課税免除をする最初の年度から3か年度とする。 3 第1項の規定にかかわらず、対象固定資産に第19条第1項及び第20条第1項の規定による課税免除（以下「法定課税免除」という。）が適用される場合は、指定課税免除は行わないものとする。 第10条 (略) 2 空き店舗等への設置助成の期間は、当該助成に係る最初の算定年度の翌年

現 行	改 正 案
度から5か年度とする。ただし、第3条第1項第1号ウからオに該当する場合は、3か年度とする。	度から5か年度とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は、3か年度とする。
第12条 上下水道使用料助成の額は、指定事業者が設置した工場等で4月から翌年の3月まで（次項において「算定年度」という。）に要した次に掲げる費用（当該工場等の操業を開始した日以降に要したものに限る。）の額の合計額の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は50万円を限度とする。 (1)・(2) (略) 2 (略)	第12条 上下水道使用料助成の額は、指定事業者が設置した工場等で4月から翌年の3月まで（次項において「算定年度」という。）に要した次に掲げる費用（当該工場等の操業を開始した日以降に要したものに限る。）の額の合計額の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は50万円を限度とする。 (1)・(2) (略) 2 (略)
第13条 緑化奨励助成の額は、指定事業者が設置した工場等の用に供する土地に整備した緑地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する緑地をいい、当該工場等の操業を開始した日までに整備したものに限る。）でその面積の当該工場等の用に供する土地の面積に対する割合が2割以上であるものの整備に要した費用の額の2分の1以内の額とし、500万円を限度とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は、200万円を限度とする。	第13条 (略) 第14条 障がい者雇用奨励助成の額は、新規常用雇用者であつて、障がい者等（当該工場等の操業を開始した日から起算して5年（指定事業者が第3条第1項第1号ウに該当する場合は、3年）を経過する日までに雇用した障がい者等に限る。）1人につき30万円とし、その合計額の上限を300万円とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は、その合計額の上限を150万円とする。 (届出)
第14条 (略) 第15条 障害者雇用奨励助成の額は、指定事業者が工場等の設置に伴い新たに雇用する障害者等で雇用保険被保険者であるもの（当該工場等の操業を開始する日から起算して5年（指定事業者が第3条第1項第1号ウからオに該当する場合は、3年）を経過する日までに雇用した障害者等に限る。）1人につき30万円とし、その合計額の上限を300万円とする。ただし、第3条第1項第1号ウに該当する場合は、その合計額の上限を150万円とする。 (届出) 第16条 (略) (指定の取消し等)	第15条 (略) (指定の取消し等) 第16条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、指定を取り消すことができる。
第17条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、指定を取り消すことができる。	第16条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、指定を取り消すことができる。

現 行	改 正 案
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 第19条の規定による報告及び調査を正当な理由なく拒んだとき。	(4) 第18条の規定による報告及び調査を正当な理由なく拒んだとき。
(5) (略)	(5) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(助成等措置の承継)	(助成等措置の承継)
第18条 (略)	第17条 (略)
2 (略)	2 (略)
(報告及び調査)	(報告及び調査)
第19条 (略)	第18条 (略)
(産業振興促進区域における課税免除)	(産業振興促進区域における課税免除)
第20条 (略)	第19条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(同意促進区域における課税免除)	(同意促進区域における課税免除)
第21条 (略)	第20条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(法定課税免除の取消し)	(法定課税免除の取消し)
第22条 (略)	第21条 (略)
(法定課税免除の承継)	(法定課税免除の承継)
第23条 市長は、法定課税免除に係る事業が承継された場合において、第20条第1項に規定する特別償却設備又は第21条第1項に規定する対象施設が引き続き当該承継された事業の用に供されているときは、その承継人に対して引き続き当該法定課税免除を行うことができる。	第22条 市長は、法定課税免除に係る事業が承継された場合において、第19条第1項に規定する特別償却設備又は第20条第1項に規定する対象施設が引き続き当該承継された事業の用に供されているときは、その承継人に対して引き続き当該法定課税免除を行うことができる。
2 (略)	2 (略)
(法定課税免除の優先)	(法定課税免除の優先)
第24条 (略)	第23条 (略)
(委任)	(委任)
第25条 (略)	第24条 (略)
附 則	附 則

現 行	改 正 案
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略） <u>（助成の特例）</u> 4 <u>令和 4 年度から令和 8 年度までの間における第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、助成を初めて受けようとする指定事業者であつて、かつ、次のいずれかの条件を満たす工場等を設置する場合は、第 8 条及び第 9 条中「2,500 万円」とあるのは「3,000 万円」とする。</u> <u>（1） 促進地域（市内のうち、一宮町、波賀町及び千種町区域をいう。）内での工場等の設置</u> <u>（2） 指定産業（日本標準産業分類の中分類で定める農業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業（木製家具製造業（漆塗りを除く。）に限る。）、宿泊業、娯楽業（公園、遊園地及びテーマパークに限る。）、情報サービス業及びインターネット付随サービス業をいう。）を行う工場等の設置</u>

第 1 0 1 号議案

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年宍粟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4章 過料（第53条・第54条）

」

を

「

第4章 雑則（第53条）

第5章 過料（第54条・第55条）

」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第4章中第54条を第55条とし、第53条を第54条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特

定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供す

る」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現	行	改	正	案
目次		目次		
第1章～第3章（略）		第1章～第3章（略）		
第4章 過料（第53条・第54条） （内容及び手続の説明及び同意）		第4章 雑則（第53条）		
第5条（略）		第5章 過料（第54条・第55条） （内容及び手続の説明及び同意）		
2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。		第5条（略）		
(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの				
ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法				
イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）				
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法				
3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる				

現 行		改 正 案
<u>文書を作成することができるものでなければならない。</u>		
4	<u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>	
5	<u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提示しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>	
	<u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u>	
	<u>(2) ファイルへの記録の方式</u>	
6	<u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u>	(内容及び手続の説明及び同意)
	<u>(内容及び手続の説明及び同意)</u>	
第38条	(略)	第38条 (略)
2	<u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u>	
	<u>(特定教育・保育施設等との連携)</u>	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条	(略)	第42条 (略)
	<u>(1)・(2) (略)</u>	(1)・(2) (略)
	<u>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提</u>	<u>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて</u>

現 行	改 正 案
供すること。 2～9 （略）	て教育・保育を提供すること。 2～9 （略） 第4章 雑則 （電磁的記録等） 第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
	のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。
	2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。 この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
	（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

現 行	改 正 案
	イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6

現 行	改 正 案
第4章 過料 (過料) 第53条 (略) 2・3 (略) 第54条 (略) 2 (略)	項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 第5章 過料 (過料) 第54条 (略) 2・3 (略) 第55条 (略) 2 (略)

第 1 0 2 号議案

宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について

宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

公の施設の名称	指定管理者に指定する団体	指定する期間
音水湖カヌー競技場	兵庫県神崎郡神河町上小田 881番地146 株式会社MEリゾート播磨 代表取締役 正垣 努	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 1 0 3 号議案

第 2 次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定に
ついて

第 2 次宍粟市総合計画基本構想を別紙のとおり変更し、後期基本計画を別紙のとおり策定したいので、宍粟市自治基本条例（平成23年宍粟市条例第 4 号）第24条第 3 項及び宍粟市議会基本条例（平成23年宍粟市条例第20号）第11条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第2次宍粟市総合計画後期基本計画
第2次宍粟市地域創生総合戦略

令和3年 月

【目 次】

I 序論	1
はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本的な考え方	2
3. 計画の構成と期間	3
第1章 社会潮流	4
第2章 宍粟市の概況	5
1. 各種統計データからの現状	5
2. アンケート調査結果の概要	12
3. まちづくりワークショップの概要	16
4. 市民意識及び市の取組と方向性の整理	17
II 基本構想	19
第1章 宍粟市の将来像	19
1. 将来像の理念	19
2. 将来像の実現に向けた重点事項	20
3. 人口ビジョン	21
4. 将来の地域構造	23
5. 宍粟市の最重要課題とまちづくりのテーマ	26
第2章 定住促進重点戦略	32
第3章 基本目標と基本方針	34
第4章 計画の着実な推進に向けて	37
1. 参画と協働のまちづくりの推進	37
2. 男女共同参画の推進	39
3. シティプロモーションの推進	39
4. 「生涯活躍社会」の実現	40
5. デジタルトランスフォーメーション（DX）による社会変革への対応	40
6. ポストコロナ社会への対応	41
7. 地域強靱化の推進	41
8. 持続可能な行財政運営の推進	42
計画の全体像	44
III 後期基本計画	45
第1章 住み続けたい、住んでみたいまち	46
基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり	46
基本施策1 林業の振興	47
基本施策2 農業の振興	49

基本施策3 商工業の振興	51
基本施策4 観光の振興.....	53
基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり	55
基本施策5 森林・田園・まち並み景観の保全.....	56
基本施策6 資源循環型社会の構築.....	58
基本施策7 住環境整備、土地利用の推進.....	60
基本施策8 道路網・上下水道の整備・維持.....	62
基本方針3 定住魅力の高いまちづくり	64
基本施策9 生活圏の拠点づくりの推進.....	65
基本施策10 移住・定住促進の充実.....	67
基本方針4 安全で安心なまちづくり	69
基本施策11 防災体制の充実.....	70
基本施策12 消防・救急体制の充実.....	72
基本施策13 防犯・交通安全の推進.....	74
基本施策14 消費者行政の推進.....	76
第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち.....	78
基本方針5 子どもが健やかに育つまちづくり	78
基本施策15 子育て支援の充実.....	79
基本施策16 就学前教育の充実.....	82
基本施策17 学校教育の充実.....	84
基本施策18 青少年健全育成の推進.....	86
基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり	88
基本施策19 健康づくりの推進.....	89
基本施策20 地域医療の充実.....	91
基本施策21 地域福祉の充実.....	93
基本施策21-1 高齢者福祉の充実.....	95
基本施策21-2 障がい福祉の充実.....	97
基本施策22 社会保障の充実.....	99
基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり	101
基本施策23 生涯学習の推進.....	102
基本施策24 文化・芸術活動の推進.....	104
基本施策25 スポーツ活動の推進.....	106
基本施策26 人権教育・啓発の推進.....	108
第3章 参画と協働・男女共同参画の推進.....	110
第4章 健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）	112

I 序論

はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では平成 27（2015）年度に策定した第 2 次宍粟市総合計画において、まちの将来像を「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」と掲げ、人口減少対策を最重要課題として、「住み続けたい、住んでみたいまち」「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」を基本目標にまちづくりを進めています。また、同じく平成 27（2015）年度に策定した宍粟市地域創生総合戦略（以下「第 1 次戦略」という。）では「森林から創まる地域創生」をテーマに定住促進重点戦略に取り組んできました。

人口減少を抑制していくためには長期的な視点を持ちながら着実に成果を積み上げていくことができるまちづくりが必要であり、これまでの取組をさらに深化させるとともに、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」など、新たな社会潮流を踏まえた見直しが求められています。また、超高齢社会の中で労働力や地域の担い手の減少、医療・福祉などの社会保障にかかる費用の増大など、現役世代の負担が大きくなっており、これからのまちづくりでは元気な高齢者が様々な場面で活躍できる「生涯活躍社会」を目標とすることが重要です。

市政運営にあたっては厳しい財政状況が見込まれることから、継続的な行財政改革に取り組みつつ本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、市民の参画と協働を含め、限られた資源を最大限に活用しながら戦略的にまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした状況の中、現行の第 2 次宍粟市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）及び第 1 次戦略が令和 3（2021）年度に計画期間の満了を迎えることから、総合的かつ計画的な市政運営を図るべく、第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略（以下「第 2 次戦略」という。）を一体的に策定し、長期的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針として、第 2 次戦略に基づく人口減少対策に特化した取組を含め、選択と集中によるこれからの本市のまちづくりの方向性を示すものです。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 行政の計画ではなく市全体の計画

後期基本計画及び第2次戦略は市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が市の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくための方向性と課題を共有し、その課題の解消に向けた取組を明確にすることで、それぞれの役割のもと、持続的なまちづくりを進める市全体の計画とします。

(2) まちづくりの方向性を明確にするビジョン（基本構想（11年間））

基本構想は市全体として喫緊に取り組まなければならない最も重要な課題を明確にする中で、まちの将来像とまちづくりの方向性を示します。

(3) 重要課題とその取組を明確にする指針（基本計画（5年間））

基本計画は基本構想で示したまちづくりの方向性を踏まえ、各種施策における重要課題と優先すべき取組を示します。さらに、施策の進捗状況や取組の成果が分かる計画とします。

◇優先項目を明確にした計画

限られた財源の中で、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、計画期間中に優先すべき取組を示すとともに「森林から創^もり^りはじ^はまる地域創生」の実現に向け、選択と集中により実効性を高めます。

◇成果が分かる計画

各種施策の成果を測るため、「まちづくり指標」を設定し、誰にでも分かりやすく、適正な評価ができる計画にします。

◇社会潮流に対応した柔軟な計画

社会潮流の変化に合わせながら、柔軟に対応することができる計画とします。

◇市民の参画と協働により進める計画

計画策定に市民アンケートやワークショップなどを通じた市民のニーズや提案を取り入れながら、市民の参画と協働により進める計画とします。

3. 計画の構成と期間

(1) 構成

■基本構想

長期的な視野に立ち、市のめざすべき将来像、まちづくりの基本的な理念などを示すものです。

■基本計画

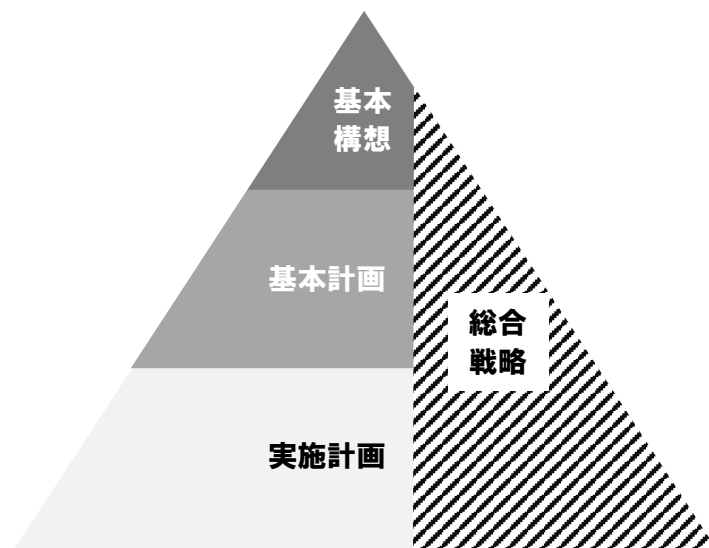
基本構想に掲げる将来像や理念を実現するため、施策の方向性を示すものです。

■総合戦略

人口減少克服・地域創生を達成するための具体的な目標、取組を示すものです。

■実施計画

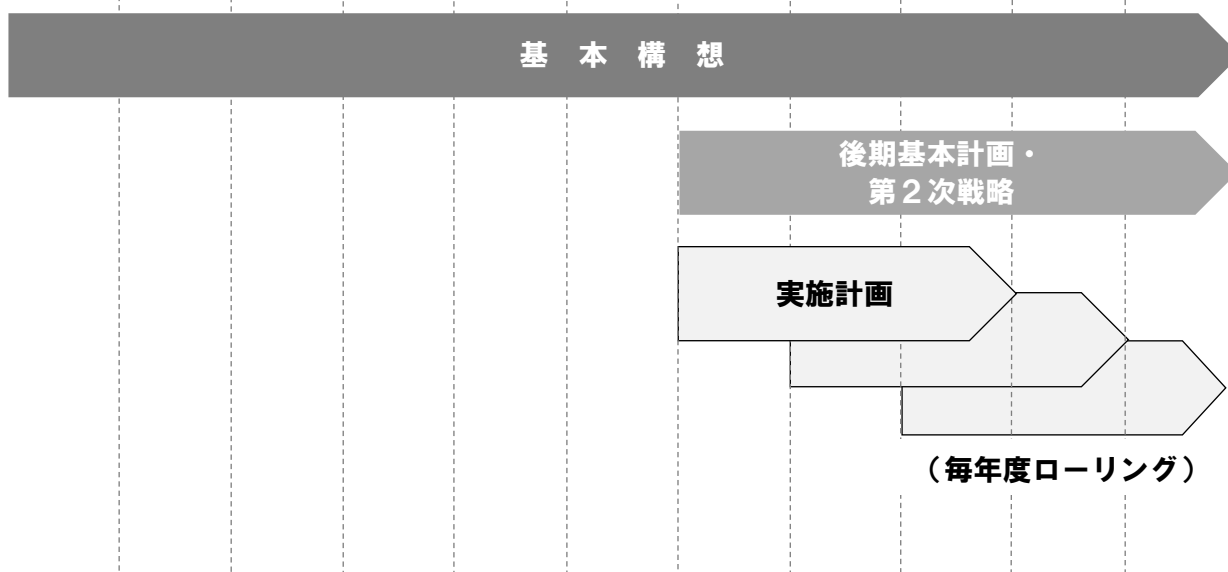
基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。



(2) 計画期間

基本構想の計画期間は平成 28 (2016) ～令和 8 (2026) 年度の 11 年間とし、後期基本計画及び第 2 次戦略の計画期間は令和 4 (2022) ～8 (2026) 年度の 5 年間です。実施計画は 3 ヶ年計画のローリング方式とし、毎年、実績や現状・課題に基づき見直しを行います。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026



第1章 社会潮流

① 人口減少、少子高齢化の進行

日本の人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に入り、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。出生数は減少し続ける一方、令和 7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が予測されます。

一方、平均寿命が延びており、「人生 100 年時代」を健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、「生涯活躍社会」を実現していく必要があります。

都市部への人口集中による地方における人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住促進や関係人口・交流人口の増加に向けて地域資源を活用し、まちの魅力を向上させ、当該魅力を発信する取組が進められています。

② 安全への意識の高まり

全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震などが発生しており、暮らしの安全の確保はまちづくりの最も大切な要素となっています。東日本大震災や熊本地震では役所・役場自体が被災し行政機能が維持できなかったことが課題として挙げられており、災害時における「自助」「共助」「公助」の取組が求められています。

③ 産業を取り巻く環境の変化

ＩｏＴやＡＩの進化、ビッグデータの活用により、ロボットや自動運転などの技術革新が進展することで産業構造の転換が図られ、生産年齢人口の減少による労働力不足を補うことができる可能性も考えられます。こうした状況を背景として、仕事のあり方や労働市場に求められる人材も変化することが予測されます。

④ 子育て支援、学びの充実

国では保育の受け皿確保、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援の充実に向けた取組が進められています。また、学校教育では新学習指導要領（平成 29（2017）年告示）において、「生きる力」を育むため「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」及び「学びに向かう力・人間性等」の育成をめざすこととされています。

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組推進

平成 27（2015）年に国連において採択された持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）は世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標とされています。

⑥ 協働のまちづくりの必要性の高まり

全国的に人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下など、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。また、地域の人間関係が希薄化する中、見守り活動や近隣の助け合いなど、地域のつながりの大切さが再認識されており、市民の参画・協働の視点に立ったまちづくりが求められています。

第2章 宍粟市の概況

1. 各種統計データからの現状

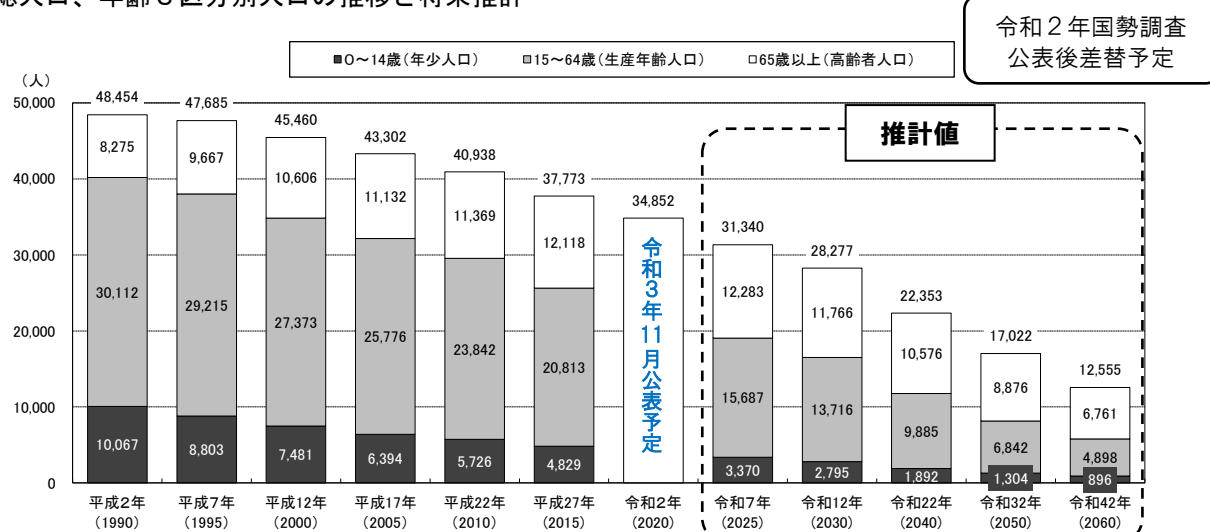
(1) 人口の推移と将来見通し

① 総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の人口は恒常的に減少を続け、平成27(2015)年では37,773人と4万人を下回っており、平成2(1990)年から25年間で22.0%の減少となっています。特に年少人口(0～14歳)が半減し、高齢者人口(65歳以上)が約1.5倍に増加しています。

将来推計をみると、今後も人口は減少し続け、令和7(2025)年には31,340人となり、さらに長期的には令和42(2060)年で12,555人と、平成27(2015)年の3分の1程度まで減少すると予測されています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移と将来推計



※年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しない。推計値は四捨五入により合計が一致しないことがある。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年時点)

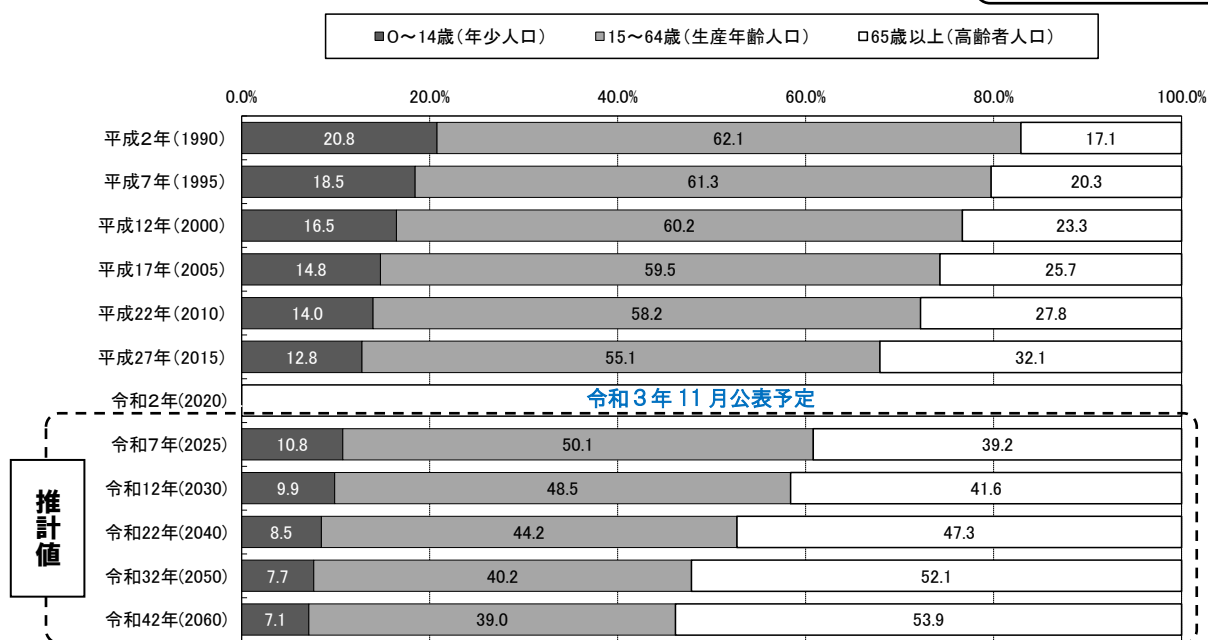
② 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

年齢3区分別人口割合の推移をみると、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれており、平成27(2015)年では年少人口(0～14歳)比率が12.8%、高齢者人口(65歳以上)比率が32.1%となっています。

将来推計をみると、年少人口比率、生産年齢人口(15～64歳)比率が大きく低下し、令和12(2030)年以降は年少人口比率が1割を、生産年齢人口比率が5割を下回ると予測されています。

■年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

令和2年国勢調査
公表後差替予定

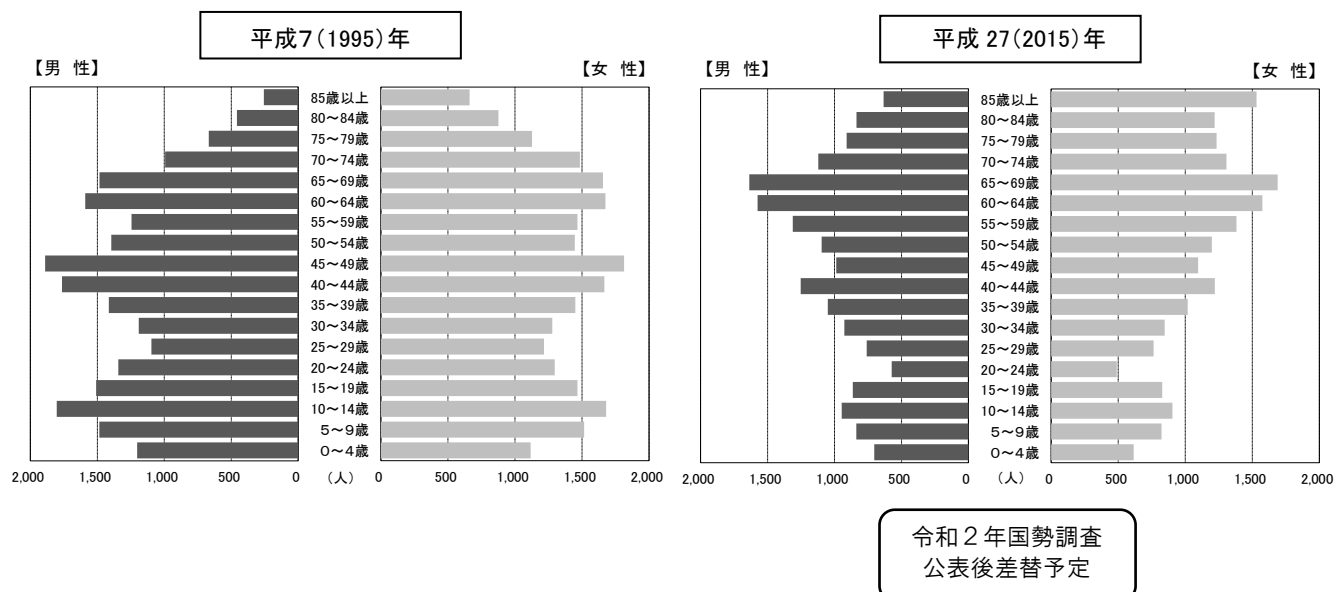


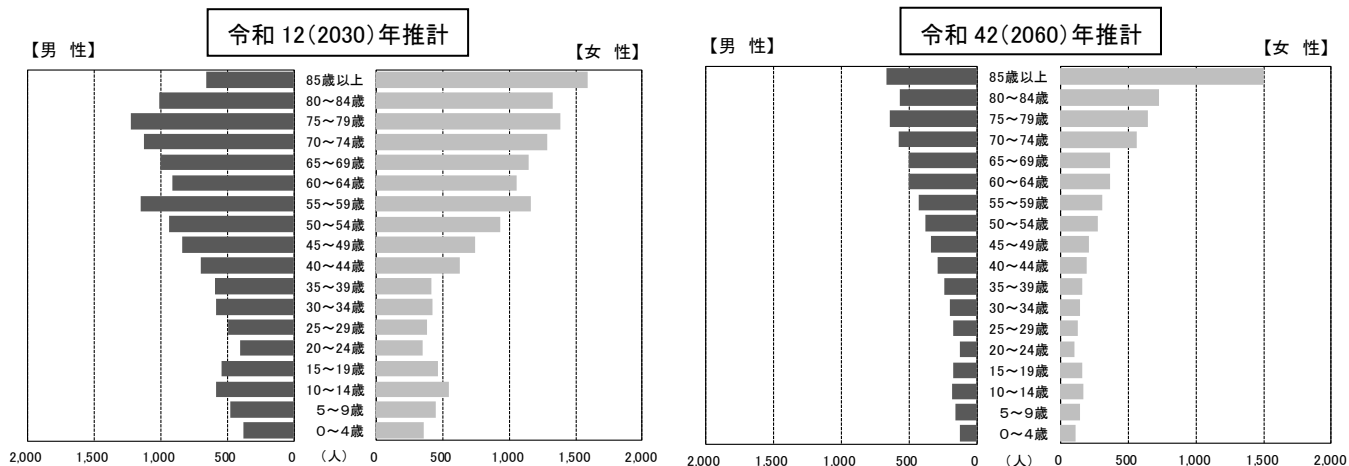
※四捨五入により合計が100.0%にならないことがある。
資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年時点)

③ 人口ピラミッドの変遷(実績と推計)

人口ピラミッドをみると、平成7(1995)年時点では25～29歳にかけての若者の減少が顕著であるものの、若年層が高齢層を支える三角形に近い形になっていましたが、平成27(2015)年では若年層より高齢層が多い逆三角形に移行しており、その後の推計結果では各年齢階層とも全体的に減少し、75歳以上の後期高齢者が占める割合が高くなっています。

■人口ピラミッドの変遷(実績と推計)





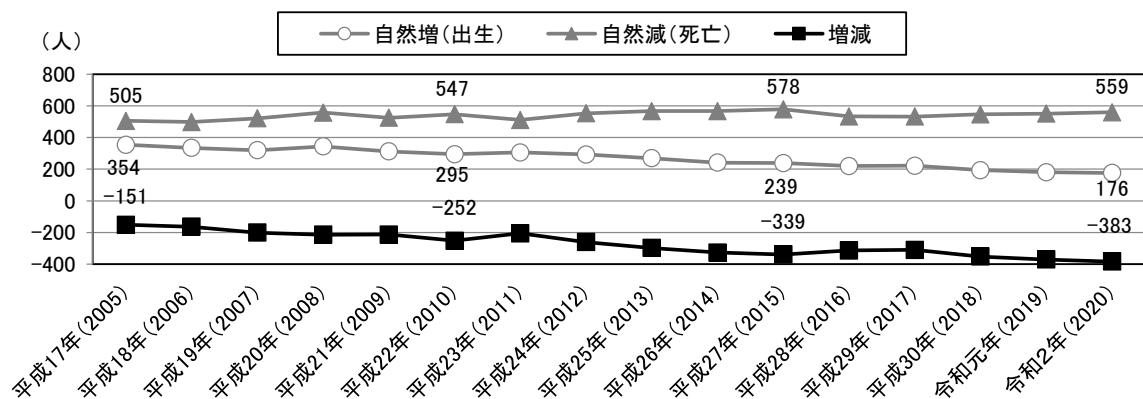
資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計(平成 30(2018)年時点)

(2) 人口動態の状況

① 自然動態・社会動態の推移

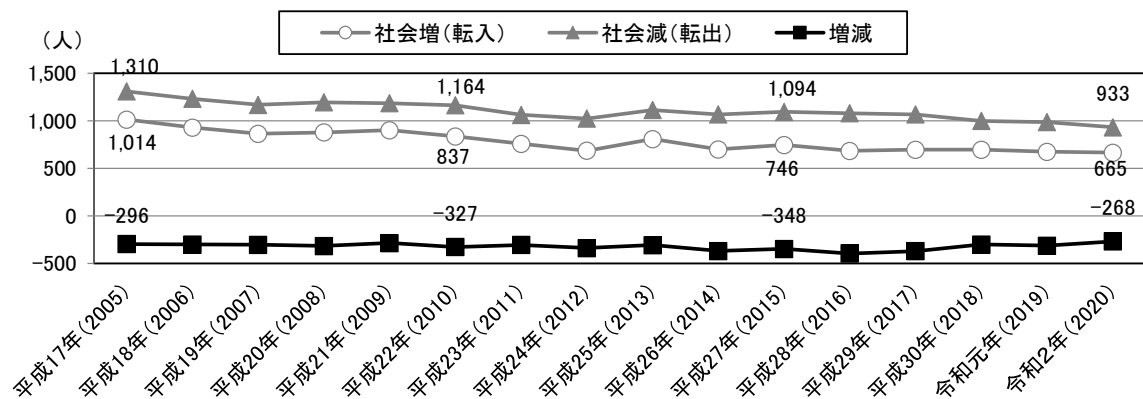
人口動態について、自然動態の推移をみると自然減(死亡)が自然増(出生)を上回り、その差は年々増大しています。また、社会動態については社会減(転出)が社会増(転入)を上回っているものの、その差は縮小しつつあります。

■ 自然動態の推移



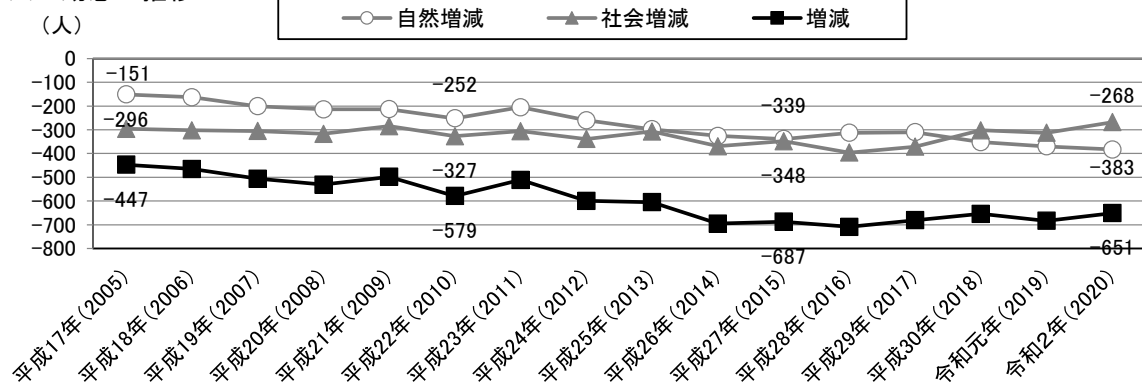
資料: 兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

■ 社会動態の推移



資料: 兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

■人口動態の推移

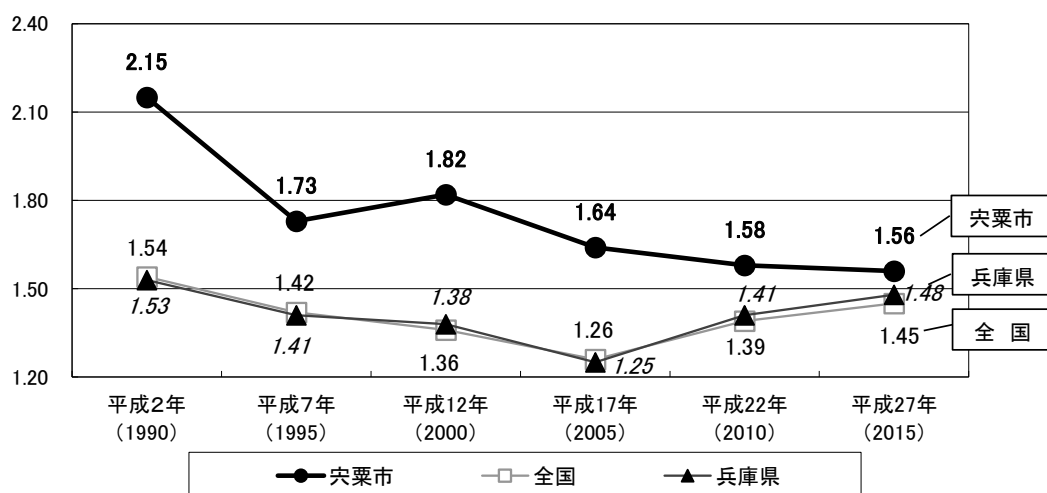


資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

② 合計特殊出生率の推移

女性が一生に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率の推移をみると、平成2（1990）年には2.15と、国・県を大きく上回っていましたが、その後低下し、平成27（2015）年には1.56と国や県の水準に近づきつつあります。

■合計特殊出生率の推移



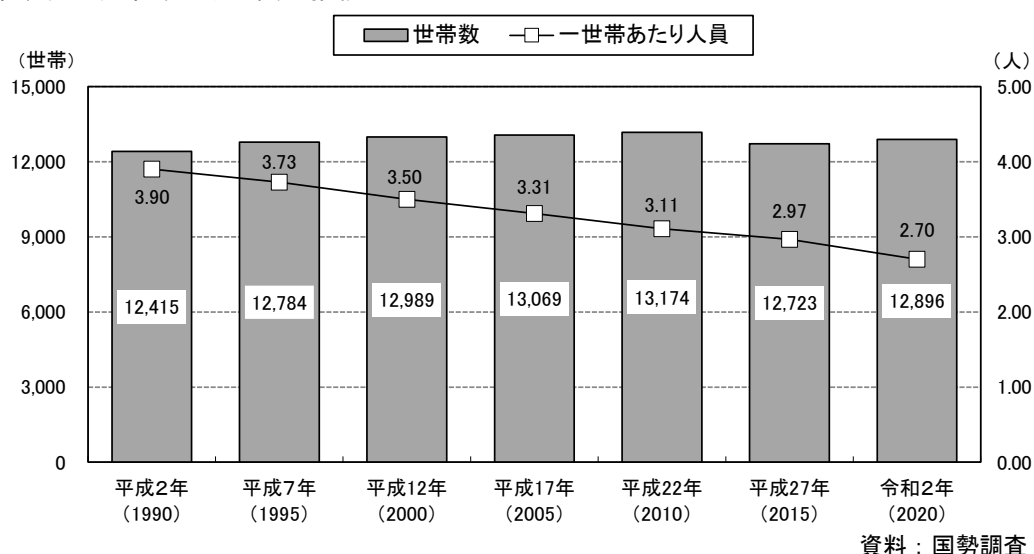
資料：兵庫県「保健統計年報」

(3) 世帯の状況

① 世帯数、一世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は平成2（1990）年以降増加傾向で推移していましたが、平成27（2015）年には減少に転じ、令和2（2020）年では12,896世帯となっています。一世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年は2.70人となっています。

■世帯数、一世帯あたり人員の推移

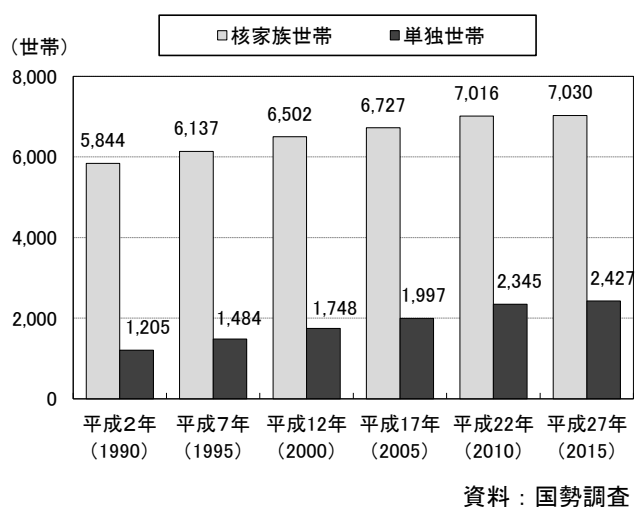


② 核家族世帯、単独世帯の推移

核家族世帯数、単独世帯数の推移をみると、ともに増加傾向にあり、特に単独世帯は平成2（1990）年と比較して2倍以上となっています。

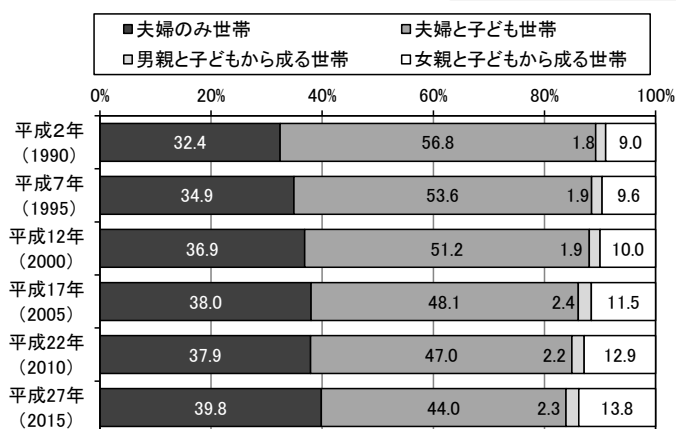
核家族世帯の類型別割合の推移をみると、夫婦のみ世帯と、女親と子どもから成る世帯が増加しています。

■核家族世帯、単独世帯の推移



■核家族世帯の類型別割合の推移

令和2年国勢調査
公表後追加予定



資料：国勢調査

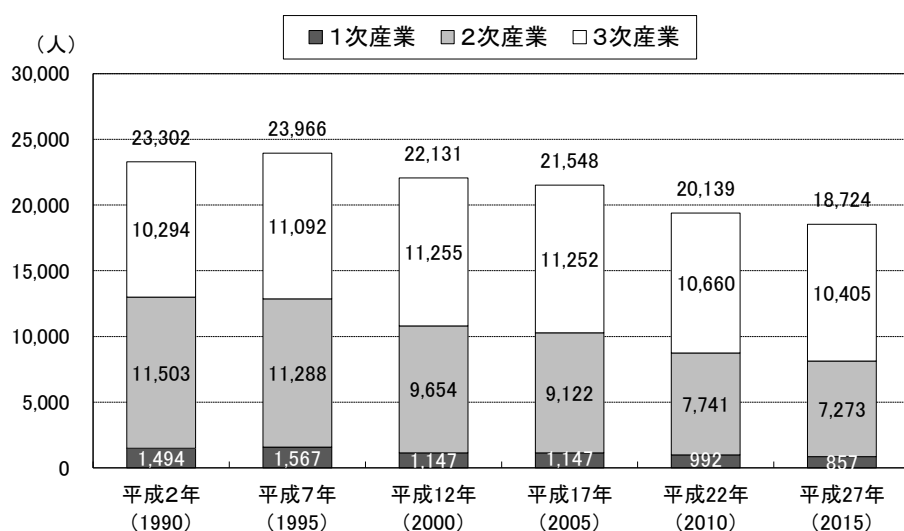
(4) 産業の状況

① 産業別就業人口の推移

就業人口の推移をみると、平成 27 (2015) 年では 18,724 人と平成 2 (1990) 年から 25 年間で 19.6%の減少となっており、生産年齢人口 (15～64 歳) の減少による影響が伺えます。産業別では第 2 次産業の減少が顕著であり、平成 27 (2015) 年では 7,273 人と平成 2 (1990) 年から 36.8%の減少となっています。また、第 1 次産業は平成 2 (1990) 年から平成 7 (1995) 年にかけて増加しましたが、その後減少し、平成 27 (2015) 年には 857 人となっています。

産業別就業人口割合の推移をみると、第 3 次産業の割合が年々上昇し、平成 12 (2000) 年以降 5 割を超えています。

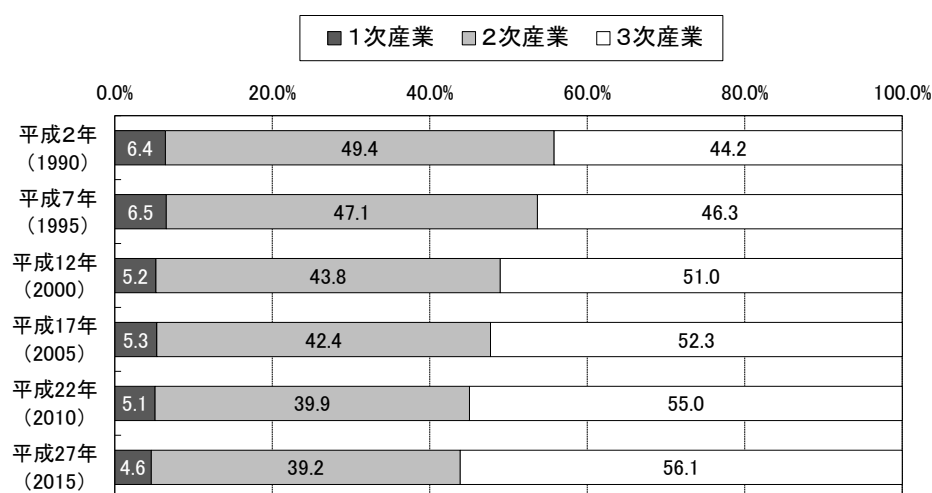
■産業別就業人口の推移



※分類不能を含むため、就業者総数と内訳の合計は一致しないことがある。

資料：国勢調査

■産業別就業人口割合の推移



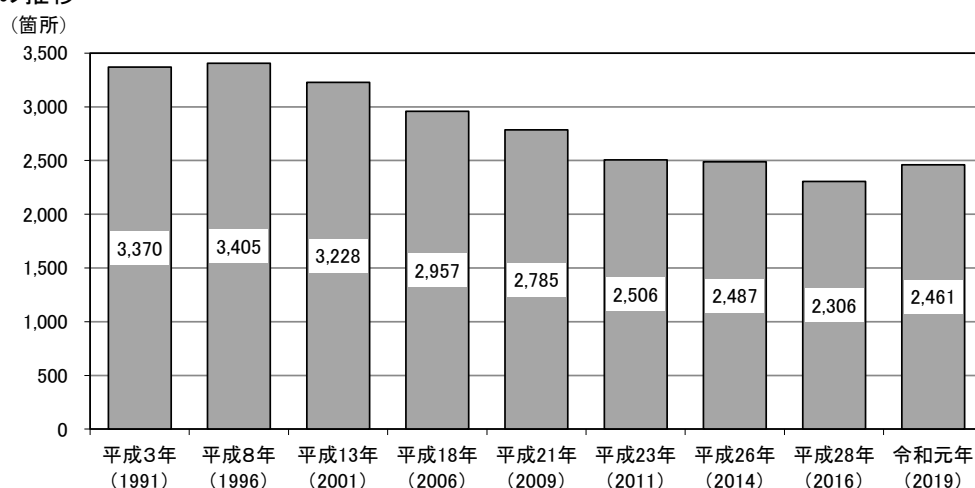
※割合は分類不能を除く合計で算出している。

資料：国勢調査

② 事業所数・従業者数の推移

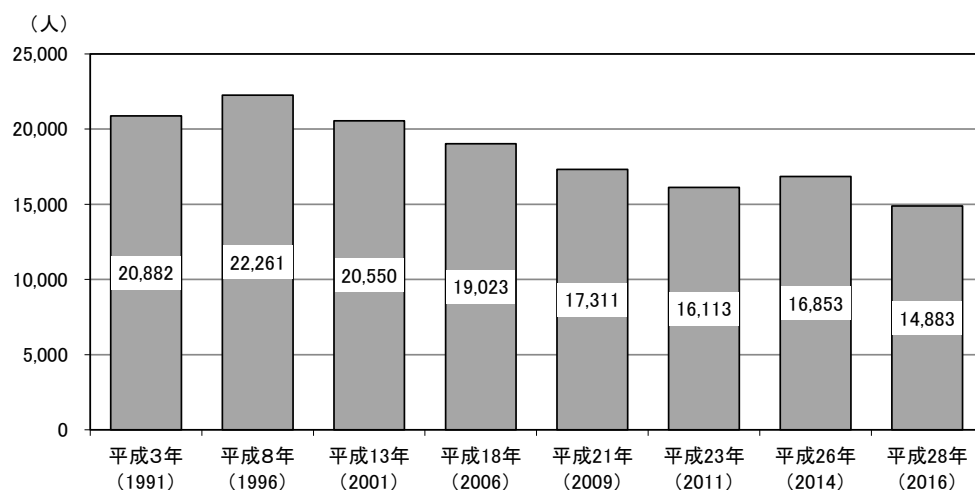
事業所数の推移をみると、平成3（1991）年から平成8（1996）年にかけては増加していますが、その後減少に転じ、令和元（2019）年には 2,461 箇所となっています。また、従業者数の推移をみると、事業所数と同様に平成3（1991）年から平成8（1996）年にかけては増加していますが、その後減少に転じ、平成28（2016）年には 14,883 人まで減少しています。平成26（2014）年に一時的に従業者数が増加していますが、全国、兵庫県でも同様の傾向となっています。

■事業所数の推移



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（事業所・企業統計調査）

■従業者数の推移



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（事業所・企業統計調査）

2. アンケート調査結果の概要

後期基本計画及び第2次戦略の策定に向けて、市民意識を把握するため、平成30（2018）年度に市民意識調査を実施しました。

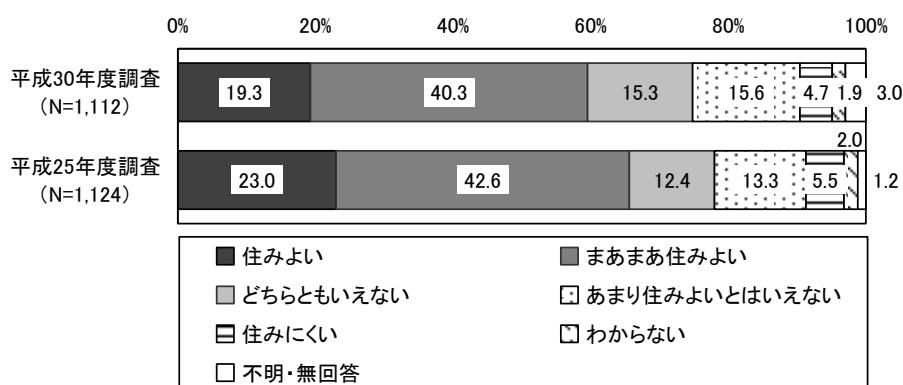
調査時期：平成31（2019）年3月
 調査対象：18歳以上の市民2,297人
 有効回収数：1,112人（有効回収率：48.4%）

（1）定住意向について

住み心地についてみると、『住みよい』（「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計）と回答した人は59.6%となっています。一方、『住みにくい』（「住みにくい」と「あまり住みよいとはいえない」の合計）と回答した人は20.3%となっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、『住みよい』と回答した人は6.0ポイント減少し、『住みにくい』と回答した人は1.5ポイント増加しています。

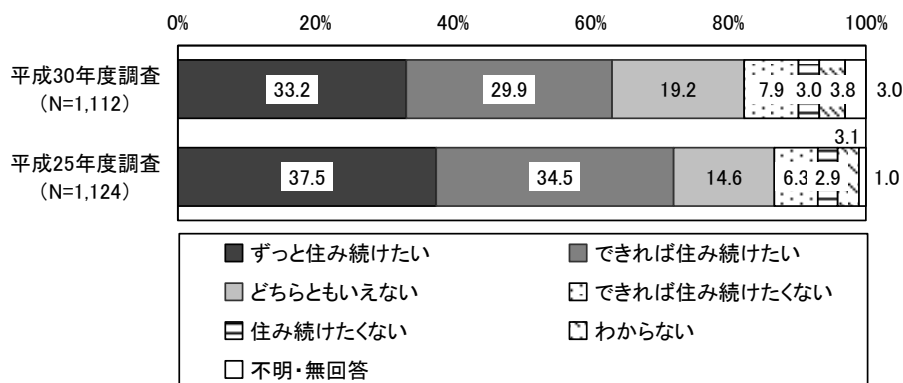
■ 矢野町の住みやすさについて



今後の定住意向についてみると、『住み続けたい』（「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計）と回答した人は63.1%となっています。一方、『住み続けたくない』（「住み続けたくない」と「できれば住み続けたくない」の合計）と回答した人は10.9%となっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、『住み続けたい』と回答した人は8.9ポイント減少し、『住み続けたくない』と回答した人は1.7ポイント増加しています。

■ 矢野町への定住意向について

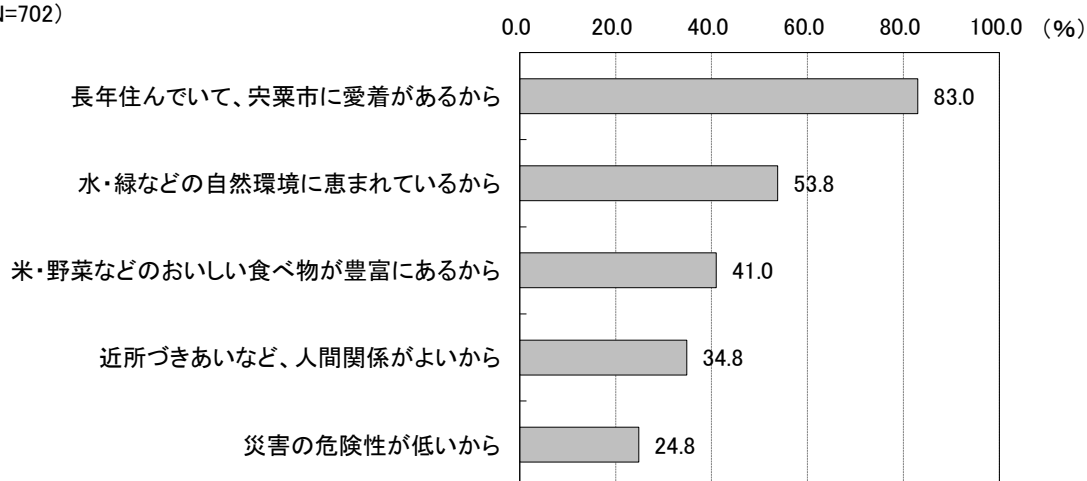


『住みたい』理由は「長年住んでいて、宍粟市に愛着があるから」が最も高く、次いで「水・緑などの自然環境に恵まれているから」となっています。

『住みたくない』理由は「買い物に不便だから」が最も高く、次いで「通勤・通学など、交通が不便だから」となっています。

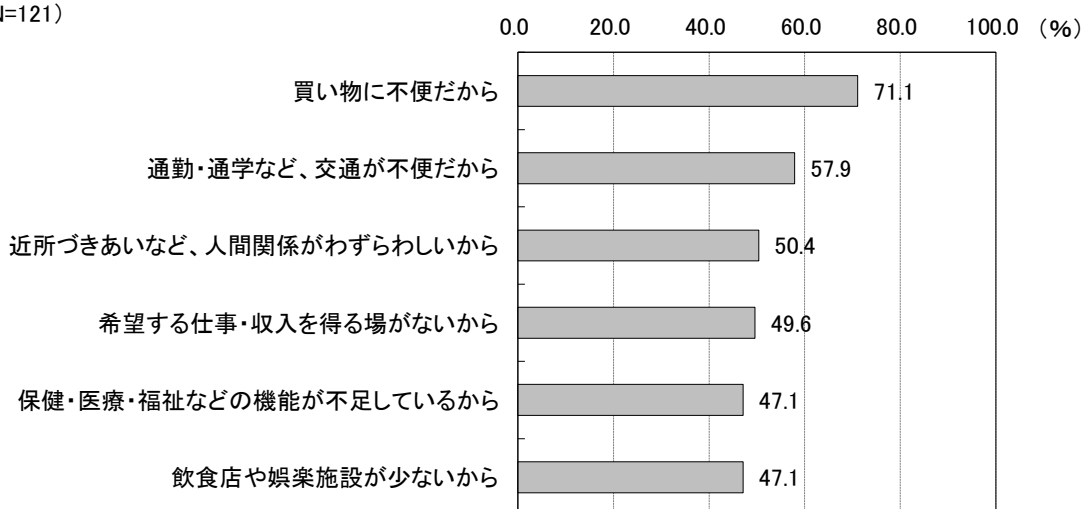
■住みたい理由（上位5項目）

(N=702)



■住みたくない理由（上位5項目）

(N=121)

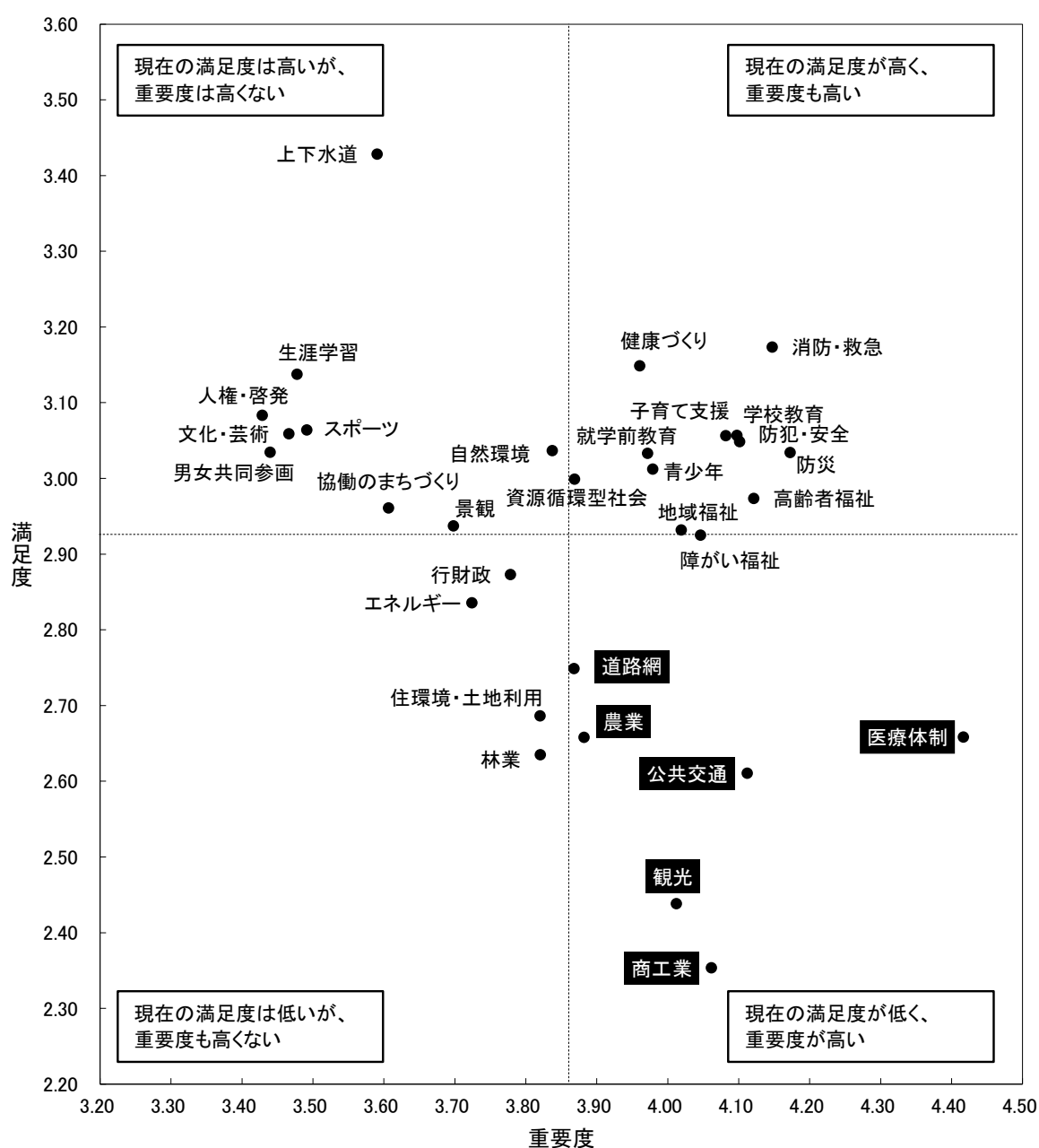


(2) 施策に対する市民の評価について

施策項目ごとの市民の評価について、満足度を縦軸に重要度を横軸にとり、調査項目ごとに5点を最高点として回答者全体の平均点を算出し、それらの座標点をとって散布図として表したものが以下の図です。

重要度が高い施策は「医療体制の充実」が4.42ポイントと最も高く、次いで「防災体制の充実」が4.17ポイント、「消防・救急体制の充実」が4.15ポイントとなっています。

満足度が高い施策は「上下水道の整備」が3.43ポイントと最も高く、次いで「消防・救急体制の充実」が3.17ポイント、「健康づくりの推進」が3.15ポイントとなっています。



重要度について前回調査と比較すると、今回・前回ともに「医療体制の充実」が最も高く、次いで前回は「少子化対策の推進（前回調査項目）」「学校教育の充実」が高いのに対し、今回は「防災体制の充実」「消防・救急体制の充実」が高くなっています。

満足度について前回調査と比較すると、今回・前回ともに「上下水道の整備」が最も高く、次いで前回は「健康づくりの推進」「地域コミュニティ活動や参画と協働の推進（前回調査項目）」が高いのに対し、今回は「消防・救急体制の充実」「健康づくりの推進」が高くなっています。

【重要度・満足度 前回調査比較】

	重要度				満足度			
	今回		前回		今回		前回	
	点数	順位	点数	順位	点数	順位	点数	順位
農業の振興	3.88	16	3.99	18	2.66	27	2.53	28
			3.98	19			2.36	34
林業の振興	3.82	20	3.93	24	2.64	28	2.42	32
商工業の振興	4.06	9	4.10	10	2.35	31	2.26	36
観光の振興	4.01	12	4.03	15	2.44	30	2.50	29
生活景観の保全	3.70	24	4.12	8	2.94	19	2.46	31
住環境整備、土地利用の推進	3.82	21	3.63	29	2.69	25	2.67	24
			3.56	31			2.84	17
道路網の整備	3.87	18	3.97	22	2.75	24	2.64	25
上下水道の整備	3.59	26	3.74	27	3.43	1	3.20	1
公共交通の充実	4.11	5	4.08	13	2.61	29	2.19	37
自然環境の保全	3.84	19	4.10	9	3.04	11	2.48	30
			4.17	5			2.55	27
資源循環型社会の構築	3.87	17	4.04	14	3.00	16	2.88	13
再生可能エネルギーの活用	3.72	23			2.84	23		
防災体制の充実	4.17	2	4.12	7	3.03	13	2.85	16
消防・救急体制の充実	4.15	3	4.17	4	3.17	2	2.93	11
防犯・交通安全の推進	4.10	6	3.81	26	3.05	10	2.95	8
			3.86	25			2.86	14
子育て支援の推進	4.08	8	4.09	11	3.06	9	2.76	23
			4.31	2			2.37	33
就学前教育の充実	3.97	14	4.09	12	3.03	14	2.82	19
学校教育の充実	4.10	7	4.23	3	3.06	8	2.84	18
青少年健全育成の推進	3.98	13	4.00	17	3.01	15	2.81	20
健康づくりの推進	3.96	15	3.98	21	3.15	3	3.11	2
医療体制の充実	4.42	1	4.48	1	2.66	26	2.32	35
高齢者福祉の充実	4.12	4	4.12	6	2.97	17	2.79	21
障がい福祉の充実	4.05	10	3.98	20	2.93	21	2.77	22
地域福祉の充実	4.02	11	4.01	16	2.93	20	2.85	15
生涯学習の推進	3.48	28	3.58	30	3.14	4	3.01	5
文化・芸術活動の推進	3.47	29	3.56	32	3.06	7	2.96	7
スポーツ活動の振興	3.49	27	3.52	34	3.06	6	3.01	4
人権教育・啓発の推進	3.43	31	3.53	33	3.08	5	2.94	10
男女共同参画の推進	3.44	30			3.03	12		
参画と協働のまちづくりの推進	3.61	25	3.45	36	2.96	18	3.04	3
			3.49	35			3.00	6
			3.39	37			2.94	9
持続可能な行財政運営の推進	3.78	22	3.96	23	2.87	22	2.62	26
			3.65	28			2.92	12

※前回調査で設定していた選択肢「分からない」は今回調査では設定していないため、点数による単純比較はできない。

3. まちづくりワークショップの概要

市民の想いやまちづくりのアイデアを計画に反映させるため、これからの宍粟市について自由に語り合う「まちづくりワークショップ」を開催し、34名の市民に参加いただきました。みんなで考える「森林から創まる地域創生」をテーマとし、市民が普段感じている本市の魅力や課題、今後の取組やアイデアについて提案をいただきました。

実施期間	令和元（2019）年8月17日（土）、8月24日（土）、8月31日（土）（全3回）
グループテーマ	①しごと（林業、農業、商工業、観光、雇用など） ②子育て・教育・スポーツ・文化 （子育て支援、学校教育、生涯学習、スポーツ、歴史・文化など） ③安心・安全 （防犯・防災、消防・救急、消費生活、保健・医療・福祉など） ④暮らしの環境 （自然環境、エネルギー、住環境、インフラ、生活圏の拠点、移住・定住など）
検討手法	ワークショップ形式によるグループ討議

■ グループごとの検討結果からのアイデアのまとめ

プロジェクト名
モリカツ
(森と生活する／森を活用する)

●解決したい課題 農・林業で生活できるようにする！

●取組内容

- ①稼げる農業のしくみづくり
- ②木材活用を増やす

●役割分担

《市民・地域》
・農林業の先輩から若い人に指導、相談などのサポートをする

《行政》
・生産者と消費者を直接つなぐ場づくり
・新規に林業をはじめた人への金銭的支援

情報のプラットフォームづくり

宍粟市のこと（観光、しごと、楽しいことをやっている人）を知ろうと思ってもどこにいい情報が…
情報のプラットフォームをつくりたい！

- ①意見交換、情報交換の場づくり
- ②「自然」をコンセプトにしたアプリ作成

《市民・地域》
・口コミをいかにして周りの人に広める
・情報提供、集めてアプリにアップする

《行政》
・場の提供
・アプリのワークづくり、維持

大きな 宍粟市の話題をつくろうプロジェクト
Only one めざして

文化（歴史）

●取組内容
他の団体との協力する

●役割分担

《市民・地域》
地元の文化を学ぶ（文化を知る）

《行政》
文化（宍粟市）の専門家の育成
他自治体とのタイアップ

森林を活かした
保育・教育体制の充実
市立
森の幼稚園の設立

《市民・地域》
子育てサロンをつくる（勉強会）

《行政》
保育士・幼稚園教諭の募集／育成
森の整備（ほどよい）

人と自然を結ぶたんぼプロジェクト

■解決したい課題
休耕田の利用

■取組内容

- ①たんぼダム・たんぼアート（市外の方に来てもらえるように）
- ②木材チップを使った遊び場づくり

■役割分担

《市民・地域》
・学生 看板等の制作
・花の管理

《行政》
・交渉（土地・資金）
・広報

安心 安全 の やさしい広場

げんき広場

・健康相談が気軽にできる
・スポーツジムで体力づくりができる

《行政》
場所・人材の確保
病院との連携

こどもの安全広場

・自転車運転免許がとれる
・安全にサイクリングが楽しめる

《行政》
道の安全確保
こども自転車運転免許制度

つながり広場

世代（毎）ネットワーク
（高齢者・マイノリティ等）
世代（間）ネットワーク
共助へ

《行政》
場所・PR

4. 市民意識及び市の取組と方向性の整理

各種調査等の結果から本市の現状や今後必要となる方向性などについて以下のとおり整理します。

	産業・雇用	環境・都市基盤	移住・定住	安全・安心
市民アンケート	○生活の中に木や木製品を『取り入れたい人』が7割以上 ○「林業」「農業」は満足度に比べ重要度が高い ○「商工業」は満足度が最も低く、重要度が高い ○仕事を選ぶ際、重要なことは「職場の雰囲気」「長期間安定して働ける」「やりたい仕事内容」が高い	○「自然環境の保全」は満足度が高く、重要度が低い ○「再生可能エネルギーの活用」は満足度、重要度ともに低い ○「上下水道」は満足度が最も高く、重要度は低い ○「公共交通」は満足度が低く、重要度が高い	○『住みよい』と感じている市民、『住み続けたい』市民が約6割 ○住み続けたい理由は「愛着」「自然環境」「おいしい食べ物」が高い ○住み続けたくない理由は「買い物・交通が不便」「仕事がない」「飲食店や娯楽施設が少ない」など、主に利便性や都市機能に不満がある	○「防災体制」は満足度に比べ重要度が高い ○「災害時における情報提供体制」「避難所環境」など、発生後の対策が求められている ○災害に対し「必要性は感じているが、備えはしていない」が半数 ○「消防・救急体制」「防犯・交通安全」は満足度・重要度ともに高い
まちづくりワークショップ	○優良企業や長く働ける環境がある一方、働く場所自体少ない ○観光資源が多いものの、知名度が低い ★稼げる農業の仕組みづくり ★木材チップや薪ストーブなど、木材活用増加 ★休耕田での田んぼアートの観光スポット化	○自然環境、資源が豊かである一方、自然を生かしていない ○田舎暮らし、ゆったりできる住環境が魅力 ○街灯やガードレールが少なく、道路環境が不安 ★自然をコンセプトにしたアプリ作成と情報のシェア、魅力の発信	○買い物をする場所が少ない ○公共交通機関が不便	○人の温かさ、安心できる環境が魅力 ○消防団が地域に貢献している ★子どもの安全広場として、自転車運転免許がとれる場所をつくる ★休耕田を活用した防災機能を兼ねた田んぼダムづくり
市の取組・方向性	○川上・川下の事業者連携や宍粟材の特性を生かした活用推進 ○新規就農促進や営農支援、6次産業化、ブランド化の推進 ○既存企業の市外流出抑制や企業誘致、起業支援 ○観光人材育成や拠点設置、市ならではの体験コンテンツの確立 ○起業後の支援の推進 ○無料職業紹介所の充実による市内雇用の促進	○風景や公益的機能を発揮できる森林づくりの推進 ○ごみの減量化、再資源化など、資源循環の推進 ○小水力発電の導入検討やペレットストーブの利用促進 ○水道料金などの適正化の検討や施設の計画的な更新と長寿命化	○空き家への入居後のフォロー ○空き家バンク制度や定住アドバイザーによる移住者支援 ○婚活イベントの実施方法見直しや開催後のフォローアップなどの改善 ○幼稚園・保育所・こども園・小学校での家族との乗車体験などによるPR活動や地域相互扶助による移動手段の確保、先端技術の導入	○防災ネットの活用促進や自主防災組織活動支援 ○緊急性の高い、ため池整備 ○市民等への火災予防対策、救命講習などを進める ○交通安全施設の設置、高齢ドライバーの交通事故対策 ○防犯や消費生活に関する意識向上

★はワークショップからの提案を示しています。

	子育て・教育	健康・医療・福祉	生涯学習・文化・スポーツ・人権・参画協働
市民アンケート	○「子育て支援」は満足度・重要度ともに比較的高い ○子どもを産み育てる環境の充実では「経済的支援」「仕事と子育ての両立支援」など、子育て世帯への生活面の支援が求められている ○木や森林への関心や愛着を高めるために重要な取組は「森林学習や自然体験の機会の増加」が2割弱	○「健康づくり」は満足度が高く、重要度は低い ○「医療体制」は満足度が低く、重要度が最も高い ○「高齢者福祉」「障がい福祉」は満足度に比べ重要度が高い	○「生涯学習」「文化・芸術活動」では重要度より満足度が高い ○来訪者増のため力を入れるべきことで「歴史・文化的資源を生かした観光推進」が1割強 ○「人権教育・啓発」は満足度が高く、重要度が低い ○「参画と協働のまちづくり」は満足度・重要度ともに低いが、7割近くが地域活動に参加している
まちづくりワークショップ	○子育て支援策が充実している一方で、子育てしにくい面もある ○学校教育の充実、学力向上の取組が必要 ★森林を生かした保育・教育体制の充実、市立森の幼稚園設立 ★木材チップを使った子どもの遊び場づくり ★子育てサロンをつくる	○人の温かさ、人と人とのつながりがある ○元気な高齢者が多い ○病院が少ない、医療機関に不満がある ★げんき広場として健康に関する相談やジムで体力づくりができる場をつくる ★つながり広場として世代ごとのネットワークづくりと世代間ネットワークづくりを行う場をつくる	○魅力ある歴史・文化・伝統があるが発信や活用が不十分 ○スポーツ環境や習い事、生涯学習の環境整備が必要 ★宍粟市のことに関する意見交換、情報交換の場づくり ★大国主ゆかりの地の酒蔵との協力、千種鉄と備前のつながりを生かした観光客誘致など、他の観光地とのタイアップ
市の取組・方向性	○就学前教育と小学校への接続を含めた質の高い幼児教育・保育の環境整備の推進 ○市内すべての園所で延長保育、一時預かり事業の実施、学童保育所での支援員などの確保 ○コミュニティ・スクール推進や食育、木育、ICT教育の充実 ○教育現場におけるキャリア教育定着の推進 ○青少年健全育成について、専門性の高い相談体制の確保	○健康づくりリーダー育成や健診を受けやすい環境づくりの実施 ○新病院整備検討と合わせた地域医療体制の構築 ○医療・介護サービス充実や生きがいを創出する活動の拡大 ○障がい福祉サービスの充実や交流促進、就労支援 ○社会福祉協議会と団体の連携促進及び活動継続への支援 ○生活困窮者等への就労支援、家計改善支援などの充実	○宍粟学講座の内容改善、文化財の教育、観光などへの活用 ○ラジオ体操の指導員育成、各種スポーツ大会の実施 ○ウォーキングコースの設定及びウォーキングの推進 ○人権イベントへの若者の参加促進のため親しみやすい企画の検討 ○DV対策について、プライバシー保護に配慮した適切な措置 ○女性が仕事や地域活動の場において活躍することができる環境づくり ○誰もがまちづくりに参加できる仕組みづくり

★はワークショップからの提案を示しています。

Ⅱ 基本構想

第1章 宍粟市の将来像

1. 将来像の理念

本市は県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「宍粟」の地名は奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど、歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。

これからのまちづくりでは先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として生かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつないでいく必要があります。

第2次宍粟市総合計画は第1次宍粟市総合計画に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の思いを引き継ぎ、さらに社会潮流を踏まえ発展的に継承します。また、宍粟市民憲章及び宍粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、総合計画における将来像を描く理念とします。

《将来像の理念》

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域のつながりを大切にすることを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、本市の魅力を高めていくことを意味します。

「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めることを意味します。

「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつなぐことを意味します。

2. 将来像の実現に向けた重点事項

《若年層の人口流出の抑制》

本市では10代後半から20代の若年層を中心として、就学・就職を機に都市部へ転出し、その後地元に戻らないことが人口減少の要因となっており、継続的な人口減少を抑制していくためには若年層の転出抑制とU・J・Iターンの増加を図ることが必要です。これらの若年層の移住・定住を増やし、地域活動や仕事、まちづくりの担い手を確保することで、まちの活力と賑わいの創出につなげます。

《「森林」を活用したまちの創造》

本市の「森林」は市民にとって、まちへの愛着や誇りにつながるかけがえのない財産であり、市外の人を惹きつける最大の魅力であるといえます。この恵まれた「森林」の環境を保全し、未来に引き継ぐとともに、林業や観光をはじめとしたあらゆる分野において「森林」や「木」の要素を取り入れることで、「生業の創造」や「まちの魅力の創出」につなげていきます。

また、木に触れる機会や活用する機会を創出し、市民が木を積極的に利用する宍粟市らしい特色あるまちづくりを推進することで、新たな生業の創出や移住・定住、関係人口・交流人口の増加など、好循環を創出します。

《持続可能なまちづくりの推進》

SDGsがめざす「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を、まちづくりにおける普遍的な目標として、市民生活や経済、社会、環境など、あらゆる分野において、この考え方を取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

また、持続可能なまちづくりを推進するうえで「今実施しなければならないこと、できること」を選択し、集中して取り組むことで、効果的・効率的なまちづくりを進めるとともに、経済や資源の循環、自然豊かな本市の特性を生かした再生可能エネルギーの活用、AIやIoT等、新たな技術を活用した取組の検討など、社会潮流に対応したまちづくりを推進します。

3. 人口ビジョン

本市における長期的な将来人口推計をみると、令和 12（2030）年以降 30,000 人を下回り、さらに令和 42（2060）年には 12,555 人まで減少することが予測されています。また、この時点の生産年齢人口（15～64 歳）は 4,898 人と、平成 27（2015）年の 20,819 人と比べ、4 分の 1 以下まで減少すると見込まれており、地域産業や地域活動の担い手不足が深刻な問題になると考えられます。

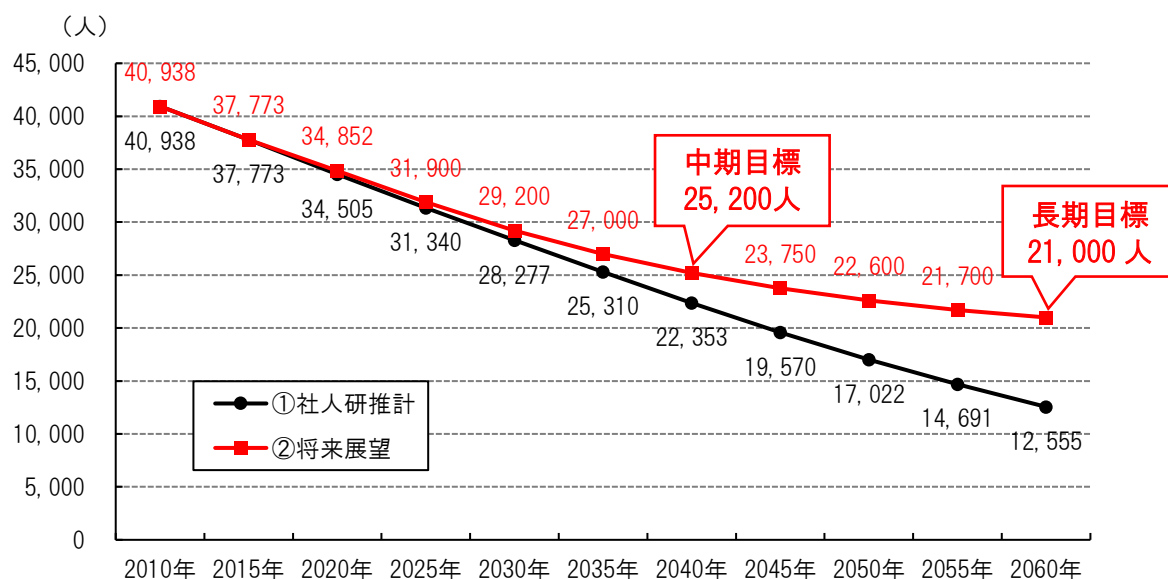
本市のみならず全国的に人口減少社会に直面している中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、有効な施策を展開することにより、急速に進行する人口減少を抑制することは可能であると考えます。

そのため、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、関係人口・交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じることにより、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざします。

そこで、最近の人口動態やこれまでの取組状況、国や県のビジョンも踏まえながら、今後の人口減少対策による効果も見込みつつ、令和 42（2060）年を長期的な人口ビジョンとしながら、中期的な人口ビジョンとして令和 22（2040）年を当面の目標として次のとおり将来の定住目標人口を設定し、本計画期間においては、中間時点に向けての基盤を構築する定住施策を積極的に推進していきます。

【中期目標】 令和 22（2040）年の定住目標人口	25,200 人
【長期目標】 令和 42（2060）年の定住目標人口	21,000 人

■将来人口推計



①は平成 30（2018）年時点の国立社会保障・人口問題研究所推計を基に試算した推計。

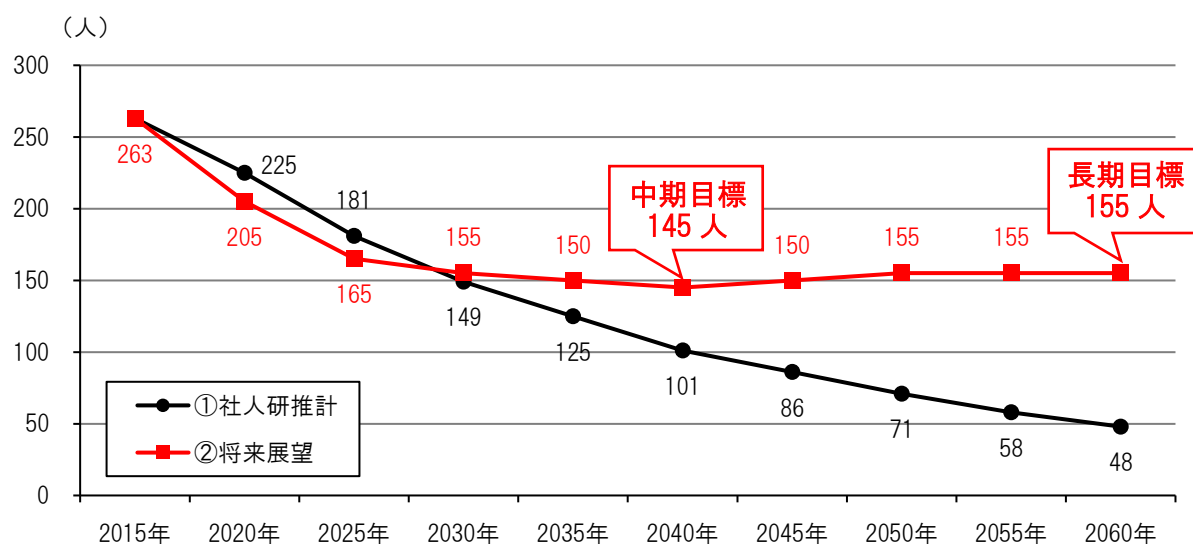
②は中央市人口ビジョンの将来展望人口。

（１）自然増減における目標

【中期目標】令和 22（2040）年時点で合計特殊出生率 1.80 をめざす

【長期目標】令和 42（2060）年時点で合計特殊出生率 2.15 をめざす

■宍粟市の出生数の推計



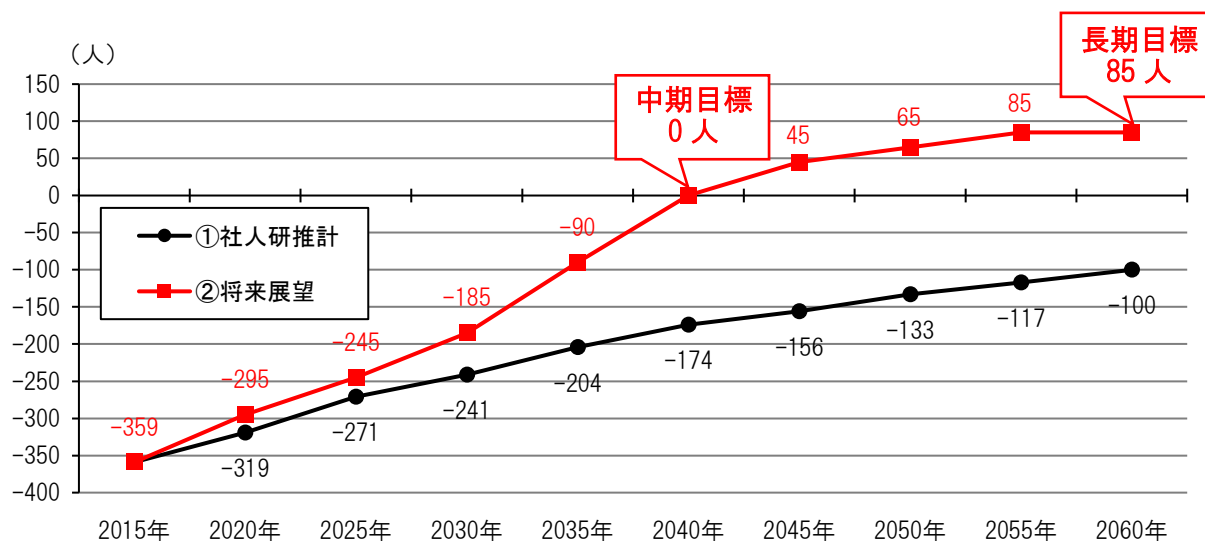
年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
①社人研推計	1.56	1.58	1.56	1.56	1.57	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58
②将来展望	1.56	1.42	1.42	1.50	1.65	1.80	1.90	2.00	2.10	2.15

（２）社会増減における目標

【中期目標】令和 22（2040）年時点で転出入の社会動態±0 人の状態をめざす

【長期目標】令和 42（2060）年時点で毎年 85 人程度の転入超過の状態をめざす

■宍粟市の社会増減の推計



4. 将来の地域構造

人口減少、少子高齢化、過疎化により市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われていくことで、人口流出を一層加速させることにつながるものが危惧されています。

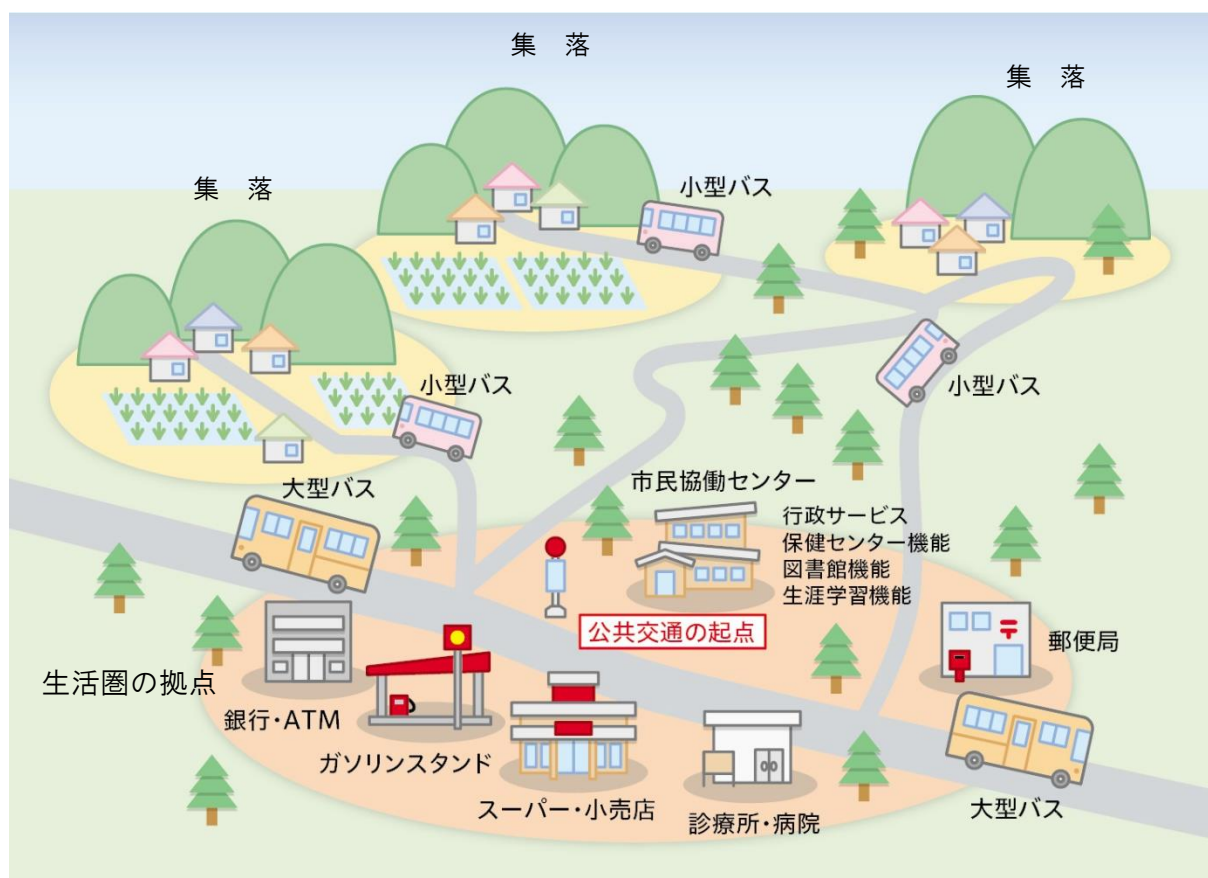
このため、集落・地域間の結びつきが強い町域を一つの生活圏と捉え、「生活圏内」及び「生活圏と生活圏」など、相互の連携を示す「将来の地域構造」を明確にする中で、持続的なまちづくりを進めていきます。

（１）生活圏ネットワーク構想

本市の人口が恒常的に減少していくことによって、経済面では小売店舗、金融機関など、様々な業種の維持が困難となり、市民の身近な生活圏内から必要な機能が失われることで、市民の日常生活が不便になることにつながります。

このため、町域を一つの生活圏と捉え、市民協働センター周辺を小売店舗や金融機関、医療機関、公共施設など、日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」として維持するとともに、「集落と生活圏の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実することにより、「拠点化」「ネットワーク化」によってコンパクトなエリア内で日常生活に必要な機能が確保できる生活圏ネットワーク構想を行政と民間が一体となり長期的に形成することをめざしていきます。

■生活圏ネットワーク構想のイメージ



(2) 人口流出抑制のダム機能

第1のダム機能

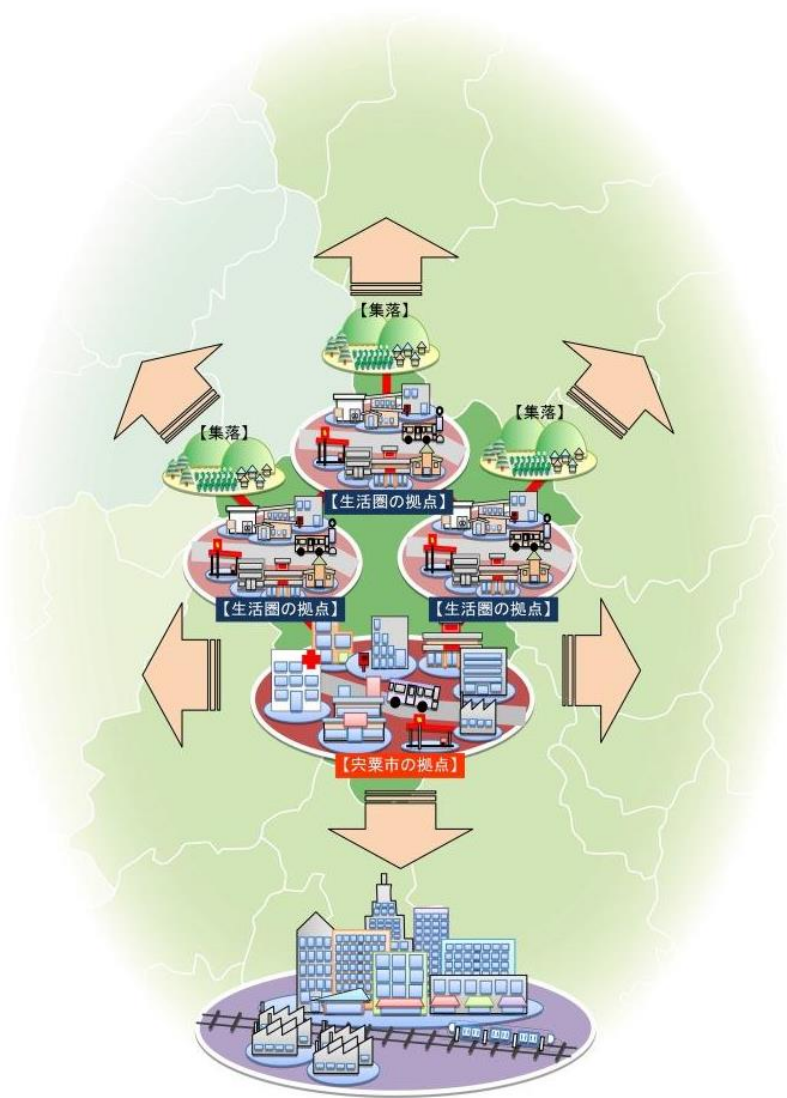
市内北部の人口流出を抑制するために、小売店舗、金融機関、医療機関、公共施設などの市民生活に必要な施設・機能を集約し、地域住民の「生活圏の拠点」を構築するとともに、「集落と生活圏の拠点」、「生活圏と生活圏」及び「生活圏と中央市の拠点」を結ぶ公共交通のネットワーク化を充実させることにより、「第1のダム機能」として、子どもから高齢者までの誰もが、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めていきます。

第2のダム機能

本市の中心市街地の活力の低下はさらなる市外への人口流出につながると考えられます。「第1のダム機能」である「生活圏の拠点」にはない、大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を「中央市の拠点」として持続・充足することにより、「第2のダム機能」として市外への人口流出の抑制を図っていきます。

第3のダム機能

本市に居住し通勤通学圏内である近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏等を「第3のダム機能」として、産業・観光の振興、公共交通のネットワーク化の充実など、連携強化を図り、大都市への人口流出の抑制を図っていきます。



(3) 公共交通のネットワーク化

鉄軌道を有しない本市の日常生活は自家用車に大きく依存していますが、高齢化、長寿化が進行する中で交通弱者の移動手段として公共交通は日常生活に欠かせないものであるほか、観光振興などによる広域的な交流を促進するうえでもその果たす役割は極めて重要なものであり、持続可能な公共交通のネットワーク化の検討を進め移動手段の充実を図っていきます。

市内においては「集落と生活圏の拠点」「生活圏と生活圏」及び「生活圏と中央市の拠点」等、路線バスによる公共交通のネットワーク化により、市民の利便性の向上を図っていくとともに、さらには市外から観光に訪れる方などの移動手段としても利便性の向上を図ることで交流人口の増加による地域の活性化をめざしていきます。

市外においては民間事業者との連携を図る中で高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、通勤や通学、観光に訪れる方の利便性の向上を図るとともに、本市に隣接する近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携を図る中で広域的な公共交通のネットワーク化についても研究を進めていきます。

5. 宍粟市の最重要課題とまちづくりのテーマ

(1) 最重要課題

人口減少社会に直面している本市では恒常的に自然減、社会減の状態が続いています。

自然減については「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下が要因の一つと考えられます。また、社会減については進学や就職する年齢以降の若者（15～24 歳）の市外への流出が要因と考えられ、将来子どもを産む若年層の流出が、さらに出生数の減少を招くという悪循環を生みだしていると考えられます。

さらに、人口減少社会は単なる人口規模の縮小だけではなく、少子高齢化による生産年齢人口（15～64 歳）の減少という「年齢構成のアンバランス」といった側面を併せ持っており、生産年齢人口の減少は地域産業や地域活動を支える担い手、社会保障分野における負担などに大きく影響すると考えられます。また、本市の合計特殊出生率は昭和 60(1985) 年の 2.30 から減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 1.56 と少子化が進行しているとともに、市全体として高齢化が進んでいます。

このように人口減少、少子高齢化がより一層進むことは集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、将来にわたり本市が持続的なまちづくりを進めていくうえでは市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組むとともに人口が減少したとしてもまちの活力を維持するための取組を進めなければなりません。

このため、第 2 次宍粟市総合計画では人口減少対策を本市の最重要課題と位置づけ、重点的かつ戦略的に取り組むことにより、“宍粟市に住み続けたい、住んでみたい”“宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい”と思われるまちづくりを進めていきます。

《最重要課題》

人口減少対策

(2) まちづくりのテーマ

本市は広範な市域に様々な地域資源を有する豊かなまちです。この中でも特に、その約9割を占める森林は本市の誇る資源であるといえます。森林は木材等の林産物の供給のほかに、水源のかん養、土砂災害の防止、新鮮で良質な農畜産物の供給、渓谷美等による観光振興など、市民生活に深く関わり、多くの恵みをもたらしています。

合併以前には兵庫県と協定を締結し、県民のオアシス「しそう森林王国」として親しまれ、合併以後は林業の再生という目標を掲げ、森林整備を促進してきたほか、穴栗50名山や森林セラピー等、観光や健康づくり、誕生祝い品として贈呈する木のおもちゃの製作や森林での体験活動を通じた郷土愛の醸成など、森林の恩恵を生かしてきました。

人口減少、少子高齢化という大きな課題に直面している現在、このように森林とともに歩んできた「森林と共に生きるまち」であることを再認識する中で、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かしていくことで、穴栗市らしい特色あるまちづくりと新たな付加価値の創出により地域経済を活性化していく必要があります。また、市民、地域・団体、企業、行政相互の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成によって、森林から創まる多様な取組を総合的に展開し、人と自然が輝き活力に満ちた持続可能な地域の創生をめざします。

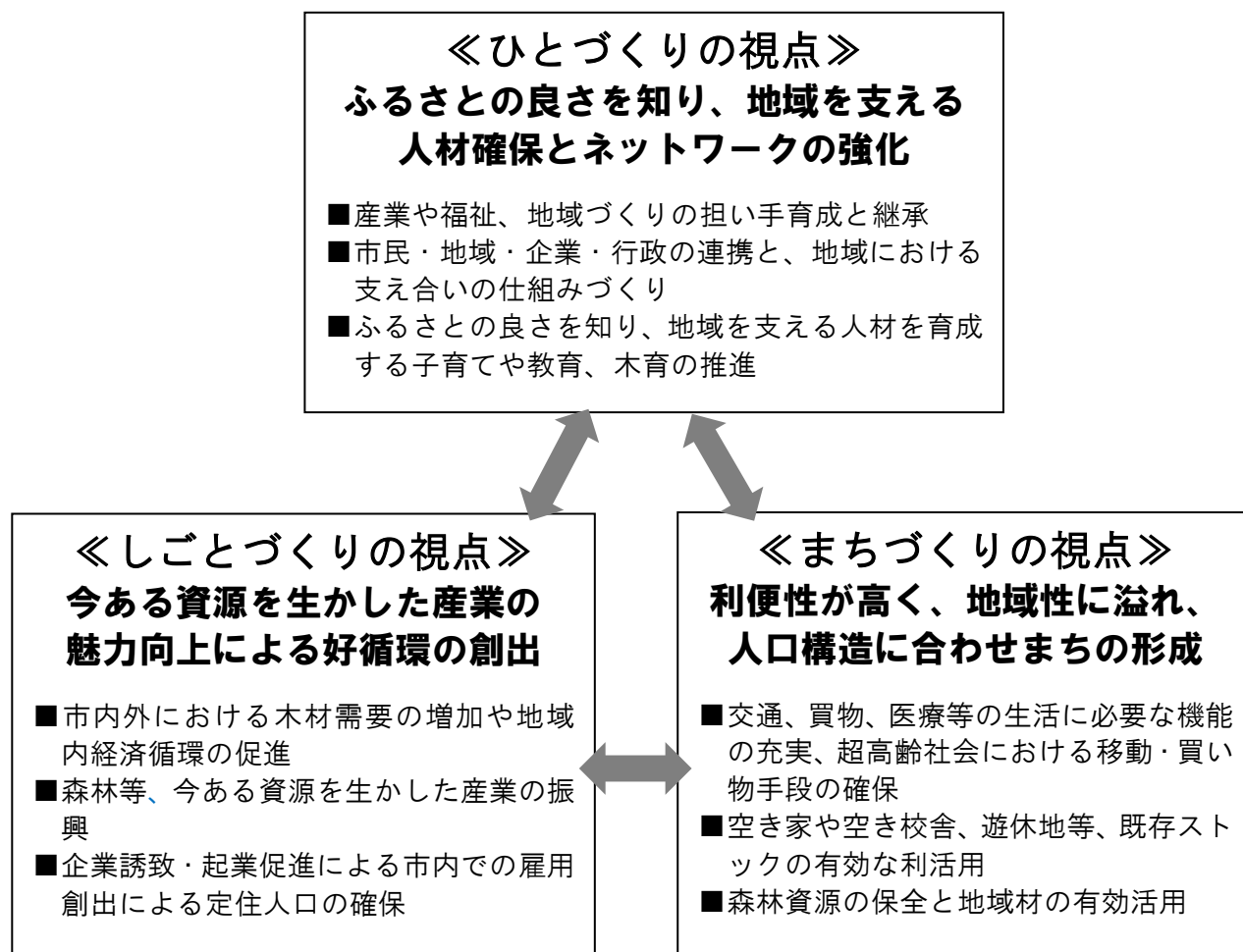
《まちづくりのテーマ》

**も り はじ
森林から創まる地域創生**

(3) 地域創生を進めるための視点

① まち・ひと・しごとの視点

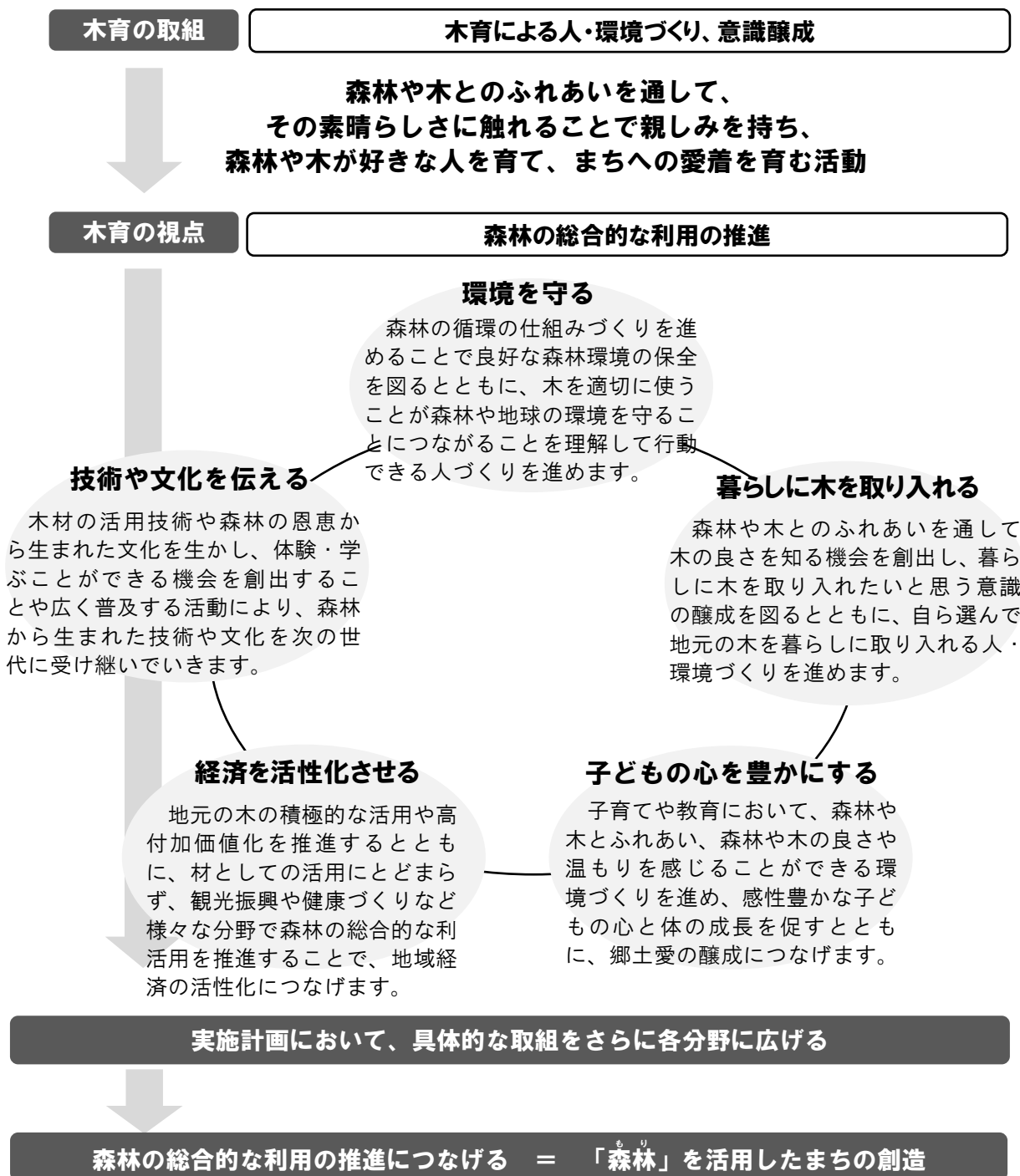
人口減少と地域経済縮小の克服や「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立という国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を踏まえ、「森林から創まる地域創生」を進めるうえで大切にすべき視点は次の3つです。



② 木育の視点

本市の最重要資源である森林の活用に向けて、平成 30（2019）年 3 月にウッドスタート宣言を行い、市民が木に触れ、森林の魅力を感じ、生活に木を取り入れることができるよう、「木育」（木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について、知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていくこと）を推進しています。

今後の木育推進に向けて、すべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会を創出するとともに、自然環境の保全や子育て・教育における森林体験、産業での木材利用や加工品の製造、観光産業への活用など、様々な分野で木育の視点を持って取組を進め、市民生活まで木育を浸透させることで、「森林から創まる地域創生」の実現につなげていきます。



③ SDGsの視点

《SDGsとは》

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）は令和 12（2030）年を期限とする国際社会全体の共通目標です。

世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる 17 の目標と細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざすものです。

《日本におけるSDGsの状況》

平成 28（2016）年 5 月に政府内にSDGs推進本部を設置し、同年 12 月にはSDGs実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針などの策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

平成 29（2017）年 6 月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針 2017 に地方公共団体におけるSDGsの推進が盛り込まれ、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることで、地方創生の目標である「人口減少と地域経済縮小の克服」「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」につながるものと位置づけ、SDGs未来都市の選定やモデル事業の実施など、自治体における目標の達成に向けたローカル指標としてまちづくり指標を設定し、積極的な取組を促進しています。

《本市におけるSDGsの進め方》

自治体におけるSDGsを進める考え方として、経済、社会、環境の三側面を統合する施策推進が必要となっています。

「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、市民、地域・団体、企業、行政の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざす本市の「森林から創まる地域創生」と、そのめざすべき方向性は同一のと言えます。

そのため、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するとともに、最重要課題である人口減少対策の推進を図るため、第2次穴栗市総合計画における基本施策とSDGsに掲げられた 17 の目標との関連性を整理し、積極的な取組を推進します。

■SDGsの17の目標



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靭なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、及びイノベーションの拡大を図る



目標10【不平等】

各国内及び各国間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な生産消費形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

★17の目標すべてについて、平等と非差別の原則と主流化することが重要

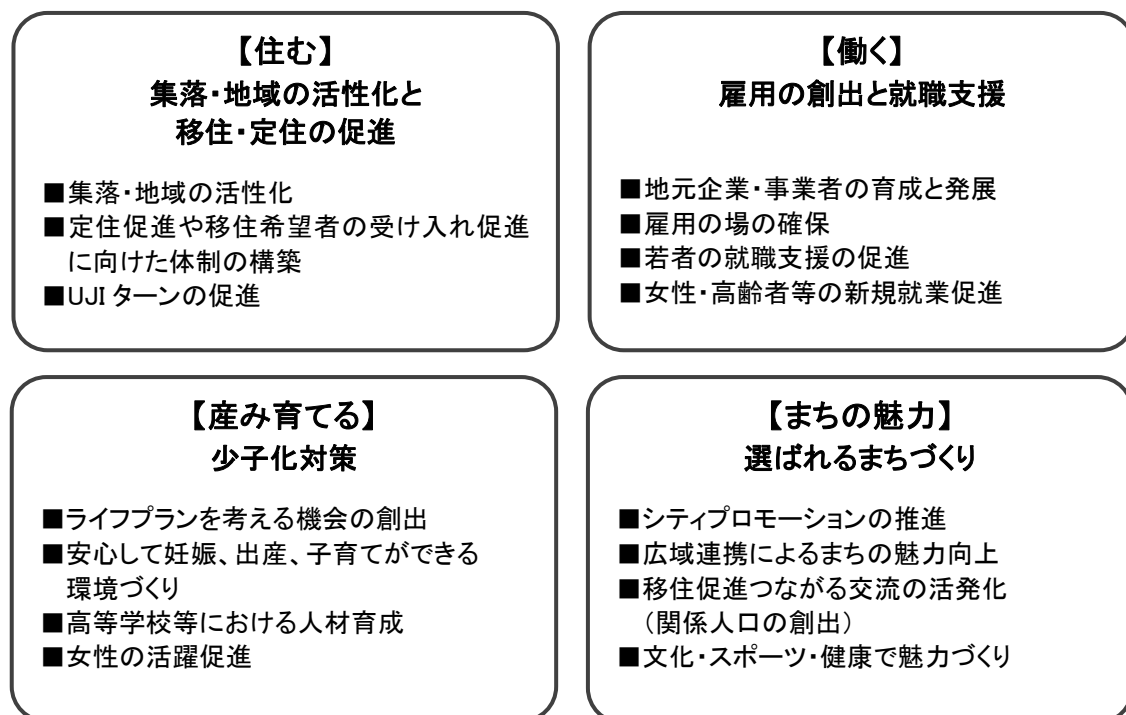
第2章 定住促進重点戦略

人口減少社会に直面している本市において、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組むべき課題であり、分野の異なる施策を横断的に展開することで総合的に成果をあげていかなければなりません。

本市の人口減少の主な要因は出生率の低下と若者（15～24歳）の市外への流出と考えられるため、この点に重点を置きながら、市民が「住み続けたい」と思い、積極的な情報発信と交流人口の増加を通じて市外の人々からは「住んでみたい」と思われる宍粟市をめざし、次の4つを定住促進重点戦略と位置づけ、人口減少対策の大局的な方向性を明確にします。

また、定住促進重点戦略にはそれぞれ成果に対する5年後の数値目標を定めます。

■定住促進重点戦略



（1）集落・地域の活性化と移住・定住の促進

【数値目標】転出超過を年間 245 人まで是正（平成 27（2015）年国勢調査：年間 359 人）

過疎化・少子高齢化が進行する中では日常生活に最も身近な集落・地域の活性化がまちの推進力につながります。このため、市民、地域、団体などが行政と一体となって主体的に地域づくりを進める自主自立のまちづくりを進める中で、いつまでも住み続けられ生活しやすい環境づくりとして、生活圏の拠点づくりや持続可能な公共交通の確保が必要となります。

また、新たな地域活動を創出していくため、活動をリードする人材の育成や外部人材を積極的に受け入れる地域の体制づくりや自然豊かな本市への移住を希望する人の受け入れに向けた住宅施策のほか、移住後のフォローアップを充実することで移住後の不安を解消し、UJI ターンなどの移住希望者をスムーズに受け入れるための仕組みづくりを構築していくことが必要です。

（２）雇用の創出と就職支援

【数値目標】就業率の現状維持（平成 27（2015）年国勢調査：56.9%）

人口減少が続いている中、雇用の場の確保は市民生活の安定を図るとともに、これからの地域社会・経済を担う若者の定住につなげるうえでも重要な課題です。

このため、林業、農業、商業、工業、観光など、各産業の活性化と異業種の連携によって、雇用の創出に向けた積極的な産業振興策を講じることが必要です。また、女性の活躍や高齢者などの就業促進による働き手の確保を含め、このような取組が地域における経済循環の活性化につながることを期待されます。

さらに、若者が本市に住みながら市内又は通勤圏内に就職できるということは定住促進だけでなく、将来的には結婚・出産による人口の増加につながることを期待されることから、若者の就職支援についての取組が必要です。

（３）少子化対策

【数値目標】年間 165 人の出生数（平成 27（2015）年国勢調査：年間 263 人）

少子化の主たる要因は「未婚化」「晩婚化」「晩産化」、さらには経済的、身体的、心理的負担感や、仕事と家庭の両立が困難であることなどによる「夫婦の出生力の低下」といわれています。本市の合計特殊出生率は、かつては国・県を大きく上回っていましたが、近年は低下傾向にあり、国・県の水準に近づきつつあります。

このため、女性が社会の中で自分らしく活躍することができるとともに、結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や問題を取り除き、それを望む人の願いが叶う取組を進めていくことが必要です。また、子どもや子育て世帯が周りの人々に見守られ安心して健やかに暮らすことができる地域の実現をめざし、市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となって推進することが必要です。

（４）選ばれるまちづくり

【数値目標】年間 116.5 万人の観光入込客数（令和元（2019）年度：97.9 万人）

全国的な人口減少が進行する中ではどの地方自治体においても地域の魅力を高める取組が進められています。本市としてもさらなる魅力の向上を図り、積極的に情報を発信することにより、市民には「住んで良かった」「住み続けたい」と思われ、市外の人々からは「訪れたい」「住んでみたい」「ビジネスをしたい」と思われるなど「選ばれるまち」となることが重要です。

このため、市内においては「森林」の魅力を中心に文化・スポーツ・健康づくりなど、様々な体験を通じ感じられる本市の魅力を市民、地域、事業者、団体及び行政が共有する中で郷土愛を高めていくとともに、市外に向けては本市の魅力を積極的に情報発信していくことで、本市のイメージと認知度を高めることが必要です。また、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携することにより、広域的に魅力を発信していくことも必要です。

このような取組が進むことにより、本市に興味を持つ人、関わりがある人を増やすことで、訪問、滞在等による交流人口、出身者やしごと・学びの体験などによる関係人口が増加し、さらには移住促進につながることを期待されます。

第3章 基本目標と基本方針

将来像の実現に向けて、大きく2つのまちづくりの基本目標と7つの基本方針の方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

基本目標1 住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進む中では市民が「暮らしやすい」「いつまでも住み続けたい」と本市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の人からは「訪れたい」「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要です。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を生かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らし、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざします。

基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

地域経済の活性化を図るためには林業、農業、商業、工業、観光などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要です。それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより新たな取組を始めることが求められています。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組みます。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、宍粟市ならではの観光サービスや商品を開発することによって関係人口・交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていきます。

基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり

私たちの生活に潤いをもたらす森林や田園、水辺空間のほか、生活の一部として形成されてきたまち並みなどの環境や景観を保全しながら、観光資源としての価値を高め、先人から受け継いできた貴重な財産として次の世代へ引き継ぐ必要があります。

この豊かな環境を本市だけのものではなく、地球規模における環境問題を意識して捉え、「2050年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、地球温暖化対策や省エネ対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざすとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていきます。

また、市民生活に身近な道路や上下水道など、生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ一人でも多くの人が定住できる環境を整備していくことが必要です。そのため、宍粟市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成します。

さらに、日常生活の利便性向上を図るため、道路ネットワークの形成に向けた取組を進めるとともに、人口減少に伴い増加する空き家を地域資源として活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図ります。

基本方針3 定住魅力の高いまちづくり

全国的に若年層を中心とした東京圏などの都市部への一極集中が続いており、地方における人口減少に歯止めがかけられていない中で、市町村が人口規模を維持していくためには定住したいと思える魅力を高めることが求められています。

市内各地域において、それぞれの地域の特色を生かしながら快適に暮らすことができる環境となるよう生活圏の拠点を形成し、その機能の充実を図るとともに拠点間や近隣市町をつなぐ公共交通ネットワークの充実を推進します。

また、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受け入れるための支援として、住まいに関する各種助成制度や空き家の有効活用、雇用対策の推進、出会いの場の創出による結婚支援、移住を希望する人や移住者に対する情報提供・フォローアップ、関係人口・交流人口から定住人口へのつなぎなど、移住・定住促進のため取組を推進します。

基本方針4 安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められています。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進します。また、火災や多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助」「共助」「公助」による協働の理念のもと市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくります。

さらに、市民が安心して消費生活を送ることができるまちであるために、消費生活に関する相談支援や情報提供を行い、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域などの持続可能性を配慮した消費行動を促し、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する「消費者市民社会」づくりを推進します。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進む中では子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けることができるまちを築いていくことが重要です。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、すべての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざします。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざします。

基本方針 5 子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは地域社会にとって、とても重要なことです。

本市では子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取組を進めていきます。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、就学前の幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなどの社会環境の変化に対応していくため、幼保一元化の推進をはじめ豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいきます。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成を推進します。

基本方針 6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を図り、健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉体制の充実を図る必要があります。

そこで、すべての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの概念に基づき、介護・医療・予防が一体的に提供されるとともに、生活の基盤となる住まいの確保と生活支援・福祉サービスが幅広く受けられる体制の構築に努めます。

基本方針 7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながります。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていきます。この地域づくりにあたっては自分たちが住む地域を見つめなおすことや地域の様々なことを調べることにより、人と人との接点生まれ、新しいものを発見し地域おこしにつなげていくという「地元に学ぶ」といった考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を生かしながら、様々な活動の推進に努めます。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりを推進します。

第4章 計画の着実な推進に向けて

人口減少、少子高齢化、過疎化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの変化等、社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能の低下、さらには市民ニーズの多様化・高度化などにより、市民個人の努力や行政だけでは対応できない課題が増えています。この課題を解決していくためにはあらゆる分野において市民、地域、事業者（企業）、団体など、多様な主体と行政が協働により、自主自立のまちづくりを進める必要があります。

また、これからのまちづくりにおいてはあらゆる分野で男女共同参画の理念に基づく取組を進め、家庭や職場、地域における理解の浸透を図るとともに、市内外から「選ばれるまち」としてのシティプロモーションの充実や、「人生100年時代」といわれる中で、誰もが生涯にわたって活躍できる環境づくりが求められています。

加えて、防災・減災の取組により災害に強いまちづくりをめざす地域強靱化の推進や、デジタル技術の浸透による社会変革をめざすデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応、ポストコロナ社会の中での新しい暮らし方や働き方等への対応など、時代の変化に即したまちづくりを進めます。

さらに、厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次宍粟市総合計画の着実な推進に向けて、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携を図る中で、効果的な取組を進めていく必要があります。

1. 参画と協働のまちづくりの推進

（1）多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進

従来のまちづくりは行政があらゆる公共サービスの担い手として位置づけられてきましたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の進行等、社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティや子育て・福祉分野などにおいて新たな課題が発生する中では市民個人の努力や行政だけでは対応することが困難な事例が多くなっています。

一方、近年、市民においては「社会の役に立ちたい」、「地域活動に積極的に関わりたい」という思いから、まちづくりに貢献する活動団体などへ参加される人も見受けられ、また事業者（企業）においても、社会貢献活動に取り組む動きが広がりを見せています。

平成23（2011）年3月に宍粟市自治基本条例を制定している本市においては市民、市民の日常生活に密着した自治会や地域、さらに団体や事業者（企業）など、多様な主体が、新たな公益を担う自立した存在として行政と対等な立場で連携・協力し、協働の関係を築きながらまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、市民に対しては市民と市民、市民と行政の協働に対する意識の向上をより一層図っていくとともに、行政職員も多様な主体との協働によるまちづくりに対する意識の向上を図っていきます。また、市民と行政職員がともにまちづくりに関わり、実績を積み重ねることが協働の気運を高めることにつながると考えられるため、誰もがまちづくりに参加でき、市民と行政がより密接な連携を深めていく仕組みを構築していきます。

（２）情報共有の推進

市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには市民と行政が互いに持っている情報を共有し、対話し、理解し合う中で、信頼関係を築いていくことが重要です。

本市では広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネル、フェイスブック、ライン等、様々な広報メディアを活用して情報発信を行うとともに、市民提案制度、タウンミーティング、市民アンケート、パブリックコメントなどを通じて、市民の意見を行政に幅広く取り入れる機会を設けています。市政の透明性をさらに高めるうえでは市民の理解を深めるための課題などを市民目線で精査し、そのうえで行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段のより一層の充実を図っていきながら、情報が共有され、対話を通じ、市民と行政による協働のまちづくりを推進していきます。

（３）人づくり、リーダー育成の推進

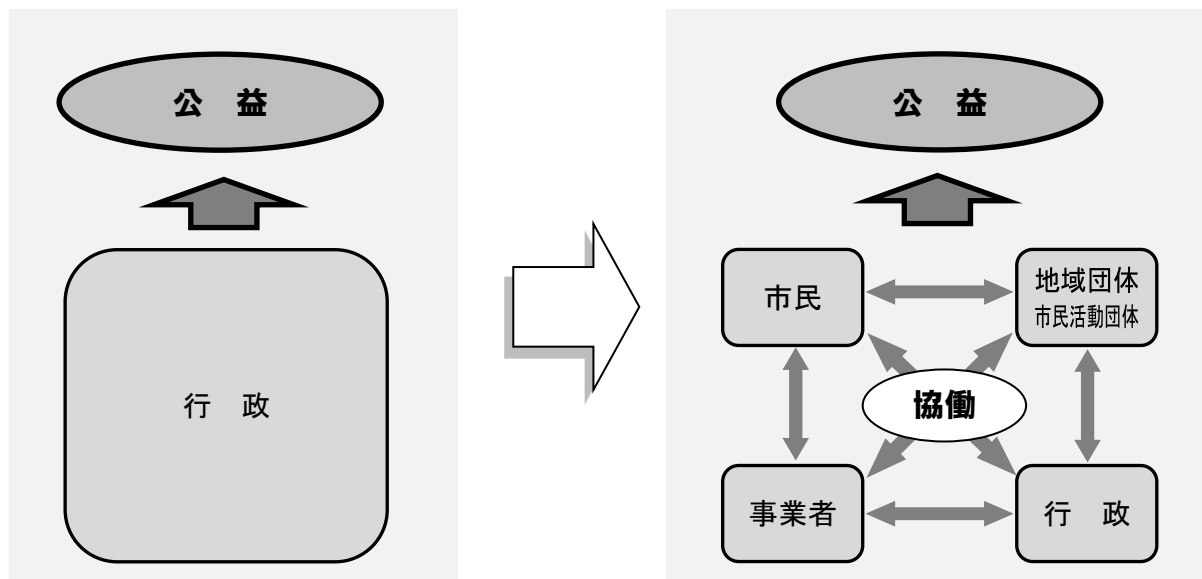
市民と行政が、本市の将来像の実現をめざし、共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながらともに知恵を出し合い、力を合わせたまちづくりを進めていくうえでは人づくりとともに、様々な分野でまちづくりを牽引するリーダーとなる人材を育成していくことが重要な課題となっています。

このため、活動におけるリーダーシップや活動の組み立て方、組織運営のマネジメントなど、必要な知識や技術を身につけるリーダー養成の機会を創出し、その成果が地域に生かされる仕組みづくりに重点的に取り組みます。また、地域おこし協力隊や移住者など、市外からの人材が活躍できる仕組みづくりや、受入体制を構築します。

さらに、地域コミュニティ活動やボランティア・ＮＰＯ活動等、市民公益活動への支援などに努め、市民の自主的、主体的なまちづくり活動が持続・発展的に展開されるよう支援するとともに、活動を支え、担っていく人材の確保・育成も重要なことから、様々な分野において人づくりや交流の場をつくることで、次代を担う子どもたち、女性、高齢者を含め、多様な市民の積極的参加を促しながら取組を進めていきます。さらに、行政職員に対しては地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、協働のまちづくりをリードできる人材としての養成に努めていきます。

このような取組を通じ、市民活動をより一層活発化させるため、市民が集い、自由に相談・情報交換などができる交流拠点づくりについて検討します。

～新たな公益のイメージ～



※公益：公共の利益を縮約した言葉であり、ある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成員に関わる共通の利益を指す。

※市民公益活動：まちづくりに貢献するため市民が自主的に行う活動（自治基本条例第 22 条）。

2. 男女共同参画の推進

性別などに関わらず、あらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことで、誰もが自分らしく生きることができる男女共同参画社会を実現するため、正しい認識を持つことができるよう、様々な機会を通して啓発活動を行うとともに、家庭や地域・学校・職場などにおいて男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

また、まちづくりにおける女性の参画や活躍を推進するため、家庭や地域、職場などにおける仕組みづくりや働きかけを行います。

さらに、互いの身体的性差を理解し合い、相手を思いやるとともに、「男性」「女性」といった性別だけではなく、多様な性について知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することができる社会を構築します。

こうした考え方にに基づき、あらゆる分野において市民、事業者、団体、教育関係者、行政などが連携し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・効果的に取り組みます。

3. シティプロモーションの推進

人口減少や地域の衰退が懸念される中で、今後も継続的に発展を続けていくためには「選ばれるまち」として本市が有する豊かな自然、歴史、文化、風土、産業や暮らし等の魅力と地域づくり活動や移住・定住、企業誘致や就職・子育て支援等の取組を組み合わせた情報発信など、まちのイメージアップやブランド化に向けた、シティプロモーションの充実が重要となります。

「住み続けたいまち」として、広報メディアやイベントなどを通して本市の魅力を積極的に発信していき、市民が本市の魅力を理解し、関心を持つことによって、連帯感を高めてい

き、市民へのシビックプライド（まちへの誇りや愛着心）の醸成を図ります。

また、「住んでみたい、訪れたいまち」として、本市の地域資源の情報分析によるターゲットの絞り込みやニーズの明確化を図ったうえで効果的に情報を発信していくとともに、市民と行政のみならず、市外の人にも魅力が発信できる仕組みの構築や、民間のノウハウを活用することで、本市の認知度の向上やまちのブランドイメージの構築を図っていき、来訪者、移住者のさらなる増加をめざします。

4. 「生涯活躍社会」の実現

人口減少、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中でも地域の活力を維持していくため、子どもから高齢者まで、すべての市民があらゆる場面で活躍することができる「生涯活躍社会」の実現をめざします。市民一人ひとりが価値観やライフステージに応じて希望する暮らし方、働き方、学び方を生涯にわたって選択できるよう、健康づくり・介護予防の促進による体力向上や健康寿命の延伸を図るとともに、基礎学力の修得や、人生100年時代に合わせ生涯にわたって「教養」を身につけ、人生を豊かにする生涯学習の支援、学んだ知恵や知識を地域社会に還元することなど、生涯を通じた学びの機会の確保を図ります。

また、市民、事業者（企業）、行政がともに「生涯活躍社会」の実現に向けた地域づくりを進めることが重要です。経済的な自立に加え、年齢、性別、障がいの有無等に関係なく働くことができる環境やワーク・ライフ・バランスの実現、社会とのつながりを保つことで生きがいを感じるなど、あらゆるニーズに応じた多様な働き方や雇用機会の確保を図ります。

こうした取組により、人生100年時代を健康で豊かに自立して暮らすことができる地域づくりを行います。

5. デジタルトランスフォーメーション（DX）による社会変革への対応

デジタル技術の浸透により生活をあらゆる面で良い方向に変化させ、住みやすいまちづくりにつなげていくデジタルトランスフォーメーション（DX）が進んでおり、社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

インフラや制度、組織のあり方、生産方法等にAI、IoT等のデジタル技術が導入され、それらを最大限に活用できる新たな社会・経済システムが生まれることによる暮らしの利便性の向上や働き方の変化とともに、地方自治体では行政事務へのRPAやAIの導入による定型業務の効率化や行政手続きのオンライン化など、行政サービスの向上も期待されています。

一方で、デジタルトランスフォーメーション（DX）に対応するにはデジタル技術の仕組みを理解し、使いこなしていくための知識の習得や専門的な人材の確保が必要となります。

本市においてもデジタル人材の育成・確保を進めつつ、安全・安心な地域社会の実現、利便性の高い市民サービスの提供、行政コストの削減、自治体間の連携強化による広域的な行政サービスの展開等、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めることで、市内で生活する人や働く人、市外から訪れる人などの誰もが暮らしやすく、便利で安全・安心なデジタル社会の実現をめざします。

6. ポストコロナ社会への対応

令和元（2019）年 12 月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は世界規模で流行し、日本でも令和 2（2020）年に国による緊急事態宣言が発令され、不要不急の移動自粛や学校の休業、商業施設等への休業要請など、市民生活・経済に大きな影響が出ました。

一方で、感染拡大を予防する対策が進み、社会・経済活動や人々の行動・意識・価値観の変容がもたらされ、テレワークやオンライン授業、電子決済の普及など、生活のあらゆる場面でデジタルトランスフォーメーション（D X）が加速し、先端技術の活用による社会のあり方や仕組の変革が進みつつあります。

また、都市部への人口集中の課題が浮き彫りとなり、暮らし方や働き方が変化する可能性も指摘され、都市部に比べ過密状態になりにくい地方移住が促進されることも予想されます。

そのため、本市においてもあらゆる場面における先端技術の活用促進や、本市での暮らしの魅力発信を進めるなど、ポストコロナ社会における課題の解決と変革への対応を進めていくこととします。

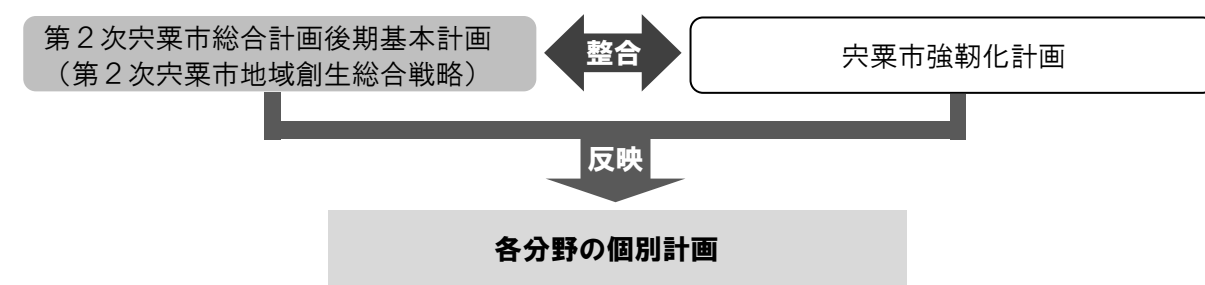
7. 地域強靱化の推進

本市の豊かな自然は市民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域活力の源となっている一方、台風、大雨、地震などによる被害拡大の原因ともなり、私たちの日常を一瞬にして奪うこともあります。局所的短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震、山崎断層帯地震などの発生が懸念される中、本市においてもこうした災害への対応を強化することが求められています。

国では東日本大震災など、過去の災害による甚大な被害に対して、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25（2013）年法律第 95 号）」が施行され、大規模自然災害などに備えた強靱な国づくりに向け、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、どのような大規模自然災害などが起こっても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本計画と整合を図りながら別に定める「宍粟市強靱化計画」を各分野の個別計画の地域強靱化に関する指針として、今後起こりうる自然災害の想定と、災害時における対応方針の適宜見直しを図りつつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

■総合計画と地域強靱化計画、個別計画の位置づけ



8. 持続可能な行財政運営の推進

(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次穴粟市総合計画を着実に推進していくためには歳入確保と歳出抑制を柱とする行財政改革の推進を図り、健全で計画的な財政運営を行っていく必要があります。一方で、限られた財源の中で何を優先して行い、何をやめるのかを選択し、今まさにやるべきこと、やらなければならないことは積極的かつ集中して取り組む必要があります。

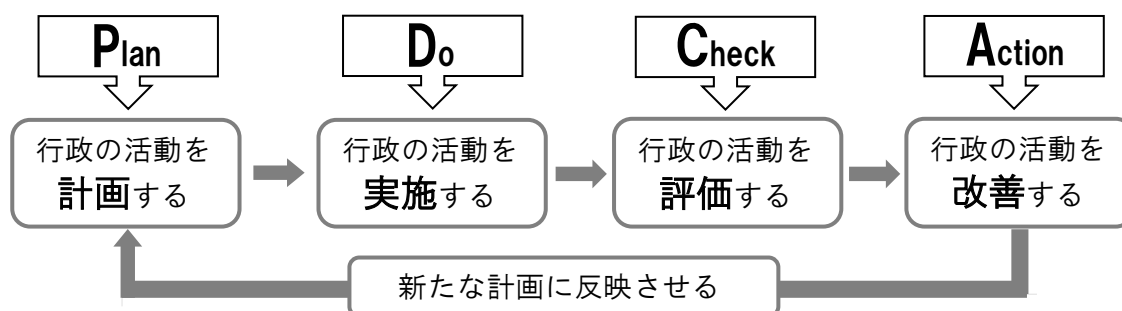
歳入の確保に向けては徴収率向上への対策強化や、広告料収入・寄付金収入の増加、市有財産の有効活用などにより財源の確保に努めます。

歳出の抑制に向けては第2次穴粟市総合計画に位置づけた取組を着実に推進するとともに、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより進捗管理を行い、適宜事業の見直しを行うなど社会の変化に対応した行政運営を行います。また、長期的・計画的な視点から公共施設等の更新・統廃合、長寿命化の推進など、将来を見据え、収入に応じたバランスのとれた支出となる取組を進めていきます。職員数が減少しても、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速に対応できるよう、スリムで効率的な組織体制の構築、職員の能力向上などに取り組んでいきます。

さらには行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段をより一層充実させるなど市政に反映させる取組を進めるとともに、政策立案や計画を策定する段階における市民の参画を推進していきます。

このように、最小の経費で最大の効果をあげる取組に努め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

～PDCAサイクルによる行政運営の推進～



（２）広域連携の推進

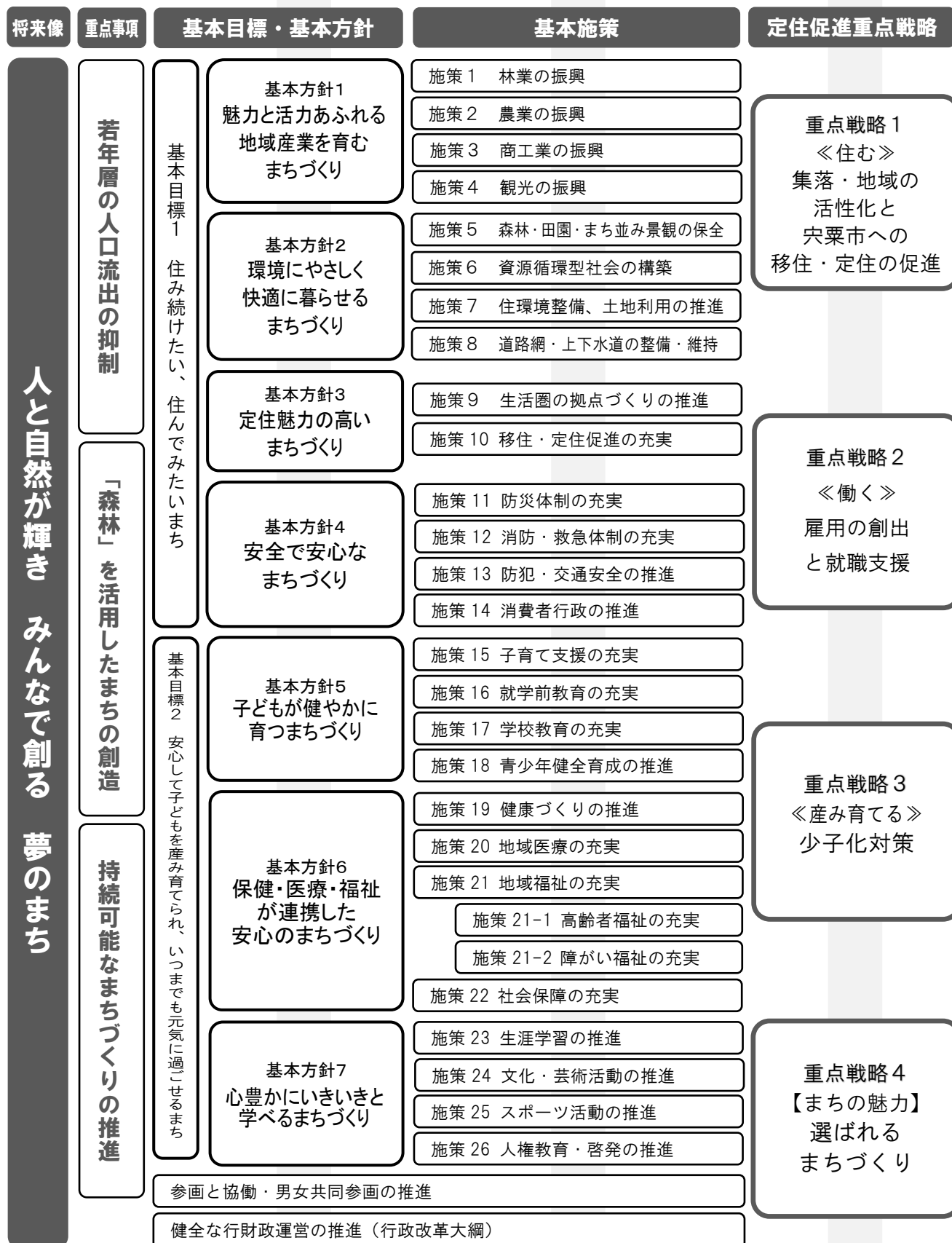
市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携による行政の広域化がますます重要になると考えられます。

特に、地勢的、歴史的、文化的につながりの深い播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏については人口減少、少子高齢化、経済の停滞等の課題を共有する中で、行政サービスの効率化、地域の魅力の創出と情報発信、さらには地域産業の活性化などを図っていくため、各市町との連携のもと圏域の潜在力を生かすことにより、より効率的で効果的な質の高い取組を展開していきます。

また、今後は観光、防災、道路網、公共交通など、様々な分野において、隣接する但馬地域や県域を越えた近隣市町と広域連携を展開していくための方策について、検討・推進に努めていきます。

計画の全体像

テーマ 森林から創まる地域創生



Ⅲ 後期基本計画

【めざすまちの姿】

市民、地域、事業者、団体
及び行政が共にめざすまち
の姿

【SDGsアイコン】

施策を推進することで達成に寄与するSDGsの
目標を示すアイコン

【施策の方向性】

「現状と課題」を踏まえ、「め
ざすまちの姿」の実現に向け、
今後、優先的に取り組む施策の
基本的方向

基本施策 1 林業の振興

■めざすまちの姿

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された持続可能な循環型林業を推進することで「儲かる林業」を確立すると同時に、「災害に強い森林づくり」が実現するまちをめざします。

■現状

◇各種補助制度により、新規林業事業者の初期投資に必要な雇用や高性能林業機械の購入・リースにかかる経費軽減、既存事業者でも雇用経費が軽減され、新規林業事業者の増加や市内林業事業者の存続につながっています。

◇平成 29 (2017) 年 4 月に森林大学が開校し、毎年 20 人近くが入学しており、大学と地域の代表、市役所などで構成する育成協議会が学生生活のサポートを行っています。

◇木材流通において、用材については大きな供給源となっており、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材や未利用材についても、森林資源を生かしたエネルギー源として、県内の木質バイオマス発電事業者の大きな供給源となっています。

◇伐期を迎えた放置森林等、未整備森林の増加に伴い、森林環境譲与税を活用し持続可能な開発目標 (SDGs) に掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などに早急に取り組まなければならない状況となっています。

■課題

◇木材価格の低迷や、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等の影響により間伐施策が滞ることが想定される中、早急な森林整備面積拡大を図るため、森林経営計画を策定できない条件不利地などの森林では森林環境譲与税を活用した方が必要です。

◇木材流通量が増えている中、原木での流通のほとんどが市外 (市場の約 85%) で、市内での穴栗材の製品生産を高めるには、設備投資に要する費用負担、後継者不足などの解決が必要です。

◇穴栗材の普及について、穴栗材の特性を生かした活用方法などの検討が必要です。

◇穴栗材だけでなく、県産木材の需要拡大に向けて県や近隣市町などと連携した取組が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 穴栗材流通の拡大促進 (★)

＜施策の方向性＞

6 次産業化を含め、穴栗材製品の流通拡大を支援し、穴栗材のさらなる普及促進を図ります。

＜主な取組＞

①-1 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じた、川上から川中、川下の林業事業者や国・県などと連携し、市内での経済循環型林業を展開します。

①-2 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、6 次産業化などにより市内事業者が積極的に穴栗材を活用できる仕組みづくりを行います。

①-3 穴栗材の高付加価値化、流通拡大に向け、原木の段階での強度などの品質特

② 担い手の確保・育成 (★)

＜施策の方向性＞

将来にわたって適切な森林整備を続けるとともに、生業としての林業を継続していくため、林業従事者の確保と育成を図ります。

＜主な取組＞

②-1 林業就業相談会などの就業相談の実施や、林業就業者を新たに雇用し、その育成を図ろうとする林業事業者や新規事業者を支援することで担い手の確保と育成に努めます。

②-2 新規事業者に対して林業機械などの導入を支援することで、市内の林業事業者数の増加と持続的な森林整備を推進します。

②-3 森林大学校の学生が地域のことを知る機会づくりや学びを生かす仕組みづくりのほか、市内への定住につながる取組を展開します。

②-4 インターンシップや県と連携した森林環境学習を通じて林業への関心を高めるとともに、郷土意識の醸成に努めます。

③ 林業生産基盤の整備 (★)

＜施策の方向性＞

林業生産基盤の整備、充実を図り、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の持続可能な林業経営を支援します。

＜主な取組＞

③-1 森林経営計画の作成による森林施業の団地化・集約化を推進し、間伐の支援を行うとともに、条件不利地森林では森林環境譲与税を活用した市独自事業による支援を行います。

③-2 木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用にに向けた取組を推進します。

③-3 森林施業を効率的に行うため、森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道の整備を促進します。

③-4 再造林や間伐などの森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R 2)	目標値 (R 8)	数値の出所 (算出方法)
林業事業者数	組織	23	28	市登録の林業事業者数 (年度末)
【目標値の考え方】林業に関する施策を推進し、林業事業者を年間 1 組織増加することを目標とする。				
森林大学校卒業生の市内森林 林業関係企業などの就職者数	人/年	0	6	森林大学校からの進路情報
【目標値の考え方】担い手の育成・確保と定住を図るため、森林大学校の 1 学年定員 20 人の 30% に相当する 6 人を目標とする。				
人工林整備率 (間伐事業)	%	33.8	44.6	担当課保有の管理資料 11,379ha (令和 2 年までの累計実績) +600ha/年 × 5 年 (令和 3 ~ 8 年整備面積) = 14,379ha / 33,634ha (直近の 林全体面積)
【目標値の考え方】直近の人工林全体面積 33,634ha に対して、現状 600ha/年の累計値となる間伐面積 (人工林整備率) を目標とする。※年間約 1.8% の増加				

■関連する個別計画

・林業再生プロジェクト基本構想

・穴栗市森林整備計画

【現状・課題】

穴栗市における現状と、今後取り組んでいく必要のある課題

【主な取組】

「施策の方向性」に基づき、具体的に展開していく取組

【まちづくり指標】

取組の成果を測る「ものさし」として、数値化が可能な統計データ等を中心に設定した目標

【関連する個別計画】

基本施策に関連して策定・推進している個別計画

第 1 章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本方針 1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり



基本施策 1 林業の振興

■めざすまちの姿

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された持続可能な循環型林業を推し進めることで「儲かる林業」を確立すると同時に、「災害に強い森林づくり」が実現するまちをめざします。

■現状

- ◇各種補助制度により、新規林業事業体の初期投資に必要な雇用や高性能林業機械の購入・リースにかかる経費軽減、既存事業体でも雇用経費が軽減され、新規林業事業体の増加や市内林業事業体の存続につながっています。
- ◇平成 29（2017）年 4 月に森林大学校が開校し、毎年 20 人近くが入学しており、大学校と地域の代表、市役所などで構成する育成協議会が学生生活のサポートを行っています。
- ◇木材流通において、用材については大きな供給源となっており、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材や未利用材についても、森林資源を生かしたエネルギー源として、県内の木質バイオマス発電事業者の大きな供給源となっています。
- ◇伐期を迎えた放置森林等、未整備森林の増加に伴い、森林環境譲与税を活用し持続可能な開発目標（SDGs）に掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などに早急に取り組まなければならない状況となっています。

■課題

- ◇木材価格の低迷や、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等の影響により、間伐施業が滞ることが想定される中、早急な森林整備面積拡大を図るため、森林経営計画を策定できない条件不利地などの森林では森林環境譲与税を活用した方策が必要です。
- ◇木材流通量が増えている中、原木での流通のほとんどが市外（市場の約 85%）で、市内での穴栗材の製品生産量を高めるには、設備投資に要する費用負担、後継者不足などの解決が必要です。
- ◇穴栗材の普及について、穴栗材の特性を生かした活用方法などの検討が必要です。
- ◇穴栗材だけでなく、県産木材の需要拡大に向けて県や近隣市町などと連携した取組が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 穴栗材流通の拡大促進（★）
《施策の方向性》 6 次産業化を含め、穴栗材製品の流通拡大を支援し、穴栗材のさらなる普及促進を図ります。
《主な取組》 ①-1 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じた、川上から川中、川下の林業事業者や国・県などと連携し、市内での経済循環型林業を展開します。 ①-2 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、6 次産業化などにより市内事業者が積極的に穴栗材を活用できる仕組みづくりを行います。 ①-3 穴栗材の高付加価値化、流通拡大に向け、原木の段階での強度などの品質特性や加工技術を検証し、穴栗材の特性を生かした活用につなげます。 ①-4 県や近隣市町、連携中枢都市圏構成市町などとの連携により、県産木材の需要拡大に向けて、県内林業における経済循環林業システムを推進します。

② 担い手の確保・育成（★）				
＜施策の方向性＞ 将来にわたって適切な森林整備を続けるとともに、生業としての林業を継続していくため、林業従事者の確保と育成を図ります。				
＜主な取組＞ ②-1 林業就業相談会などの就業相談の実施や、林業就業者を新たに雇用し、その育成を図ろうとする林業事業体や新規事業体を支援することで担い手の確保と育成に努めます。 ②-2 新規事業体に対して林業機械などの導入を支援することで、市内の林業事業体数の増加と持続的な森林整備を推進します。 ②-3 森林大学校の学生が地域のことを知る機会づくりや学びを生かす仕組みづくりのほか、市内への定住につながる取組を展開します。 ②-4 インターンシップや県と連携した森林環境学習を通じて林業への関心を高めるとともに、郷土意識の醸成に努めます。				
③ 林業生産基盤の整備（★）				
＜施策の方向性＞ 林業生産基盤の整備、充実を図り、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の持続可能な林業経営を支援します。				
＜主な取組＞ ③-1 森林経営計画の作成による森林施業の団地化・集約化を推進し、間伐の支援を行うとともに、条件不利地森林では森林環境譲与税を活用した市独自事業による支援を行います。 ③-2 木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組を推進します。 ③-3 森林施業を効率的に行うため、森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道の整備を促進します。 ③-4 再造林や間伐などの森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。				

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
林業事業体数	組織	23	28	市登録の林業事業体数（年度末）
【目標値の考え方】林業に関する施策を推進し、林業事業体を年間1組織増加することを目標とする。				
森林大学校卒業生の市内森林 林業関係企業などへの就職者数	人	0	6	森林大学校からの進路情報
【目標値の考え方】担い手の育成・確保と定住を図るため、森林大学校の1学年定員20人の30%に相当する6人を目標とする。				
人工林整備率（間伐事業）	%	33.8	44.6	担当課保有の管理資料 11,379ha（令和2年までの累計実績） +600ha/年×6年（令和3～8年整備計画面積）=14,979ha/33,634ha（直近の人工林全体面積）
【目標値の考え方】直近の人工林全体面積33,634haに対して、現状600ha/年の累計値となる間伐面積割合（人工林整備率）を目標とする。※年間約1.8%の増加				

■関連する個別計画

- ・ 林業再生プロジェクト基本構想
- ・ 宍粟市森林整備計画



基本施策 2 農業の振興

■めざすまちの姿

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的で、持続可能な農業経営が行われるまちをめざします。

■現状

- ◇農業従事者の高齢化や担い手不足などにより管理できない農地が増加し、荒廃化が進んでいます。
- ◇荒廃した農地には果樹、花木等による永年性作物への植栽転換を図り、都市住民と地域住民の交流を実施するなど、耕作放棄地の拡大防止と活用を図っています。
- ◇関係機関とともに新規農業者の掘り起こしや認定農業者の育成や営農指導を行っています。
- ◇防護柵設置を推進するとともに、猟友会との連携による有害鳥獣の捕獲活動により、農業被害額は減少傾向にあります。
- ◇新たな特産物のブランド化に向けた取組や、農畜連携事業による堆肥からの循環型農業を進めています。
- ◇農地付き空き家制度により空き家への移住促進と遊休農地化を防ぐ取組を進めています。

■課題

- ◇農業に取り組む人を増やすとともに、技術指導等の支援の充実、集落営農組織や認定農業者など、担い手育成や営農体制の整備に取り組むことが必要です。
- ◇農地の維持のためには集落営農組織の維持が不可欠であり、関係機関と連携した支援が必要です。
- ◇高齢化による狩猟者の減少に対し、新たな狩猟者の確保や、防護柵の設置及び維持管理の担い手の確保が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生産の振興と流通の促進（★）
《施策の方向性》 地域産業活性化のため、販売ルートの拡大を支援するとともに、特産物のブランド化や農業の6次産業化への展開も視野に入れた活力ある農業の振興を図ります。
《主な取組》 ①-1 市民の地産地消への理解を深めるとともに、学校給食への活用や直売所などでの販売のほか、市内農畜産物の販売ルートの確保・強化に取り組めます。 ①-2 県や農協等関係機関と連携し、生産から加工・販売まで一貫して行う農業者、農業組織を育成するなど、地域特性を生かした農畜産物のブランド化、農業の6次産業化に向けた取組を推進します。 ①-3 市内の農業生産者と飲食店、加工品製造所などとのマッチングを行い、販路拡大による生産意欲の向上を図ります。 ①-4 アンテナショップなどを活用した穴粟市産農産物の魅力のPRを行うとともに、生産者の出荷を促進します。
② 担い手の確保・育成（★）
《施策の方向性》 担い手確保や営農指導を進め、耕作放棄地の発生防止に努めるなど、持続可能な農業経営のための支援を行います。
《主な取組》 ②-1 担い手の確保と育成のため、穴粟北みどり農林公社などの活動を支援するとともに、経営基盤の強化を促進します。

②-2	担い手の確保として、認定農業者制度の活用や、新規就農者及び集落営農組織を育成促進する他、異業種の農業参入を促し地域の担い手とする「宍粟市農業モデル」を確立していきます。
②-3	地域による人・農地プランの策定を推進し、担い手による効率的な運営を促進します。
②-4	担い手が行う農業機械整備などを支援します。
②-5	新規就農者と既存農業者との交流機会の創出や新規就農者への営農指導について関係機関とともに取り組みます。
②-6	農地付き空き家の情報発信や就農支援などにより、新規就農者の定住を促進します。
③ 農業生産基盤の整備（★）	
《施策の方向性》 耕作放棄地の発生防止や鳥獣被害の軽減など、農業生産の効率化と安定化を図ります。	
《主な取組》	
③-1	耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、荒廃農地の再生及び防災や観光などを含めた多面的な利活用を促進します。
③-2	非農家も含めて農業に対する意識を高め、地域における適切な有害鳥獣防護柵の設置、維持管理及び水路、農道などの維持管理を推進します。
③-3	猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保や育成に加え、有害鳥獣対策推進協議会の活性化に向けた取組を行います。
③-4	農業経営のイノベーションに向けて、AIやロボット技術等を研究し、スマート農業など、新たな技術を活用した農業用機械・施設の導入を推奨します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
認定農業者数	人	32	44	担当課保有の管理台帳（年度末） 【目標値の考え方】「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、新規就農者から1年あたり1人、営農組織の中から1年あたり1人で合計年2人の認定農業者の増加を目標とする。
集落営農組織	組織	63	69	担当課保有の管理台帳（年度末） 【目標値の考え方】「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、現状値を基準に、1年あたり1組織の増加を目標とする。
耕作放棄田率	%	10.5	現状値以下	農業委員会が毎年度実施する農地パトロールにおける放棄田面積÷市内農地面積 【目標値の考え方】過疎化や高齢化などにより労働力不足が深刻化しているが、農業振興施策の取組を推進し、現状値以下に抑えることを目標とする。
農林業被害額	千円	18,684	8,000	兵庫県調査「野生動物による農林業被害集計表」※公表は翌年度の8月以降 【目標値の考え方】前期計画策定時（平成27年）の過去3年の平均被害額を基準に、目標を平均被害額の半分に設定する。
食料自給率（カロリーベース）	%	40.0	45.0	農林水産省地域食料自給率試算ソフト及び統計情報「わがまち・わがムラ（市町村データ）」（宍粟産生産熱量（カロリー）÷市民供給熱量（カロリー）） 【目標値の考え方】農林水産省の「食料・農業・農村基本計画」における国の目標値に準じて設定する。
人・農地プラン策定数	件	8	56	担当課保有の管理台帳（年度末） 【目標値の考え方】令和2年度から年間8地区を目標にプランを構築する。

■関連する個別計画

- ・兵庫県鳥獣保護計画
- ・宍粟市鳥獣被害防止計画
- ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

基本施策 3 商工業の振興

■めざすまちの姿

商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が活発に行われるとともに、働く場が確保され、就業しやすい環境が整備されたまちをめざします。

■現状

- ◇市内中小企業の経営安定化、強化に向けて、資金融資制度などが有効活用されているとともに、産業立地促進助成事業により既存企業の市外流出防止と企業誘致につなげています。
- ◇商工会や金融機関との連携、大学との連携などにより、商店街の事業主が自分たちで活性化しようとする取組が生まれています。
- ◇商工会との連携による創業塾等で起業につなげるとともに、商工会や金融機関との連携によるビジネスマッチングフェアなどにより事業拡大、経営安定化につなげています。
- ◇合同企業説明会やインターンシップなどを通じ、新卒者やU・I・ターン希望者の就職活動を支援するとともに、学生に市内企業を知ってもらうきっかけをつくっています。
- ◇総合的な仕事の相談窓口を開設し、市内の求人・求職情報を多く取り扱い、就業につなげています。

■課題

- ◇資金融資制度のさらなる有効活用に向けた融資限度額の運用方針や現状に合った融資利率等の検討が必要であるとともに、円滑な事業承継が課題であるため、支援などの積極的な方策が必要です。
- ◇商店街の活性化について、空き店舗の利活用や事業承継が必要となっています。
- ◇人口流出の抑制や若者世代の定住促進に向けて、雇用の場を確保するため、企業誘致や起業後のフォローアップも含めた起業家への支援などの取組が必要です。
- ◇総合的な仕事の相談窓口の認知度向上や、企業と求職者の需要と供給のマッチングを図ることで、市内における就業を促進していくことが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 中小企業の経営安定化（★）
《施策の方向性》 商工会への支援などを通じ、企業の経営基盤強化や商店街の賑わい創出、企業の人材不足解消を推進します。
《主な取組》 ①-1 県の融資制度の情報提供も含め、資金融資制度の活用を促進するとともに、商工会や関係団体と連携し、資格等取得・スキルアップのための各種講座等の支援や情報提供など、企業の経営安定化・強化を支援します。 ①-2 社会経済情勢の変化を捉えて、ターゲットとする業種や業態を絞り込み、工場等の設置・建替や空き店舗活用への支援など、企業の市外流出防止を図ります。 ①-3 商工会と連携し、商店街の活性化に向けた仕組みや支援策を研究・実施します。 ①-4 総合的な仕事の相談窓口を通じた企業と求職者のマッチング支援や商工会、金融機関などとの連携により、企業の人材確保に向けた取組を行います。 ①-5 企業に対する経営相談や後継者育成、事業承継に向けた支援を行います。
② 企業誘致の推進と起業家支援（★）
《施策の方向性》 雇用の創出と地域経済の活性化を図るため企業誘致や起業への支援などを推進します。
《主な取組》 ②-1 企業の立地に適した土地の情報収集や確保、企業訪問のほか、国、県、近隣自治体や商工会等の関係団体などとの連携協力を一層深めながら、的確な企業誘致活

動を展開します。 ②-2 商工会や金融機関と連携し、起業に向けた経営相談や情報提供、支援制度の充実を図るなど起業しやすい環境づくりや起業後のフォローアップ体制の充実を図ります。 ②-3 サテライトオフィスやコワーキングスペースの設置など、都市部の企業が市内で業務を開始しやすい環境づくりを推進します。
③ 6次産業化・産業間連携の促進（★） 《施策の方向性》 地域資源を生かした産業活性化に向け産業間連携やブランド化、6次産業化を図るとともに地域内での経済循環を促進します。 《主な取組》 ③-1 連携中枢都市圏や定住自立圏等、広域な自治体間の連携によるビジネスマッチング等、異業種が交流・情報交換する場を設け、販路拡大や新商品の開発などにつなげます。 ③-2 地域資源を生かしたものづくりや産業間の連携を促進するとともに、産地ブランド化や6次産業化に向けた取組を展開する仕組みづくりや意識醸成を図ります。 ③-3 地域経済循環調査の結果を活用し、仕入れや買い物などにおいて地域内で経済が循環する仕組みづくりや意識醸成を図ります。
④ 就職支援の充実（★） 《施策の方向性》 就職希望者に対する企業の情報提供や就業支援のほか、インターンシップなど、職場体験の充実を図ります。 《主な取組》 ④-1 商工会や金融機関、企業と連携し、企業説明会等を実施するとともに、ハローワークなどとも連携し、総合的な仕事の相談窓口において企業の求人開拓や情報発信、就業支援・マッチングを行います。 ④-2 大学等と連携し、企業のインターンシップ受入を促進する体制づくりを進めるとともに体験内容などの充実を図ります。 ④-3 高等学校などと連携し、学生の地元企業に対するイメージ向上を図ります。 ④-4 就職に必要な職業スキルを身につけることができるよう、資格取得・スキルアップのための各種講座等の情報提供を行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
製造品等出荷額 (4人以上の事業所)	億円	655.9	現状値を維持	「工業統計調査」 ※経済センサス活動調査実施年は工業統計調査実施無し
【目標値の考え方】景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しいが、各施策の取組により、現状値の維持を目標とする。				
従業者数（工業統計）	人	3,049	現状値を維持	「工業統計調査」 ※経済センサス活動調査実施年は工業統計調査実施無し
【目標値の考え方】景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増加を見込むことは難しいが、各施策の取組により、現状値の維持を目標とする。				
総合的な仕事の相談窓口(栄栗わくわくステーション)を通じた就業者数	人	181	192	総合的な仕事の相談窓口に求職者として登録し、相談窓口のサービスを受けて就職を実現した求職者の数
【目標値の考え方】現状維持以上の目標を設定することとし、令和8年度の目標は16人/月とする。 16人×12月=192人				

■関連する個別計画

・地域未来投資促進法の規定に基づく基本計画 ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画

基本施策 4 観光の振興

■めざすまちの姿

最大の観光資源である豊かな森林資源と発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、宍粟市特有の地域資源を生かしたまちの魅力づくりによって、関係人口・交流人口が拡大し、観光産業のみならず地域経済全体で雇用創出が図られるなど、観光が森林、文化、産業と融合し、地域が活性化した賑わいのあるまちをめざします。

■現状

- ◇近年の本市への観光入込客数は年間 120 万人前後で推移しており、そのうち日帰り客が大半を占めています。
- ◇しそ森林王国観光協会との連携や森林管理署、地域、個人や団体との調整により、森林セラピーの推進、日本酒発祥の地、発酵のまちづくりのPRを展開しています。
- ◇フェイスブックやアンテナショップでのPRのほか、都市部や播磨地域のイベントなどで特産品や観光地のPRをしています。
- ◇市民及び地域団体により、地域の魅力を発信する活動が盛んに行われています。
- ◇道の駅や店舗への宍粟材で製作した自転車ラックの設置や連携中枢都市圏域事業を通じた本市のサイクリングコースの設定、サイクリングイベントなどを実施しています。
- ◇官民連携により、関係・交流人口の拡大に向けて、市北部地域でのアウトドア観光を中心とした観光の振興に着手しています。
- ◇江戸後期以降の酒蔵や町家が並ぶ山崎町山崎地区が令和元（2019）年 11 月に県の歴史的景観形成地区に指定され、令和 3（2021）年 7 月には当該地区にある中門前屋主屋が国の登録有形文化財に指定されるなど、市内の文化財における観光価値が高まっています。

■課題

- ◇観光プラットフォームの拠点となる観光ステーションの設置、また、市内を循環しながら繰り返し訪れてもらえるよう、宍粟市ならではの体験や地域住民との交流など、地域資源を最大限に活用した体験型観光のコンテンツづくりが必要です。
- ◇本市への観光客は阪神間、岡山県、鳥取県からが多いものの、近県及び県内でも本市の認知度は低い状況にあり、近隣を中心に多様な媒体を活用した市の魅力の効果的発信が必要です。
- ◇定住自立圏 2 市 2 町（たつの市・宍粟市・佐用町・上郡町）や連携中枢都市圏 8 市 8 町（播磨地域）など、周辺自治体との連携のもと広域による観光ルートづくりが必要です。
- ◇森林セラピーとカヌー体験など、地域資源と観光・スポーツをセットにしたプログラムの強化や団体・企業向けのプログラムを開発していくことが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 観光資源の有効活用（★）
《施策の方向性》 観光地としての魅力向上と国内外からの誘客を図るため、観光施設の機能強化とネットワーク化を推進します。
《主な取組》 ①-1 「ふるさと宍粟観光ステーション」の設置や市内に点在する観光施設とのネットワーク化に取り組むとともに観光施設等の機能強化や自然資源を生かしたアウトドア観光の拠点となる施設の整備などにより観光客の誘客を図ります。 ①-2 観光バスの運行ルートや駐車場の確保など、自動車による観光がしやすい環境づくりを行います。 ①-3 「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」をキーワードに、「食」や地域の歴史・文化を観光資源として生かすとともに、特産品ブランド認証制度の積極的なPRを含め、観光地としての魅力向上を図ります。

② 体験型ツーリズムの推進（★）				
《施策の方向性》 豊かな森林や美しい農村景観など、宍粟市ならではの地域資源を生かした体験型観光を推進します。				
《主な取組》 ②-1 地域資源を生かし、50名山や音水湖におけるカヌー等での自然体験や地元の農業体験と宿泊を組み合わせたツアー構築、たたら製鉄、産業遺産、発酵、日本酒づくりをテーマにした観光など、観光ニーズの変化に対応した新たな取組を推進します。 ②-2 歴史・文化の面で本市と共通するテーマを持つまちとの連携により、観光客の誘致につなげます。 ②-3 森林セラピーとその他の体験の連携などグリーンツーリズムの充実を図ります。				
③ 観光客受入体制の充実（★）				
《施策の方向性》 観光事業を担う人材の確保及び育成を行うとともに、集客向上に向けた取組を展開します。				
《主な取組》 ③-1 しそう森林王国観光協会の運営や事業展開への支援を通じ、観光ガイドや参加・体験メニューの指導者・協力者など、観光振興を担う人材の育成・支援及び地域活動団体との連携や、観光受入体制の充実を図ります。 ③-2 観光プラットフォームを活用し、地域や観光関連事業者・団体、農林業、飲食業、商工業など、異業種連携及び地域との連携体制づくりを推進します。 ③-3 インバウンド獲得に向け、市内事業者との連携及び他自治体との広域連携などの取組を推進します。 ③-4 市民の参加による民泊を促進し、滞在型観光の充実を図ります。				
④ 魅力の発信の強化（★）				
《施策の方向性》 知名度向上と観光集客力の強化のため宍粟の魅力を効果的・戦略的に発信します。				
《主な取組》 ④-1 市内の観光資源と日本酒発祥の地とされる庭田神社などの文化財や歴史を効果的に結びつけ、総合的、戦略的な観光プロモーションを展開します。 ④-2 県や近隣市町、関係機関と連携し、はりま酒文化ツーリズム事業などの広域的な観光事業を推進します。 ④-3 地域の観光魅力の情報を市民と共有し、SNSなどを通じた口コミによる観光プロモーションを推進します。				

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
観光入込客数【延べ】	千人	979 (R1)	1,165	「兵庫県観光客動態調査」による
【目標値の考え方】人口減少に伴い観光客が減少する中、第2次宍粟市総合計画の初年度である平成28年度実績まで増加させることを目標とする。				
道の駅利用者数【延べ】	千人	422 (R1)	441	それぞれの道の駅からの年間事業報告
【目標値の考え方】人口減少に伴い観光客が減少する中、第2次宍粟市総合計画の初年度である平成28年度実績まで増加させることを目標とする。				
森林セラピー体験者数【延べ】	人	597 (R1)	3,000	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】宍粟市森林セラピーの推進方針に基づき、令和8年度に3,000人を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・ふるさと宍粟の観光基本計画

基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり



基本施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全

■めざすまちの姿

水や緑あふれる豊かな自然、居住地周辺や道路、公園、まち並みなどの日常生活における美しい景観や歴史・伝統文化的景観が保全・育成されながら、次の世代にも大切に継承されていくまちをめざします。

■現状

- ◇針葉樹林と広葉樹林の混交林整備により、水土保全機能を発揮する森林づくりを進めています。
- ◇環境市民団体との連携により、総合学習授業の一環として市内全小学校において、環境教育授業を実施しています。
- ◇里山整備や耕作放棄地への植樹等、市民主体の活動への支援や、中心市街地活性化の取組支援による町家再生、紅葉名所の整備などを実施しています。
- ◇山崎町山崎地区では、景観まちづくりを支援するため兵庫県条例に基づいた景観形成地区が指定され、暮らしや賑わいのある景観の創造と誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していく取組が行われています。

■課題

- ◇耕作放棄地が増えてきており、農地の有効活用や保全される仕組みづくりが必要です。
- ◇自然豊かな本市において、景勝地やその周辺の景観をさらに魅力化することで、景観を生かした知名度の向上や来訪者の増加を図る必要があります。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 森林環境・水辺空間の保全（★）
＜施策の方向性＞ 森林や水辺空間の持つ多面的な公益的機能が発揮され、景観にも配慮された森林や水辺の整備、保全を推進します。
＜主な取組＞ ①-1 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備の促進や地域の自主的な森林整備活動を支援し、水土保全機能を発揮し、景観に配慮された森林づくりを推進します。 ①-2 水辺の親水や景観に配慮した河川やため池の整備、保全に取り組みます。
② 田園・まち並み景観の保全（★）
＜施策の方向性＞ 農業の振興施策や商工業の振興施策とあわせ、市民や地域、関係団体などとの連携により、田園・まち並み景観とその沿道景観の保全を推進します。
＜主な取組＞ ②-1 耕作放棄地の再生や利活用に対する支援を実施するほか、市民や地域、認定農業者や関係団体などと連携し、耕作放棄地の解消や新たな耕作放棄地の発生防止に取り組み、田園景観の保全を図ります。 ②-2 市民や地域、関係団体等と連携し、古民家の再生や保存、商店街の賑わい創出などに取り組み、まち並み景観の保全を図ります。 ②-3 幹線道路等での景観に配慮した整備や維持管理に取り組むとともに、秩序ある沿道景観を保全するため、屋外広告物の適正な規制・指導などによる景観を阻害する広告物への是正指導に取り組みます。

③ 景観の魅力化（★）

《施策の方向性》

景観や景観に影響する環境の保全に向けて市民や地域、関係団体等と意識を共有するとともに、景勝地やその周辺などにおける景観のさらなる魅力化を図ります。

《主な取組》

- ③-1 生涯学習や小学校での環境教育、イベント等を通じて自然環境の大切さや、景観に影響する環境の保全等について学ぶ機会を創出し、市民や地域、関係団体などと意識の共有を図ります。
- ③-2 景観が美しい自然環境を市民や地域、関係団体等と連携しながら保全していくとともに、紅葉名所など、本市の知名度の向上と来訪者の増加をめざし、さらなる魅力化に向けた整備や取組を推進します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
（再掲）耕作放棄田率	%	10.5	現状値以下	農業委員会が毎年度実施する農地パトロールにおける放棄田面積÷市内農地面積
【目標値の考え方】過疎化や高齢化などにより労働力不足が深刻化しているが、農業振興施策の取組を推進し、現状値以下に抑えることを目標とする。				
広葉樹転換面積	ha	5.1	12.0	混交林整備事業の植栽面積
【目標値の考え方】4ha/年/地区×3地区（植栽面積）により算出した数を目標とする。				
揖保川水質状況（BOD値）	mg/ℓ	1.7	1以下	市が毎年採水検査する揖保川最南端の戸原橋における水質状況
【目標値の考え方】揖保川における戸原橋は国（県）の環境基準ではA類型に分類され、BODを2mg/ℓ以下に保つこととされており、現状で2mg/ℓ以下となっているため、上位基準である1mg/ℓ以下を目標とする。				
千種川水質状況（BOD値）	mg/ℓ	1.9	1以下	市が毎年採水検査する千種川最南端の阿踏橋における水質状況
【目標値の考え方】千種川における阿踏橋は国（県）の環境基準ではA類型に分類され、BODを2mg/ℓ以下に保つこととされており、現状で2mg/ℓ以下となっているため、上位基準である1mg/ℓ以下を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市環境基本計画
- ・ 宍粟市森林整備計画
- ・ 宍粟市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想
- ・ 宍粟市都市計画マスタープラン
- ・ 宍粟市景観形成ビジョン

基本施策 6 資源循環型社会の構築

■めざすまちの姿

「2050 年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、家庭や事業所において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動が進むとともに、廃棄物の抑制と再資源化が進んだ、人と自然が共生する資源循環型のまちの形成をめざします。

■現状

- ◇本市では一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の抑制と再資源化を推進するため、5 R（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）活動の普及促進を図るとともに、平成 30（2018）年度より資源物のコンテナ収集を実施しています。
- ◇資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者家庭などを対象とした戸別回収を実施しています。
- ◇環境基本計画に基づき、令和 12（2030）年度のエネルギー自給率を 70%と目標に掲げ、市民への再生可能エネルギー機器の導入促進、省エネの推進などに取り組んでいます。
- ◇市民団体と連携し、ごみの減量化リサイクル、木材の活用などの様々な市民プロジェクトを展開するとともに、環境イベントを通じての啓発活動や小学生への環境を教材とした自然体験型環境教育を行っています。
- ◇公共施設へのペレットボイラーの導入や、公共施設の屋根を太陽光発電設備設置場所として民間事業者へ貸し出すことで再生可能エネルギーの普及促進を図っています。
- ◇省エネに関する情報提供や啓発を広報や生涯学習の場を通じて実施するとともに、大気汚染防止の一環として公用車に電気自動車を導入し、職員の利用促進を図っています。

■課題

- ◇家庭から排出される一般廃棄物や資源物の収集運搬体制について、より効果的・効率的な体制を構築するため、回収方法や頻度、収集エリアなどの検討が必要です。
- ◇従来から普及を図ってきた太陽光発電や木質バイオマスに加えて、小水力発電についても導入を促進していますが、個人や事業者ではなく自治会主体での事業管理となるため、地域内における合意形成や起業に向けた支援が必要です。
- ◇持続可能な社会の実現には将来の環境を担う人づくり、つながりづくりのために市民と行政が一体となり社会全体で取り組むことが重要であり、生涯にわたっての環境に対する学習機会の提供が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① ごみの適正処理・再資源化の促進（★）	
《施策の方向性》	効果的・効率的なごみの収集運搬体制を構築し、発生から最終処分に至るまでの適正な処理の推進や資源循環型社会の形成に向けて分別と再資源化によりごみ減量化を促進します。
《主な取組》	①-1 適正なごみ分別を推進するとともに、さらなる再資源化を検討します。 ①-2 収集運搬体制について、より効果的・効率的な体制の構築に取り組みます。 ①-3 資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者や障がいのある人などを支援します。 ①-4 5 R 活動及び食品ロスの削減に向けた生ごみの水切りや食べ切り、使い切りを推進するなど、ごみの減量化・再資源化に向けた取組を促進します。 ①-5 事業所などと連携し、事業系ごみの減量化・再資源化を図ります。 ①-6 市内関係団体と連携した環境教育や生涯にわたっての環境に対する質の高い学習機会の提供を図ります。

② 再生可能エネルギーの導入促進（★）
《施策の方向性》 環境にやさしい低炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入を促進します。
《主な取組》 ②-1 木質バイオマスを使用した家庭での暖房機器等の導入や規模の大きな施設などでの冷暖房機器の導入を促進するとともに、燃料となるペレットの安定供給体制を構築します。 ②-2 地域や関係機関などと連携し、小水力発電の導入に向けた支援に取り組みます。
③ 省エネの推進
《施策の方向性》 温室効果ガス排出量の削減に向け、市民の環境問題に対する意識向上や、事業者、行政とも一体となって省エネを推進します。
《主な取組》 ③-1 環境学習の場等を通じ、省エネに関する知識や情報を市民と共有するとともに、低公害車など、環境負荷の少ない製品の導入・利用を促進します。 ③-2 公共施設等における電力などの省力化に取り組みます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
市民1人1日あたりのごみ排出量	g/日	776.7 (R1)	700 以下	(家庭系ごみ+事業系ごみ)÷年間平均の住民基本台帳人口 ※家庭系ごみ=収集ごみ・資源集団回収・店頭回収など
【目標値の考え方】一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民1人1日あたりのごみ排出量 700g 以下を目標とする。				
ごみ再資源化率	%	25.1 (R1)	30 以上	資源物（ビン類・缶類・ペットボトル・プラ製容器・紙類・布類・焼却灰）排出量÷ごみ総排出量（瓦ブロックなどを除く）
【目標値の考え方】一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ再資源化率（リサイクル率）30%以上を目標とする。				
再生可能エネルギー自給率	%	82.2 (H29)	94.1 (R5)	温対法に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアルを参考（数値は産業・運輸部門は除く）に担当課にて算出 ※公表は翌々年度以降
【目標値の考え方】環境基本計画に基づき自給率向上に取り組む。				

■関連する個別計画

・ 宍粟市環境基本計画

・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画



基本施策 7 住環境整備、土地利用の推進

■めざすまちの姿

安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいと感じ、定住意向が高いまちをめざします。

■現状

- ◇公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理、更新を計画的に行っています。
- ◇住宅の耐震診断や耐震改修への支援を行っています。
- ◇人々の憩い、ふれあいの場として都市公園等の維持管理と設備などの更新、修繕を行っています。
- ◇空き家が増加しており、建築物や附属工作物の適正な管理が行われていない物件については所有者などへ適正な管理について指導しています。
- ◇クリーン作戦への支援や、不法投棄対策のパトロール、監視カメラ設置など、様々な環境美化活動に取り組んできた結果、不法投棄が大きく減少しています。
- ◇都市計画区域の一部を用途地域に指定し、規制・誘導を図っています。
- ◇地籍調査により地籍を明確化することで、土地利用の円滑化、土地境界トラブルの未然防止、災害復旧の迅速化、課税の公平化などを図っています。

■課題

- ◇適正な空き家管理の啓発と保安上危険となる特定空き家への対策が必要です。
- ◇各地域でのクリーン作戦などの開催頻度、参加率の差の解消に努めるとともに、市民だけでなく来訪者も含めたモラル・マナーの向上が必要です。
- ◇地籍を明確化するうえで重要な情報が時間の経過とともに失われるため、早期に調査を進めていく必要があります。

■個別施策の方向性と主な取組

① 生活環境の保全
《施策の方向性》 市営住宅等の計画的な長寿命化による建替事業の平準化や民間住宅の耐震化、空き家の適正管理、公園の適正な管理・整備などの推進により、安全で良好な生活環境の保全を図ります。
《主な取組》 ①-1 特定公共賃貸住宅も含め、市営住宅を適正に供給できるように、地域の実情に応じた供給手法を検討し、計画的な居住環境の整備・管理に取り組みます。 ①-2 市民より情報提供があった管理不全状態の空き家については所有者などを確定し、特定空き家に認定した空き家は指導・助言、勧告の措置により除却を促し、その費用の一部を支援します。 ①-3 公園施設、設備等について、市民の要望や施設の老朽化に対応した計画的な整備を行うとともに、地域住民やボランティアなどと連携した維持管理を促進します。

② 環境美化の推進	
《施策の方向性》 まちの美観を維持するため、地域や関係機関などと連携し、環境美化を推進します。	
《主な取組》 ②-1 クリーン作戦等により市民の環境美化への意識を高めるとともに、団体や各地域主体で行われる美化活動などへの支援を行います。 ②-2 空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの普及を図るとともに、各種イベントなどにおいて、ごみの持ち帰り運動を推進します。 ②-3 不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所に監視カメラや不法投棄禁止看板を設置し、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。	
③ 有効な土地利用の推進	
《施策の方向性》 歴史的文化的なまち並み形成の保全を図りつつ、用途制限により地域に応じた適正な土地利用を促進し、誰もが住みやすい市街地形成に取り組むとともに、地籍調査事業の早期完了に取り組みます。	
《主な取組》 ③-1 総合的・計画的な土地利用を推進します。 ③-2 市内全域の地籍調査の早期完了をめざします。	

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅整備率	%	63.6	74.7	住宅整備完了戸数/住宅整備計画戸数 ※公営住宅等長寿命化計画（令和4年～）にて計画した計画戸数
【目標値の考え方】公営住宅などの戸数に対し、整備済みに加え公営住宅等長寿命化計画（令和4年度～）に計画する整備戸数を目標値とする。				
空き家バンク制度による登録件数	件	42	60	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】平成30年度空き家等実態調査における空き家件数は1,389戸のうち、利活用可能な空き家が704戸であり、令和3～8年度の6年間で半数以上（360戸）の空き家の登録を目標とする。（360戸÷6年＝60戸）				
空き家利活用などの相談件数	件	45	107	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】中央市空き家等対策計画において、平成30年度の50件から令和7年度までの7年間で倍増（100件）するとしており、1年あたり7件以上の増加を目標とする。（1年あたり50件÷7＝7件）				
クリーン作戦などの参加世帯割合	%	67.7 (R1)	73.7	クリーン作戦等を実施する団体などから提出される参加世帯÷年度末の世帯数
【目標値の考え方】現状値を基準に、1年あたり1%の増加を目標とする。				
地籍調査進捗率	%	68.8	77.2	調査済面積÷調査対象面積（年度末）
【目標値の考え方】地籍調査実施計画による令和8年度の数値を目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・ 中央市都市計画マスタープラン
- ・ 中央市公営住宅等長寿命化計画
- ・ 中央市空き家等対策計画



基本施策 8 道路網・上下水道の整備・維持

■めざすまちの姿

市民が安全で快適に生活でき、地域の産業や交流の活性化につながる道路網、上下水道が整備されたまちをめざします。

■現状

- ◇交通需要に配慮した都市計画道路も含めた道路整備や交差点改良、歩道空間の確保などにより、安全で快適な道路網の形成に取り組んでいます。
- ◇道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）の老朽化が進んでおり、長寿命化のための維持・修繕に取り組んでいます。
- ◇国県道等の広域的道路網については道路改良促進協議会等を通じ他市町合同で整備などの要望活動を行っています。
- ◇施設更新計画に基づく上水道施設の長寿命化や新水源の整備により、安全で良質な飲料水の提供に取り組んでいます。
- ◇下水道処理施設では機器の老朽化によるコスト上昇が懸念され、効率的な機器更新と施設統廃合によるコスト削減が急務となっています。

■課題

- ◇上水道事業について、人口減少に伴い給水収益減少が見込まれる中で、料金見直しを含めた検討を行うとともに、兵庫県や近隣市町と連携した広域的な水道経営の検討が急務となっています。
- ◇今後迎える上下水道の老朽化対策や、地震等の自然災害に対する耐震化対策など、事業費の抑制を含めた計画的な施設整備が必要です。
- ◇下水道施設の統廃合計画等により施設の最適化を図るほか、余剰施設の整理や統合できない施設の処理方式の見直しなどの検討が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 生活道路網の整備・維持
《施策の方向性》 計画的な道路等施設整備を行うとともに、適切な維持管理に取り組みます。
《主な取組》 ①-1 市道の整備をはじめ、国県とも連携し、計画的かつ効果的な道路整備を推進します。 ①-2 橋梁等施設の長寿命化を推進します。
② 広域的道路網の整備促進
《施策の方向性》 流通の活性化や交流人口の拡大を図るため、国県に対し積極的に働きかけ、広域的道路網の整備を推進します。
《主な取組》 ②-1 国県と連携し、計画的な道路整備を推進します。 ②-2 近隣市町と連携し、国県道の整備を働きかけます。

③ 上水道事業の推進
《施策の方向性》 老朽化する施設や管路などの計画的な整備・更新を進めるとともに、経営の合理化・効率化の推進、有収率の向上を図ります。
《主な取組》 ③-1 安全で良質な飲料水が提供できるよう、水道施設の適正管理に努めます。 ③-2 上水道未接続世帯への普及啓発に努めます。 ③-3 老朽化が進む水道施設の長寿命化対策及び更新や耐震化を含む改修については事業費の抑制及び平準化を図りながら、計画的な施設整備を推進します。 ③-4 水道水の安定供給を図るとともに、国への財政支援要望及び料金の見直しなど、健全な水道事業運営に向けた取組を検討します。
④ 下水道事業の推進
《施策の方向性》 施設の適正な管理及び長寿命化対策を進めるとともに、健全な事業運営に向けた経営の合理化・効率化の推進、接続率の向上を図ります。
《主な取組》 ④-1 下水道処理施設の適正な管理を行い、河川など公有水面の保全に努めます。 ④-2 下水道未接続世帯への普及啓発に努めます。 ④-3 施設の統合及び長寿命化対策に取り組むとともに、揖保川流域下水道への接続や、施設規模・処理方式の見直しなどによりランニングコストの圧縮を図り、持続可能な下水道事業を推進します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
道路（市道）改良率	%	60.6	61.2	市道台帳（年度末） （改良済実延長÷総実延長）
【目標値の考え方】道路網の整備は今後も継続して行っていく必要があるが、限りある財源の中で必要な整備を効果的に取り組むことを基本に、1年あたり0.1%の増加を目標とする。				
水道の有収率	%	85.1 (R1)	85.8	年間総有収水量÷年間総配水量
【目標値の考え方】市域が広く管路延長が非常に長いことから給水効率が非効率であるため、今後も大幅な上昇は困難であるが、普及啓発に努めることにより、宍粟市水道ビジョンにおける指標をもとに令和元年度実績から1年あたり0.1%の増加を目標とする。				
経常収支比率（上水道）	%	92.1	95.4	経常収益÷経常費用
【目標値の考え方】宍粟市水道ビジョンに基づき、令和8年度の数値を目標値とする。				
下水道接続率	%	95.1	96.3	下水道使用人口÷処理区域内人口
【目標値の考え方】最終的な目標は100%であるが、高齢者世帯の増加や低所得世帯などの経済的事情も勘案し、令和8年度の目標値を96.3%とし、令和2年度実績から年間0.2%の増加を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・兵庫県（西播磨地域）社会基盤整備プログラム・宍粟市橋梁長寿命化修繕計画
- ・宍粟市水道ビジョン
- ・農業集落排水最適整備構想
- ・宍粟市都市計画マスタープラン
- ・公共下水道ストックマネジメント計画
- ・宍粟市下水道施設統廃合計画

基本方針３ 定住魅力の高いまちづくり

基本施策 9 生活圏の拠点づくりの推進

■めざすまちの姿

町域ごとに日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」が構築され、「集落と生活圏の拠点」をつなぐ公共交通のネットワークが市民の日常の移動手段として利用されるとともに、ICTの活用などにより市民の生活に対する利便性が向上され、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

■現状

- ◇市民主体による生活圏の拠点づくり検討委員会を設置し、「生活圏の拠点」づくりを進める計画に基づき、利便性向上と周辺の賑わいづくりのため、既存公共施設を集約した市民活動・交流の拠点となる新たな施設整備を進めています。
- ◇北部地域では購買店舗が撤退したことで、生活の利便性が低下していましたが、地域住民が主体となる新たな購買店舗の開店、移動販売車による買い物弱者への支援など、新たな取組も始まっています。
- ◇市全体の人口減少が進む中で、北部3町域に比べ、速度は緩やかですが山崎町域も人口は減少傾向にあります。
- ◇公共交通空白地を解消するとともに、山崎待合所を中心に循環するバスを運行しています。

■課題

- ◇生活圏の拠点における新たな施設は既存施設の利用団体のほか、生涯学習や地域活動などによる利用が進むことで人が集まり、新たな活動の創出につながる拠点として活用されることが必要です。
- ◇生活圏の拠点におけるエリア内において、買い物や医療、金融など、日常生活に必要な機能が維持され、地域内での経済循環を高めることが必要です。
- ◇市の人口が減少する中で、市外へのさらなる人口流出を抑制するため、中央市の拠点における都市機能の維持や生活の利便性を向上していくことが必要です。
- ◇バスの利便性や環境面での有効性等のPR等の取組や高齢者を対象とした運転免許証返納時のバスチケット配付などを通じ、公共交通のさらなる利用促進が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生活圏の拠点づくりの推進（★）	
《施策の方向性》 生活圏の拠点整備を進めるとともに、各拠点の特性に応じた活用方策を検討しながら、協働による地域づくりを推進します。	
《主な取組》	
①-1	既存公共施設の別用途への活用や廃止することも念頭に、市民サービス機能を集約した市民活動・交流の拠点となる施設整備を推進します。
①-2	生活圏の拠点づくり計画を具体化し、施設の利活用と周辺への賑わいづくりに向けた取組を横断的に進めるとともに、必要に応じて計画改定も行いながら、地域医療の確保を図り、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います。
①-3	移動や買い物支援、地域活動の維持など、地域の実情に応じた課題への対応策を地域住民とともに検討し、実践につなげる仕組みづくりを行います。
①-4	都市計画による土地の有効利用や基盤整備とともに、市民との協働による地域の歴史や文化、自然を生かした拠点の賑わいづくりを推進することで、都市機能の維持や生活の利便性の向上を図り、中央市の拠点強化に取り組みます。

② 公共交通ネットワークの充実（★）

《施策の方向性》

地域特性やニーズに即した持続可能な公共交通の運用に取り組むとともに、通勤・通学者や観光客の利便性の向上により交流人口の拡大を図ります。

《主な取組》

- ②-1 バスの利便性や環境面での有効性等のPR等による公共交通の利用促進を図るとともに、交通事業者と連携した乗車体験や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において家族と一緒に乗車体験をするなど、モビリティマネジメントを推進します。
- ②-2 公共交通関係機関との連携を強化し、路線等の充実・維持等、利用者のニーズに即した公共交通の整備に努めるとともに、地域相互扶助による移動手段の確保や自動運転など、先端技術の活用について検討します。
- ②-3 交通事業者と連携し、三ノ宮行高速バスの利用促進や乗務員の確保に取り組むとともに、西播磨等の圏域で特典付きの乗り放題パスポートの発行など、交流人口の拡大に向けた取組を推進します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
路線バス利用者数【延べ】	人	286,163 (R1)	254,700	バス事業者からの実績報告による
【目標値の考え方】これまでの伸び幅と今後の人口減少の影響を考慮して、令和元年度（286,163人）が上昇のピークと想定し、令和8年度はピークからの減少幅を11%程度に抑えることを目標とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市公共交通再編計画
- ・ 一宮生活圏の拠点づくりの考え方
- ・ 千種生活圏の拠点づくりの考え方
- ・ 宍粟市都市計画マスタープラン
- ・ 波賀生活圏の拠点づくりの考え方

基本施策 10 移住・定住促進の充実

■めざすまちの姿

本市で生まれ育った人が「住み続けたい」と思えるまち、市外の人から「住んでみたい」と思えるまちをめざします。

■現状

- ◇住宅取得の支援や空き家改修支援により、定住者や移住者の住環境に対する支援を行っています。
- ◇定住促進コーディネーターと職員で移住者宅を訪問して相談を受けるなど、移住後のフォローアップに努めています。
- ◇空き家バンク制度を構築し、空き家情報の発信や空き家改修等の助成制度の活用など、空き家の利活用を進めています。
- ◇独身男女の出会いの場の創出について、社会福祉協議会と連携し、結婚相談員によるフォローアップに取り組んでいます。
- ◇公共交通機関が限られており、市外への通勤通学の負担が大きいことから、遠方への通勤通学者に交通費を支援しています。

■課題

- ◇移住者のニーズに応じたフォローなどのあり方の検討が必要です。
- ◇空き家バンク制度は順調に運営していますが、人口減少、流出により、市内の空き家数は増加しており、利活用できる空き家のさらなる掘り起こしが必要です。
- ◇進学や就職を機に転出する若者が多いことから、市内への定住や一度市外に転出してもその後のＵターンを促進するための取組が必要です。
- ◇未婚化・晩婚化が進んでおり、出会いの場の創出など、結婚に向けた支援が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 移住・定住の促進（★）
《施策の方向性》 市民が住み続けるための支援、市外からの移住の受入や移住後の支援により、人口減少抑制を図ります。
《主な取組》 ①-1 転入・転居等で住宅を取得、新築する人などを対象として、住宅取得や空き家改修にかかる費用の助成を行います。 ①-2 定住促進コーディネーター等の訪問・相談、無料職業紹介所との連携により、移住のサポートや移住後のフォローなど、移住希望者・移住者の相談支援体制の充実を図ります。 ①-3 ホームページからの情報発信を強化するとともに、住まいや子育てのほか、移住者の経験談など移住希望者にとって必要な情報を分かりやすく市内外に発信し、新たな移住者の増加につなげます。 ①-4 公共交通機関を利用して市外に通勤通学する方に交通費を支援し、市内への定住につなげます。
② 空き家活用の推進（★）
《施策の方向性》 良好な生活環境の保全と移住者の受入を図るため、空き家の利活用を推進します。

《主な取組》

- ②-1 利活用できる空き家の掘り起こしを行うとともに、空き家等対策計画に基づき、空き家バンク制度がさらに効果的に運用されるよう取組を推進します。
- ②-2 空き家バンク制度について不動産業者などとの連携を深め、さらなる移住者、二地域居住希望者の受入を推進します。
- ②-3 事業活動に活用できる空き家の情報発信など、起業の促進につなげます。
- ②-4 まちづくり活動拠点等、地域の活性化などに寄与する空き家の活用を支援します。

③ 出会いの場の創出・結婚支援（★）

《施策の方向性》

結婚を望む人が希望を叶えることができるよう出会いの場の創出や結婚に向けた支援を行います。

《主な取組》

- ③-1 社会福祉協議会やひょうご出会いサポートセンター、近隣市町（連携中枢都市圏や定住自立圏構成市町）と連携し、独身男女の出会いの場を創出します。
- ③-2 結婚相談員等によるフォローアップ等、出会いからカップル成立後の支援を行うとともに、新婚家庭への住居費用の助成など、結婚に向けた支援を行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
転出超過人数	人	322	233	住民基本台帳（毎年4月から3月までの転出者数-転入者数）
【目標値の考え方】 中央市人口ビジョンにおける将来の社会増減に関する令和7年及び令和12年時点の目標から推計した転出超過人数を目標値とする。				
地域おこし協力隊員の任期終了後の定住率【累計】	%	57.1	60以上	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】 目標値は国の調査結果（平成28年度末における任期終了後の隊員の活動地への定住率48%、近隣市町も含めた定住率60%）を参考に、60%以上の定住率を目標とする。 ※地域おこし協力隊の受入人数は第3章にて指標設定				
（再掲）空き家バンク制度による登録件数	件	42	60	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】 平成30年度空き家等実態調査における空き家1,389戸のうち、利活用可能な空き家が704戸であり、令和3～8年度の6年間で半数以上（360戸）の空き家の登録を目標とする。（360戸÷6年＝60戸）				
（再掲）空き家利活用などの相談件数	件	45	107	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】 中央市空き家等対策計画において、平成30年度の50件から令和7年度までの7年間で倍増（100件）するとしており、1年あたり7件以上の増加を目標とする。（1年あたり：50件÷7＝7件）				
空き家バンク制度による登録物件に対する成約率（5年間平均）	%	33.6 (H28～R2 平均)	現状値以上 (R4～R8 平均)	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】 空き家バンク制度の登録物件に対する成約率は平成28年度から令和2年度までを平均すると33.6%となっており、成約率の向上をめざして計画期間において現状値以上を目標値とする。				
結婚相談員や結婚相談所を通じて成婚者数	組	3	5	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】 社会福祉協議会の結婚相談員の紹介などによる成婚数実績（平成29年度：5組、平成30年度：3組、令和元年度：5組）、令和2年度からオンライン婚活応援事業も開始しているが成婚にまでは至っていないため、過去の実績数をもとに年5件を目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・中央市空き家等対策計画

基本方針４ 安全で安心なまちづくり

基本施策 11 防災体制の充実

■めざすまちの姿

防災基盤の整備を推進するとともに、市民の防災意識の向上による「自助」「共助」「公助」の強化を図り、市民生活を脅かす危機に対し、市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができる災害に強いまちをめざします。

■現状

- ◇平成 21（2009）年台風 9 号や平成 30（2018）年 7 月豪雨による災害をはじめ、本市でも風水害が頻発し、防災への市民の関心が高まっており、地域防災計画の見直しや総合防災訓練の実施など、災害対策に取り組んでいます。
- ◇「ひょうご（しろう）防災ネット」への登録呼びかけや防災訓練や講習会などを通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに自主防災組織への支援を行っています。
- ◇災害時要配慮者名簿を定期的に更新し、発災時の迅速な対応に備えており、また、避難行動要支援者で個人情報の提供に同意が得られた場合、自主防災組織、警察、消防、民生委員児童委員などと共有し、災害の恐れのある時に名簿情報をもとに安否確認を行っています。
- ◇全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の更新や国民保護計画の見直し、感染症対策などに対する関連部局と国・県の連携、対策手順の確立とそれに基づく訓練を行っています。
- ◇緊急防災林整備による災害に強い森林づくりや治山施設の整備、急傾斜地崩壊対策、ため池の改修に取り組んでいます。

■課題

- ◇災害から市民の生命、財産を守るには市民の防災意識の向上や自主防災組織のさらなる強化が必要です。
- ◇防災ネット登録者は増加していますが、さらなる登録促進が必要であるとともに、災害時に避難情報を出しても実際に避難する人が少ないことが課題となっています。
- ◇避難行動要支援者の対象範囲の見直しや要配慮者に対する避難のあり方を協議するとともに、福祉専門職や自主防災組織などと連携した支援の仕組みを検討することが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 地域防災体制の充実	
＜施策の方向性＞ 市民の防災意識の向上や自主防災組織の活動促進などに取り組み、地域防災体制を充実・強化します。	
＜主な取組＞	
①-1	防災訓練や「家族防災会議」ガイドブックの周知を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、「ひょうご（しろう）防災ネット」への加入を促進します。
①-2	自主防災活動支援や、自治会等、関係機関との連携による防災訓練や自主防災マップ及び防災台帳の作成など、自主防災組織の活動を支援します。
①-3	災害時に地域と行政が連携し、迅速かつ適切な対応ができるよう、様々な媒体を通して災害時などに市民への必要な情報を適時に伝達します。また、避難行動要支援者の対象範囲や要配慮者支援の仕組みを見直し、個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉等の関係機関や自主防災組織などとの情報共有を図ります。
①-4	市内事業所との災害時の協定など、地域における防災ネットワークを構築します。

② 災害に強いまちづくり
《施策の方向性》 風水害などの発生時に被害を最小限にとどめることができる災害に強いまちづくりを推進します。
《主な取組》 ②-1 山地災害防止機能の発揮のため、簡易土留工の設置や防災枝打の推進など緊急防災整備を支援します。 ②-2 急傾斜地崩壊対策や砂防施設、治山施設の整備について、県と連携して事業を推進します。 ②-3 ため池保全推進計画をもとに緊急性の高いため池から計画的な改修整備を推進します。 ②-4 住宅の耐震診断や耐震改修に対して支援します。
③ 危機管理対策
《施策の方向性》 総合的かつ計画的な危機管理体制の強化を図ります。
《主な取組》 ③-1 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策や武力攻撃、テロ等への対策など、あらゆる危機に備えて危機管理体制を構築するとともに、市民及び職員の危機管理意識の向上を図ります。 ③-2 宍粟市危機管理基本指針などに基づき、想定される危機事象に対する所管部局を明確にし、平時より危機に備えたマニュアルを整備します。また、危機事象発生時における、各所管課の優先業務を明確化した業務継続計画を策定します。 ③-3 災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設についてはその機能が発揮できるよう避難所機能の充実に向けた整備に取り組みます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
ひょうご(しそ)防災ネットの加入者数	人	5,523	7,600	ひょうご防災ネットサポートセンター（株式会社ラジオ関西）の集計値（年度末）
【目標値の考え方】隣近所での声掛けなどで情報伝達漏れを少なくするため、5年間で市内世帯数（約15,000世帯）の約半数相当の加入者をめざす。				
自主防災マップ・防災台帳作成団体数	団体	148	155	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】5年間で市内155すべての自主防災組織の作成をめざす。				
避難行動要支援者のうち個別計画作成件数	件	142	全対象者の個別計画作成	担当課保有の管理台帳件数（個別計画作成数）
【目標値の考え方】全避難行動要支援者の個別計画作成をめざす。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市地域防災計画
- ・ 宍粟市国民保護計画
- ・ 宍粟市危機管理基本指針
- ・ 宍粟市ため池保全推進計画

基本施策 12 消防・救急体制の充実

■めざすまちの姿

消防・救急体制が充実するとともに、市民と行政との連携により、防火・救命に関する「自助」「共助」の取組の強化と意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

■現状

- ◇消防団の緊急時の出動体制を確保するため、部の枠組を超えた出動体制の整備を進めています。
- ◇高規格救急車の更新及び救急救命士の養成を計画的に実施するとともに、応急手当普及啓発活動として、自治会員、各種事業所及び学校関係を中心に普通救命講習や緊急入門コースを開催しています。
- ◇火災の発生を予防し、市民の火災予防意識を高めるため、自主防災組織が実施する消防訓練等の機会を捉え、防火・防災指導を行っているほか、消防車両による巡回及び広報媒体を活用した火災予防広報など、間接的な防火・防災指導に取り組んでいます。
- ◇防火対象物、危険物施設などへの定期的な立入検査を実施し、必要な指導を行っています。

■課題

- ◇消防団では人口減少、団員の高齢化やサラリーマン化により、新規団員の確保が困難になっていることに加え、昼間に地元にいる団員が減少しており、日中の出動体制の確保が必要です。
- ◇高齢化や疾病構造の変化などから、救急活動の専門性及び高度化とともに、市民による救命処置実施率の向上が必要です。
- ◇住宅用火災警報器の正しい設置方法の知識の普及や設置促進を図っていくことが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 消防体制の強化	
《施策の方向性》 宍粟消防署における消防体制の充実とともに、消防団員の資質向上及び団員確保に向けた取組を推進します。	
《主な取組》	
①-1	宍粟消防署及び消防団の救助技術の向上と活動の強化を図るため、消防施設、消防車両、消防資機材などの配備を推進します。
①-2	消防団組織の維持、体制強化に向け、団員の負担軽減や処遇改善、団員の確保対策などの取組を推進します。

② 救急・救助体制の強化				
《施策の方向性》 救急隊員の資質向上、医療機関などの関係機関との連携強化とともに、市民への救命処置の重要性の啓発に取り組みます。				
《主な取組》 ②-1 病院前救護活動を担う救急救命士の資質向上を目的として、病院実習及び症例検討委員会などを実施するとともに、医療機関との連携をさらに深め、救命率の向上を図ります。 ②-2 AED（自動体外式除細動器）の設置を推進し、公共施設や設置事業所などを「救急ステーション登録事業所」として登録し、誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組みます。 ②-3 自主防災組織や学校において、自治会員、教職員保護者や児童生徒を対象とした心肺蘇生法などについての救命講習を積極的に実施することにより、市民が救命処置の重要性を認識し、その手法を習得しようとする機運を醸成します。				
③ 予防対策・意識啓発活動の推進				
《施策の方向性》 市民の防火意識の向上を図るとともに、店舗や危険物施設などにおける火災予防対策を推進します。				
《主な取組》 ③-1 防火講習の実施などにより、市民の防火意識の向上を図ります。 ③-2 事業所や店舗、危険物施設などに立入検査を行い、違反施設に対する技術基準、維持管理体制の是正指導を行います。 ③-3 各種防災訓練や出前講座、消防車両の市内巡回による火災予防の広報活動などを実施し、火災予防の一層の普及促進を図ります。				

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R 2)	目標値 (R 8)	数値の出所（算出方法）
消防団員数	人	1,396	1,400	担当課保有の管理台帳（年度当初）
【目標値の考え方】過去の「消防力の整備指針に関する答申」に示された基準（①通常の火災に対応するために必要な団員数、②大規模災害時に対応するために必要な団員数）を参考に、現状の団員数以上を目標とする。				
救命入門コース受講者数	人	2,719 (R 1)	現状値より増加	穴栗消防署保有の管理台帳
普通救命講習受講者数	人	282 (R 1)	現状値より増加	
【目標値の考え方】学校関係者や事業所などを中心に啓発を行い、現状値よりも増加することを目指す。				
火災発生件数	件	3	0	穴栗消防署保有の管理台帳
【目標値の考え方】火災予防の普及啓発により市民の防火意識の向上を図り、住宅などの火災件数を0にすることを目標とする。				

基本施策 13 防犯・交通安全の推進

■めざすまちの姿

交通ルールやマナーが遵守された交通社会の形成と、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

■現状

- ◇「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、防犯灯や防犯カメラの設置、通学時の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動などの取組を展開しています。
- ◇市内の交通事故発生件数はほぼ横ばい傾向ですが、全国の状況と同様に市内においても高齢者が被害者や加害者となる事故が増加する中、高齢者の運転免許自主返納の促進や、公共交通機関利用への転換を支援しています。
- ◇幼児・児童生徒・高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、自転車教室として中学生向けに交通事故を疑似体験するスクエアード・ストレイト交通安全教室を実施しています。
- ◇通学路の安全対策として、ドライバー等へ注意喚起を促すためのカラー舗装の実施や、幅員が狭く見通しの悪い箇所への学童注意看板の設置などを計画的に進めています。

■課題

- ◇行政、警察、関係機関・団体と連携し、防犯、交通安全の確保に向けた取組が必要です。
- ◇歩行者に優しい運転、ゆとりを持った運転を第一とした意識の改善が必要です。
- ◇高齢者の運転免許証自主返納については地域特性を踏まえながら家族を含めた理解の浸透を図ることが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 交通安全意識の向上
《施策の方向性》 交通事故を防止するため、市民の交通安全意識の向上を図ります。
《主な取組》 ①-1 地域や警察、穴栗交通安全自家用自動車協会などの関係団体と連携し、地域ぐるみで交通安全運動に取り組むことで、広く意識啓発を行います。 ①-2 子どもや高齢者を対象とした交通安全教育のさらなる充実を図ります。 ①-3 高齢者の運転免許証自主返納、公共交通機関の利用への転換を促進します。 ①-4 安全運転サポート車の普及を目的とした体験会を各地区単位などで実施します。 ①-5 学校やPTA、自治会・道路管理者・警察などとの連携により、通学路の交通安全対策に取り組めます。
② 交通安全施設の整備
《施策の方向性》 安全で快適な交通環境の実現のため、交通安全施設の計画的な整備、充実を図ります。
《主な取組》 ②-1 通学路交通安全推進協議会と連携し、関係者合同で定期的な通学路の点検を行い、安全性の向上に努めます。 ②-2 交通事故が多い等の危険箇所において、点検結果に基づき防護柵やカーブミラー、路面標示を整備するなど、安全対策を講じます。

③ 防犯対策の充実

《施策の方向性》

安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民の防犯意識の向上と地域防犯体制の強化を図ります。

《主な取組》

- ③-1 市民や地域全体の防犯意識向上や地域による自主防犯の活動を支援し、警察などの関係機関との連携により防犯活動を展開します。
- ③-2 犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- ③-3 犯罪を未然に防止するため、警察などと連携した市民に対する情報提供や相談支援を行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
交通事故発生件数	件	1,037 (R1)	777	宍粟警察署による資料
【目標値の考え方】本市における人身事故件数平均減少率 4.03%、物損事故件数平均減少率 4.04%（令和元年度実績）を基準値として、令和8年度まで維持することを目標とする。 人身事故件数 114 件 + 物損事故件数 663 件 = 777 件				
刑法犯罪認知件数	件	159 (R1)	137	「兵庫県警察統計」
【目標値の考え方】1年あたり2%の減少を目標とし、現状値を基準に令和2～8年の7年間で14%減少を目標とする。（159件×0.14＝22件）				
子ども見守り110番の家協力数	%	20.8	現状値を維持	担当課保有の管理台帳（軒／児童生徒数）
【目標値の考え方】児童生徒数、子どもを守る110番の家の数、どちらも減少が予測される中、現状の登下校見守り体制を維持するため、現状値の維持を目標とする。				
交通安全教室開催回数	回	120 (R1)	現状値より増加	宍粟警察署による資料
【目標値の考え方】これまでの実施回数の実績を踏まえ、毎年交通安全の普及啓発活動を促進するため、現状値より増加することを目標とする。				
高齢者の人身事故件数	件	42 (R1)	現状値より減少	宍粟警察署による資料
【目標値の考え方】全国的に高齢者による交通事故件数の比率が高い中、普及啓発活動により、現状値より件数を減少させることを目標とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市交通安全計画



基本施策 14 消費者行政の推進

■めざすまちの姿

市民が安全な商品・サービスを選択し消費できるよう自立を支援するとともに、一人ひとりが日常の消費生活において、環境、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践する消費者市民社会をめざします。

■現状

- ◇情報の高度化などにより、消費者を取り巻く環境や利便性は向上していますが、一方で市民の消費生活が複雑かつ多様化し、消費者トラブルが社会問題化しています。
- ◇本市では平成 22（2010）年に宍粟市消費生活センターを開設し、専門の相談員により市民の消費生活相談に対応するとともに、平成 29（2017）年に宍粟防災センターに移転し、消費生活相談窓口の体制を整備しました。
- ◇消費生活相談員のスキルアップを図るために、国や県と連携し情報交換会や事例研究会など積極的に参加しています。
- ◇いつでも、誰でも、相談できる体制として「消費者ホットライン 1 8 8（いやや）」について積極的な周知を行っています。
- ◇家族のライフプラン設計セミナーやエンディングノート作成セミナーなど、ライフステージに応じて関心の高いテーマを取り上げた事業展開や、地域団体との連携により高齢者の消費者被害の未然防止につなげています。
- ◇消費者としての意識と自覚を促す「消費者市民社会」の啓発事業を実施し、消費行動の社会的影響力について広く周知を図っています。

■課題

- ◇消費者トラブルは多様化し、複雑になってきています。複雑な消費者トラブルを未然に防止し、早期に適切な対応をとるためには、消費者の特性に応じた情報提供が必要です。
- ◇相談窓口が遠方の人にも消費生活に関する相談窓口が身近な存在となるよう、電話相談のほか、FAX・メール等による相談受付など、相談体制の改善が必要です。
- ◇消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に与える影響を考慮して商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な発展に貢献する消費行動をとる「消費者市民社会」の考え方を浸透させることが必要です。
- ◇すべての人が消費者であり、消費者の行動が大きく影響するため、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、消費者としての自覚を促すとともに、自身の消費行動が目標達成に寄与しているという意識を醸成する必要があります。
- ◇消費者、消費者団体、事業者、行政などとの間で相互に連携し、消費者政策を全体として効率的・効果的に推進していくことが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 安全・安心な消費生活の確保
《施策の方向性》 様々な消費者トラブルに対応し、消費者被害の未然防止や救済のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、消費生活に関する啓発や情報提供、職員出前講座などを推進します。
《主な取組》 ①-1 悪質商法の手口やトラブル事例とその対処法について、消費者の特性に応じた啓発や情報提供ができるよう手法や内容などの充実を図ります。 ①-2 悪質商法、契約や取引に関する消費者トラブルに対応するため、相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。 ①-3 市民からの相談に適切に対応するため、相談員及び担当職員の資質の向上を図るとともに、「消費者ホットライン188」の周知やFAX、メール等による相談受付を行うなど、相談体制の充実を図ります。
② 消費者市民社会の形成（★）
《施策の方向性》 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成し「消費者市民社会」づくりを推進します。
《主な取組》 ②-1 消費者市民社会を形成するため、講座やイベント等を通じて、消費者の特性に応じた消費者教育や啓発ができるよう手法や内容などの充実を図ります。 ②-2 エシカル消費を実践する消費者市民社会の普及を図るため、消費者団体や事業者などと連携した取組を実施します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
消費生活相談時、既に支払いをしている人の割合	%	23.4	20.4	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】消費生活に関する啓発や情報提供等に取り組むことにより、相談時、既に金銭を支払っている人の割合を現状値から年間0.5%削減することを目標とする。				
消費者市民社会に関する出前講座開催件数	件	14 (R1)	19	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】消費者としての意識と自覚を促し、消費行動の社会的影響力についての理解を促進するため、前期基本計画期間中に最も開催件数の多かった平成30年度実績値（19件/年）を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・兵庫県消費者行政推進計画
- ・兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご“消費者力”アッププラン」

第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

基本方針5 子どもが健やかに育つまちづくり



基本施策 15 子育て支援の充実

■めざすまちの姿

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進め、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などが一体となり子育てをみんなで支えるまちをめざします。

■現状

- ◇母子健康手帳交付、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を捉え、妊娠、出産、子育て等に関する情報を提供しており、子育てアプリ等の活用により、健診、予防接種などの情報をタイムリーに届けています。
- ◇子育て世代包括支援センターを開設し、教育機関、医療機関等との連携を図り、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、子ども家庭総合支援センターを設置し、子育て世代包括支援センター及び家庭児童相談室などと連携した支援と保護が必要な子どもへの対応を強化しています。
- ◇ひとり親家庭の相談について、母子・父子自立支援員の配置や専用ダイヤル設置により、相談体制を整えています。
- ◇保護者のニーズに合わせ、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業の実施や延長保育、一時預かり、学童保育所の新たな設置と定員の拡充などに取り組んでいます。
- ◇子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、乳幼児から高校生世代までの医療費を助成しています。
- ◇18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の子どもの給食費無料化により、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進しています。

■課題

- ◇少子化が進行しており、子どもを産み育てたいと思える地域社会の構築に向けて、妊娠や出産、子育てに関する不安や負担を軽減するための様々な支援を展開していくことが必要です。
- ◇ひとり親家庭の支援のため、関係機関と連携しながら児童福祉のみならず、母子保健や雇用、教育など、多岐にわたる支援の充実が必要です。
- ◇子育て世代に選ばれるまちとして、森林や木とのふれあいなど、本市の特色を生かした子育て支援の充実が必要です。
- ◇妊娠・出産・子育てなどに関する情報を手軽に入手でき、必要な情報を迅速に伝えることができる子育てアプリの利用促進が必要です。
- ◇子育てに理解や熱意のある人材を確保し、身近な人などの助け合いで子育てを支えるサポート体制を継続していくことが必要です。
- ◇在宅乳幼児の子育て支援センターの利用率向上を図り、保護者同士の交流を促進することが必要です。
- ◇子どもの家庭環境が多様化する中、児童虐待の防止などに向けて関係機関の連携強化と家庭環境や状況にあわせた支援が必要です。
- ◇仕事と子育てを両立できるための支援として、幼児教育・保育無償化の影響などを踏まえ、保護者の多様な保育ニーズに応える保育サービスの提供が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 子育て支援の充実（★）
《施策の方向性》 安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康づくりや経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進します。
《主な取組》 ①-1 妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、関係機関との連携などにより、母子保健事業及び子ども子育て支援事業の充実を図ります。 ①-2 妊娠・出産・子育てなどに対する経済的な負担を軽減するため、支援の充実を図ります。 ①-3 ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、関係機関と連携し、相談・支援の充実を図ります。 ①-4 誕生祝い品として穴栗材で製作した木のおもちゃを贈呈するとともに自然や木製品とふれあうなど、森林や穴栗材を生かした遊びや学びの場づくりを推進します。 ①-5 妊娠、出産、子育てに関する正しい知識と情報の提供に努めるとともに、子育てアプリの活用を促進します。
② 地域や社会で子育てを支える体制づくり（★）
《施策の方向性》 地域全体で子育てを支える子育て支援ネットワークを構築します。
《主な取組》 ②-1 子育てを支える体制づくりに向けて、市民、地域、関係機関、事業者などが子育てへの関心や理解を深めることができる機会を創出し、子育てへの協働意識を醸成します。 ②-2 地域の相互援助活動であるファミリーサポートセンターへの新規会員登録につながるよう、制度や趣旨の理解を広げる広報活動を行います。 ②-3 保護者同士のネットワークづくりや交流の場づくりに取り組むとともに、子育て相談の充実に取り組みます。 ②-4 関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組むとともに、必要な専門職の確保や担当者のスキル向上を図ります。
③ 保育ニーズへの対応（★）
《施策の方向性》 子育てと仕事の両立を支援し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、保育サービスの充実を図ります。
《主な取組》 ③-1 円滑な学童保育の運営を行うため、保護者や学校との連携を強化するとともに、学童支援員の確保・人材育成に取り組みます。 ③-2 認定こども園の整備に合わせて保護者のニーズを把握し、市内のすべての園所で、延長保育、一時預かり事業が実施できるよう取組を進めるとともに、病児・病後児保育事業を実施します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
出生数	人	170	163	住民基本台帳（毎年4月から3月までの出生数）
【目標値の考え方】 宍粟市人口ビジョンにおける将来の出生者数に関する令和7年及び令和12年時点の目標から推計した出生者数を目標値とする。				
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	96.7	現状値より増加	法定の乳幼児健診（乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）の全国統一アンケートの年間集計
【目標値の考え方】 子育て施策の充実により、現状値よりも増加することを目標とする。				
ファミリーサポートセンター会員数	人	243 (R1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】 引き続き保護者などを対象に会員の登録を推進することで現状維持を目標とする。				
子育て支援センター利用組数 【延べ】	組	499 (R1)	603	年間子育て支援センターの利用組数
【目標値の考え方】 第2期子ども・子育て支援事業計画による推計値から算出した目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画

基本施策 16 就学前教育の充実

■めざすまちの姿

就学前の子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園において、質の高い教育・保育を受け、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるまちをめざします。

■現状

- ◇低年齢からの保育所利用の増加等、ニーズが変化している中、保護者アンケートを実施するなどニーズに沿った園所運営に努めています。
- ◇幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続を図るため、学校園所パートナーシップ事業に取り組むとともに、教育・保育活動に対する保護者・地域の理解を得るため、公立の全園所において、自己評価または関係者評価を実施しています。
- ◇本市では宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、より良い子どもの教育・保育の環境整備を図るため、幼稚園、保育所の一元化を推進しています。
- ◇宍粟市教育研修所事業ライフステージ別（幼児教育・保育）研修を実施し、職員の資質向上を図っています。

■課題

- ◇本市では年度当初の待機児童はないものの、核家族化の進行により祖父母世代からの子育て支援を受けづらい状況や、年度途中で希望する保育所に入れないケースも見られることから、子どもの数や地域の状況に応じた適切な受け皿づくりや保育士の確保が必要です。
- ◇幼児期の子どもたちが小学校での学びや生活を円滑に始めるためには学校園所の連携により、子どもの発達や学びの連続性を確保することが必要です。
- ◇保護者や地域の理解を深めるための説明会や懇談会を開催し、幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を図りながら、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援ができる環境の整備を進めていくことが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 幼児教育・保育の充実（★）	
＜施策の方向性＞ 未来を担う子どもたちがふるさとに誇りを持ちながら夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、幼児教育・保育の充実と小学校への滑らかな接続を図ります。	
＜主な取組＞ ①-1 小学校への滑らかな接続を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携強化とともに、私立保育所などに対する学校園所パートナーシップ事業への参加を促進します。 ①-2 教職員及び保育士の資質の向上を図るため、ライフステージ別研修を実施するとともに、キャリアアップ研修会を開催し、キャリアアップによる処遇改善により、保育士の確保に取り組めます。 ①-3 子どもたちが森林や木とふれあうことができる環境づくりなど、市内の幼稚園、保育所、認定こども園において木育を推進します。	

② 幼保一元化に向けた取組の推進

《施策の方向性》

「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、幼保一元化に向けた取組を推進するとともに、幼稚園、保育所運営の改善・向上を図ります。

《主な取組》

- ②-1 地域において、幼保一元化に向けた説明会や懇談会を開催し、地域・保護者の理解を深めるとともに、認定こども園の整備を推進し、運営などを支援します。
- ②-2 公立・私立ともに自己評価に加えて、関係者による教育・保育活動の評価を行い、より質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
幼稚園・保育所・認定こども園と 小学校との連携事業数	件	114	216	「しそう学校園所パートナーシップ」に よる連携事業数
【目標値の考え方】各園所で月1回の事業実施を目標とする。(18園所×月1回×12月=216件)				
幼稚園・保育所・認定こども園の 関係者評価実施率	%	60.0	100	第三者評価又は関係者評価を実施した施 設数÷全施設数
【目標値の考え方】5年間で全施設において第三者評価又は関係者評価を実施することを目標とする。				
関係者評価におけるA評価 の割合	%	74.4	100	関係者評価におけるA評価の割合
【目標値の考え方】すべての評価項目がA評価（保護者アンケート及び関係者の評価が4段階のうち、Aと答えた人が8割以上いる状態をA評価としている。）となることを目標とすることで、保育の質の向上を図る。				
認定こども園再編実施校区数	校区	3	7	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき設定				

■関連する個別計画

- ・しそうこども指針
- ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画
- ・宍粟市幼保一元化推進計画

基本施策 17 学校教育の充実

■めざすまちの姿

子どもたちが地域での様々な体験を通して、豊かな心や社会性を育てることができるよう、学校・家庭・地域が連携した地域総がかりの教育環境を整え、「生きる力」を身につけられる教育環境が整ったまちをめざします。

■現状

- ◇しそく学力向上グランドルールや、タブレットなどのＩＣＴ機器を活用して授業改善を行うとともに、学校の特色を生かした学校提案型の「しそく学校生き生きプロジェクト事業」を実施しています。
- ◇イングリッシュコーディネーターを配置し、小中９年間を見通したカリキュラムの作成やＡＬＴと教職員が連携した市独自の英語授業を推進しています。
- ◇森林を活用した自然体験などを通じ、豊かな心を育成し、明日の穴栗を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりを推進しています。
- ◇学年ごとに市独自のキャリアノートを作成し、児童生徒に配布し活用することで、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための力を育んでいます。
- ◇小中学校では保護者や地域住民が参加できるオープンスクールを開催するとともに、地域と一体となって特色ある学校づくりを行うコミュニティ・スクールの取組を進めています。

■課題

- ◇ＩＣＴ機器の活用や、スクールサポートスタッフの支援により、教職員が児童生徒に寄り添える時間をより多く確保することが必要です。
- ◇急激に変化する社会を生き抜くうえで「生きる力」を身につけるためには知・徳・体をバランスよく育むことが重要です。
- ◇教育内容などの充実や、小学校・中学校段階間の差異に対応するため、小学校・中学校教職員による系統的な小中一貫教育の推進が必要です。
- ◇適切な人間関係を築き、切磋琢磨できる規模の集団を確保するため、学校規模適正化を図るとともに、老朽化施設の改修や児童生徒へのサポート体制の充実など、安全・安心で快適な学習環境の確保が必要です。
- ◇特別な支援を要する児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関の連携による支援体制の整備が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成（★）	
《施策の方向性》 子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう、学校・家庭・地域と連携した教育の充実を図ります。	
《主な取組》	
①-1	木育や様々な大人と学び合う機会の確保など、社会体験や自然体験を通じて、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを推進します。
①-2	学校給食などを通じ食育を推進するとともに、地元食材の流通の確保に努めます。
①-3	教職員への研修などによりキャリア教育の共通理解を深め、キャリア教育の充実に向けた体制づくりを進めます。
①-4	小学校・中学校を通じた英語教育の強化により、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図ります。
①-5	主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、ＩＣＴを活用した授業改善を推進します。
①-6	道徳教育の充実や体験活動を重視し、郷土愛の醸成やいのちを育む大切さなど、豊かな人間形成と人間関係づくりを図ります。

①-7	体育・スポーツ活動の充実により、運動に対する興味・関心を高め、健やかな体の育成を図ります。
①-8	教職員の指導力向上のため、ＩＣＴ機器の有効活用や専門性・実践力の向上を目的とした小中高が連携した教職員研修会などを実施するとともに、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置により、教職員の負担軽減を図り、児童生徒に寄り添える時間を確保します。
② 教育環境の整備	
《施策の方向性》 学校施設の計画的な改修や「宍粟市学校規模適正化推進計画」に基づいた学校規模の適正化を図るとともに、児童生徒へのサポート体制の充実を図ることにより、安全・安心で快適な教育環境を確保します。	
《主な取組》 ②-1 学校規模の適正化は将来を見据えた計画のもと、保護者や地域の理解に基づき、協議を重ねながら推進します。 ②-2 学校施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設改修を行うとともに、学校規模適正化の進捗に合わせた施設改修などにより、良好な教育環境整備をめざします。 ②-3 小中一貫教育の導入を進めるとともに、すべての小中学校においてコミュニティ・スクールの推進に努めます。 ②-4 スクールカウンセラーによる児童生徒や教職員へのカウンセリングを充実させるとともに、しろう学校サポートチームと連携したケース会議や保護者との面談などによる個別対応の充実を図ります。	
③ 特別支援教育の充実	
《施策の方向性》 特別な支援を要する児童生徒の自立、社会参加を促進できるよう、特別支援教育の充実を図ります。	
《主な取組》 ③-1 特別支援教育推進員を学校規模や業務に応じて、適切に配置します。 ③-2 関係機関との連携を図り、教育だけにとどまらず、自立や社会参加につながる効果的な支援を行います。	

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
国語及び算数（数学）の授業の内容が分かるという児童生徒の割合	%	85.8 (R1)	現状値を維持	全国学力・学習状況、学習習慣等調査
【目標値の考え方】現状値は全国平均値（79.9）を上回っているため、現状維持を目標値として設定する。				
将来、自主的に運動したいと考えている児童生徒の割合	%	71.6 (R1)	現状値を維持	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
【目標値の考え方】現状値は全国平均値（69.8）を上回っているため、現状維持を目標値として設定する。				
食べよう宍粟のめぐみ（給食用地元食材利用率）	%	70.6	77.5	地元産野菜使用重量÷全野菜使用重量
【目標値の考え方】利用率が90%以上の農産物を100%に、主要4品目（じゃがいも・かぼちゃ・大根・玉ねぎ）の利用率を80%に目標とした数値とする。				
コミュニティ・スクール数	校	6	18	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】令和8年度までに全小中学校での設置を目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・しろうの子ども生き生きプラン
- ・宍粟市学校規模適正化推進計画

基本施策 18 青少年健全育成の推進

■めざすまちの姿

学校・家庭・地域・関係機関が相互に連携しながら青少年の健全育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的ルール、自ら考え行動する力を身につけた青少年を育むまちをめざします。

■現状

- ◇青少年育成センターの教育相談窓口としての機能を生かし、不登校やいじめ問題等に対応し、学校・家庭・地域の連携の取組支援を行うとともに、しそく学校サポートチームの一員として市内小中学校を定期的に訪問し、学校の抱える課題に対して助言などを行い、必要に応じて関係機関につないでいます。
- ◇不登校、いじめ、体罰、児童虐待、SNSに関するトラブル等、多様化する課題や市民や学校職員からの相談に対応するとともに、スクールソーシャルワーカー、指導主事などで組織するしそく学校サポートチームにより教育相談の質の向上を図っています。
- ◇ネットパトロールの報告会を定期的を実施し、小中学校に情報提供を行い、青少年の問題行動の未然防止に取り組むとともに、非行防止活動として、中学校区育成委員会や更生保護女性会等が連携し、校区ごとの特別巡回訪問や定期巡回活動、市内イベントでの巡回活動、街頭キャンペーンなどを行っています。
- ◇生涯学習を行う市民グループの活動を支援し、学びの成果（知識や技能、経験など）を地域で共有するため、子どもの体験活動などの指導者への就任を働きかけています。

■課題

- ◇全国的に非行、いじめ、ひきこもり、SNSに関するトラブル、薬物の乱用など、青少年による問題行動が深刻化しており、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、子ども支援のネットワークを強化するとともに、市民相互が連携した青少年健全育成の取組を展開していくことが必要です。
- ◇課題や相談内容の多様化により、専門的な人員の確保が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 青少年健全育成のための推進体制の充実
《施策の方向性》 教育相談体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となり、青少年の健全育成を推進します。 《主な取組》 ①-1 青少年の問題行動の未然防止や「いじめ見逃しゼロ」に向け、相談支援体制を充実させるとともに、不登校などの児童生徒に対して適応教室（さつき学級）による支援体制の充実を図ります。 ①-2 多様な相談内容に対応するため、専門的な知識を有する職員などの協力を得るなど、青少年に関する相談体制の充実を図ります。 ①-3 中学校区育成委員会等による学校・家庭・地域が連携した巡回指導等や街頭キャンペーンなどを充実させ、地域総がかりの青少年健全育成活動を支援します。 ①-4 青少年がインターネットやSNSを通じて犯罪やトラブルなどに巻き込まれることがないよう、児童生徒及び保護者へのメディアリテラシー（メディアからの情報を見極める能力）教育を推進します。 ①-5 宍粟市青少年問題協議会や青少年を守り育てる西播磨地域スクラム会議と連携し、健全育成のネットワークのさらなる拡充を図ります。

② 青少年活動の推進

《施策の方向性》

地域や人とのふれあいの中で青少年の健全な育成が図れるよう、青少年の体験活動や社会参加を推進します。

《主な取組》

- ②-1 参加者側のニーズの把握に努め、自然や文化等を生かした多様な体験活動などの内容の充実を図ります。
- ②-2 生涯学習に取り組む市民グループ等の学びの成果を広く地域で共有するため、子どもの体験活動などの指導者への就任を積極的に働きかけます。
- ②-3 青少年の地域に対する愛着と誇りを育むため、まちづくりやボランティア活動などへの参加を促進するとともに、地域や社会との交流機会を創出します。

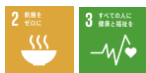
■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R 2)	目標値 (R 8)	数値の出所（算出方法）
青少年育成委員巡回指導回数	回	68	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】将来さらなる学校規模適正化が進むことも予測される中で、青少年育成委員数も減少することが予測されるため、現状値を目標値として設定する。				
学校サポートチーム活動回数	回	100	110	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】組織的にも活動内容的にも充実させていく必要があるため、現状値より概ね 10%増の数値を目標値とする。				
子ども講座・体験活動受講者数 【延べ】	人	518 (R 1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】急激な少子化の進行、放課後時間における多様な学習・体育活動の広まりにより、現状レベル（令和元年度実績）の維持を目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市社会教育振興計画

基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり



基本施策 19 健康づくりの推進

■めざすまちの姿

市民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に合った健康づくりに取り組むことができるまちをめざします。

■現状

- ◇健康づくり推進協議会を設置し関係機関と連携しながら健康増進・食育推進の計画策定、事業の実施、計画の進捗状況などの管理や事業の実施を行っています。
- ◇地域で健康づくりや食育推進に努めてもらうリーダーを育成しています。
- ◇集団健診と医療機関の個別健診を併用して実施できるよう、節目年齢での無料健診の実施、日時指定制や土日の実施など、受診しやすい環境づくりに努めています。
- ◇心の健康について、講座や講演会を実施するとともに、関係機関などと連携した相談体制や支援の充実に努めています。

■課題

- ◇高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、要介護の高齢者も年々増加するなど、健康を取り巻く環境が大きく変わる中、健康づくりについて関心を持ち、生涯にわたり、効果的な健康管理を行うことが必要となっています。
- ◇健康リーダーなどのさらなる育成や活躍の場づくりが必要です。
- ◇各種健診の受診率のさらなる向上を図るため、関係機関との連携や調整が必要です。
- ◇行政による各種健康教室や健康相談だけでなく、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりが必要です。
- ◇悩み、ストレスを抱えている人の負担を軽減できるよう、相談機関の周知や、心の健康についての正しい知識の普及・啓発が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生涯を通じた健康づくり活動の推進（★）	
《施策の方向性》 すべての人が健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに合った健康づくりを推進します。	
《主な取組》	
①-1	健康な生活習慣の確立と定着をめざし、健康づくりや若い世代からの食育の実践、喫煙防止教育や禁煙指導の取組など、健康づくり推進協議会を中心に関係機関と連携を図ります。
①-2	健康づくりに関するリーダーの育成と、活躍の場づくりに取り組みます。
①-3	特定健診や保健指導、がん検診などについて、情報提供や実施方法をさらに工夫し、受診者の増加に努めます。
①-4	医師会や歯科医師会などとの連携、調整に努め、健診を受診しやすい環境づくりを推進します。
①-5	誰もが気軽に健康相談や健康づくり活動に取り組むことができる機会を確保します。

② 心の健康づくりの推進
《施策の方向性》 誰もが適切な支援につながるができる環境をつくり、心の健康づくりを推進します。
《主な取組》 ②-1 うつ予防について、医療機関や支援機関など関係機関と連携しながら、正しい理解の促進や適切な支援を行います。 ②-2 事業所などに対するメンタルヘルスケアの取組の促進を図ります。 ②-3 市民自らがストレスに気づいて対処できるように、相談しやすい相談窓口の周知など心の健康に関する相談体制の充実を図ります。
③スポーツを通じた健康づくり（★）
《施策の方向性》 誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を通じた健康づくりを推進します。
《主な取組》 ③-1 ウォーキングコースの設定やラジオ体操の普及などにより、スポーツを通じた健康づくりを推進します。 ③-2 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツを通じて健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R 2)	目標値 (R 8)	数値の出所（算出方法）
3大生活習慣病による死亡者の割合	%	53.9 (R 1)	現状より減少	県保健衛生統計
【目標値の考え方】健康づくりに関する各施策を効果的に取り組むことにより、減少させることを目標とする。				
人口10万人あたりの自殺者数	人	21.6 (R 1)	13.0 以下	県保健衛生統計
【目標値の考え方】国（厚生労働省）が示す目標数値13.0以下を目標とする。				
ゲートキーパー研修受講者数(市民受講者)	人	15	30 以上	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】ゲートキーパー研修を年に1回は実施する計画としているため、1回約30名程度の参加を見込んで令和3年度以降の目標値は年間30名以上の受講者数とする。				
特定健診受診率	%	40.6 (R 1)	60 以上	法定報告値
【目標値の考え方】国（厚生労働省）が示す目標数値60%以上を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・健康しそう 21
- ・ 穴粟市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・ 穴粟市食育推進計画
- ・ 穴粟市国民健康保険データヘルス計画
- ・ 穴粟市自殺対策計画

基本施策 20 地域医療の充実

■めざすまちの姿

医療機関がそれぞれの役割分担のもと地域医療体制を充実し、地域全体で医療サービスの強化を図り、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

■現状

- ◇「宍粟市における地域医療推進のための基本方針」を作成し、取組の方向性を定めるとともに、訪問看護ステーションの活動エリアの拡大や総合病院との連携などにより医療機関が希薄な地域の医療の充実に努めています。
- ◇宍粟総合病院では公立宍粟総合病院改革プランに基づき、医師の確保や病床数の変更などに取り組み、地域包括ケア病棟の病床数見直しとともに、診療窓口の増加及び午後診療の実施に取り組んでいます。
- ◇宍粟総合病院では医師・看護師・薬剤師の養成確保に向けた奨学金制度をはじめ、院内託児所の開設や医師宿舎の設置を行うことで、働きやすい環境づくりに努めるとともに、MRI、CT、血管造影装置等の更新など、医療の高度化と診療科の充実に取り組んでいます。
- ◇地域で育てる病院として、市広報紙やホームページによる情報発信に努めるとともに、「しそこの地域医療をサポートする会」や病院ボランティアとの協働により、市民の病院への関心と理解を深めるように努めています。
- ◇宍粟総合病院の老朽化が進んでおり、市民の声を反映した構想のもと、新病院建設に取り組んでいます。

■課題

- ◇本市では令和12(2030)年に後期高齢者人口のピークを迎える予測の中で医療と介護を必要とする人が増加すると予測されるため、身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」や、在宅で生活している要介護者に入院が必要となった時の病院がますます重要になります。
- ◇地域の開業医の減少や偏り、診療科目の不足があり、身近な場所で医療が受けにくい地域があることが課題となっています。
- ◇医師をはじめ看護師など医療人材が不足し地域医療の提供が困難な状況となり、人材の確保・養成が喫緊に求められています。
- ◇本人が希望する場所で希望する形での終末期を迎えることができるよう訪問診療や往診が可能な医療機関の確保、緊急時の入院先の確保、在宅医療を支える訪問看護・在宅介護サービスの充実(24時間対応等)などが必要となってきます。
- ◇宍粟総合病院では市内唯一の病院として救急患者の積極的な受入を行うとともに回復期におけるリハビリテーションの充実やレスパイト入院の拡大など、円滑な在宅復帰・在宅医療の促進に向けた医療の提供を図ることが必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 地域医療の充実
≪施策の方向性≫ 市民が安心して暮らせるよう、地域医療の提供体制の充実を図ります。
≪主な取組≫ ①-1 宍粟総合病院を核に市立診療所、訪問看護ステーションなどが連携した地域医療体制の充実を図ります。 ①-2 医療資源が乏しい市北部での地域医療の確保を図ります。 ①-3 医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などと連携して、地域医療の充実に努めます。

①-4 身近な地域におけるかかりつけ医、かかりつけ薬局等の定着、地域連携クリティカルパスなどの切れ目のない医療サービスが利用できる体制づくりを行います。
② 宍粟総合病院の充実 《施策の方向性》 地域包括ケアシステムの基幹病院として、また地域の拠点病院として、地域住民の医療ニーズと医療環境の変化に対応しつつ、新病院においても、安全で安心の医療を継続的に提供できる体制整備に努めます。
《主な取組》 ②-1 西播磨北部の二次救急を担う急性期病院として、また周産期医療を提供するため、医療の高度化に対応する医療機器の計画的な整備を進めます。 ②-2 地域包括ケア体制の充実及び在宅医療への取組を進めるため、病棟機能変更と内科外来の拡充を図るとともに、レスパイト入院にも対応した病床機能の見直しを図り、円滑な在宅復帰に向けた医療の提供を行います。 ②-3 医師、看護師、薬剤師の確保とともに、ニーズに応じた診療科の充実を図ります。 ②-4 SPD（院内物流システム）により、コスト削減・原価管理など、病院運営の改善・効率化を推進します。 ②-5 市民の声を反映した構想のもと、さらに市民の声を反映しつつ、新病院建設に取り組むとともに、新病院への交通アクセスの確保に取り組みます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
患者紹介率	%	54.4	55.0	(紹介患者数+救急搬入初診患者数)÷初診患者数 【目標値の考え方】救急医療及び地域包括ケアシステムにおける入院機能を担う病院として、医療機関との連携を強化し、紹介患者の増加（初診患者の半数）をめざす。
患者逆紹介率	%	55.6	60.0	逆紹介患者数÷初診患者数 【目標値の考え方】市内唯一の病院として、各医療機関と連携を取りながら、機能を分担し地域完結型医療をめざし、令和8年度まで概ね年1%の向上を目標とする。
病床利用率	%	70.7	91.2	年延入院患者数÷年延病床数 【目標値の考え方】年間延べ56,575人（急性期病床85%、地域包括ケア病床95%）の入院患者受け入れを目標とする。
医業収支比率	%	95.7 (R1)	99.7	医業収益÷医業費用×100 【目標値の考え方】医業外となる繰入金部分を除き、本業である医業活動における収益基盤の安定化をめざす。
経常収支比率	%	101.0 (R1)	108.6	経常収益÷経常費用×100 【目標値の考え方】単年度収支の黒字化により持続可能な経営の実現をめざす。

■関連する個別計画

- ・ 公立宍粟総合病院改革プラン
- ・ 宍粟市における地域医療推進のための基本方針

基本施策 21 地域福祉の充実

■めざすまちの姿

地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、「自助」「互助」「公助」という役割分担の理解と意識のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進する「地域共生社会」をめざします。

■現状

- ◇少子高齢化、核家族化等の進行に伴う生活様式や価値観の変化などにより、地域社会の連帯感が希薄になっている中、地域の実情に応じた適切な支援を行うためには地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉の考え方が重要です。
- ◇地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会の運営等を支援し、ボランティア連絡会、老人クラブ、民生委員児童委員などの相互連携を支援しています。
- ◇ひきこもり等、悩みを抱えている人やその家族への支援として、ひきこもり相談や居場所づくりなどを実施し、必要な支援につないでいます。
- ◇自殺死亡率が兵庫県下でも高い状況が続いており、自殺予防のためには「生きる支援」に関連する様々な関係機関などの取組を総動員して「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

■課題

- ◇地域福祉を支える各団体とも構成員の高齢化や少人数化に伴い、将来の担い手不足が課題となっています。
- ◇民間と行政が連携し、学生や社会人なども含めてあらゆる世代がボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- ◇非正規雇用者やひとり親家庭の増加、若年層・中高年のひきこもりなど、公的サービスの利用やその他の福祉的な支援を必要とする人への対応が一層重要となっています。
- ◇ひきこもりは対象者の年齢、課題等が多岐にわたるため、関係機関等と連携し、必要な支援、不足している支援などについて検討していくことが必要です。
- ◇「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには様々な関係機関などが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

■個別施策の方向性と主な取組

① 地域福祉活動の推進
＜施策の方向性＞ 市民の福祉意識の醸成に努めるとともに、地域福祉活動を促進します。
＜主な取組＞ ①-1 地域福祉活動に取り組む市民や自治会、老人クラブ、消防団など、地域団体の相互の連携及びその自主的な活動を積極的に支援します。 ①-2 社会福祉協議会や民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体などの活動を支援するとともに、地域福祉活動の担い手育成に努めます。 ①-3 ボランティア団体や関係団体などへの支援・情報共有を強化し、市民が地域福祉活動に参加しやすい体制整備を促進します。 ①-4 市民の福祉意識を高めるため、自治会などの団体を通じた福祉学習の推進や学校との協働により、児童生徒が福祉に関心を持てる学習機会を提供します。

② 社会的孤立の解消

《施策の方向性》

誰もが個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域づくりを行います。

《主な取組》

- ②-1 社会の中で孤立している人の地域における居場所づくりや参加の機会づくり、また、当事者家族への支援を行います。
- ②-2 年代や属性に応じた人と人とのつながりづくりを行うことで、気軽に相談でき、助け合えるネットワークづくりを推進します。
- ②-3 民生委員児童委員等との連携により、ひきこもりや閉じこもりなど、地域の中で孤立状態にある人を把握し、適切な支援につなげます。
- ②-4 関係団体との連携により、社会的孤立の状態にある独居高齢者やひきこもりの人を対象とした訪問型支援を推進します。
- ②-5 高齢者、障がいのある人、児童への権利や人権を守るための理解促進や各制度の周知や啓発による利用促進を図ります。
- ②-6 家族の介護や世話、家事等を日常的に担っている 18 歳未満の子ども（ヤングケアラー）や若者で、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育、就労などに影響が出ている子どもたちの早期発見に努め、相談や適切な支援へつなげます。

③ 自殺対策の推進

《施策の方向性》

誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。

《主な取組》

- ③-1 関係機関等との連携により、相談体制の充実や、地域における自殺対策を進めるネットワークを構築するとともに、市職員や関係機関などにおいてゲートキーパーを養成します。
- ③-2 市民や企業などに対し、自殺対策に関する啓発を推進するとともに、特に児童生徒に対してはＳＯＳの出し方に関する教育を行うことで、自らの命を守る取組を促進します。
- ③-3 自殺対策に従事する人や関係者の心のケアに取り組めます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
ボランティア活動実施人数	人	1,817 (R1)	1,937	ボランティア活動実施人数（ボランティア災害共済加入者数） ※社会福祉協議会事業報告
【目標値の考え方】ボランティア活動者が高齢化している中、今後は大きな増加は困難と考えるが、関係機関と連携した取組により１年あたり 20 人の増加を目標とする。				
（再掲）人口 10 万人あたりの自殺者数	人	21.6 (R1)	13.0 以下	県保健衛生統計
【目標値の考え方】国（厚生労働省）が示す目標数値 13.0 以下を目標とする。				
（再掲）ゲートキーパー研修受講者数（市民受講者）	人	15	30 以上	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】ゲートキーパー研修を年に 1 回実施する計画としているため、1 回約 30 名程度の参加を見込み令和 3 年度以降の目標値は年間 30 名以上の受講者数とする。				

■関連する個別計画

・ 宍粟市地域福祉計画 ・ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画 ・ 宍粟市自殺対策計画

基本施策 21-1 高齢者福祉の充実

■めざすまちの姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、心身共に健康で生きがいを持った生活を送り続けることのできるまちをめざします。

■現状

- ◇本市では高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を推進しており、生活支援コーディネーターを中心とした社会資源の把握や協議の場づくりを支援することで、地域の支え合い活動への意識を高めています。
- ◇総合相談事業では医療・介護・福祉・権利擁護・生活支援などについて、緊急性や家族の状況を考慮し、関係機関との連携により必要な支援につないでいます。
- ◇認知症に関する講座や予防教室のほか、認知症サポーター養成講座や修了者に対するステップアップ講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、認知症カフェにおいて相談や情報交換、認知症学習、地域交流を図っています。
- ◇認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、病院受診の勧奨や介護サービスなど、必要な支援につないでいます。
- ◇いきいき百歳体操教室を地域ごとに開設し、参加者数も増加しており、体操教室に集まった機会を利用して専門職を派遣し介護予防などの指導や普及活動を行っています。

■課題

- ◇ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、さらなる支え合いの地域づくりや担い手づくりが必要です。
- ◇認知症サポーター養成講座について、地域や企業での開催回数が伸びておらず、特に北部での開催が少なく、さらなる参加者の増加による理解の浸透を図ることが必要です。
- ◇老人クラブから脱退する人が増加しており、地域によっては新規加入が少なく、加入率も低下しており、存続に向けた支援が必要です。
- ◇介護サービス事業所ではマンパワー不足が深刻化しており、介護人材の確保・育成、地元就労などを推進するための取組が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 地域包括ケアの充実（★）	
＜施策の方向性＞ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一層の充実を図ります。	
＜主な取組＞	
①-1	医療と介護連携会議を活用し、情報共有等を行い、在宅生活におけるサービスの提供体制の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の連携を強化し、専門職による多職種連携や地域住民などとの協働によって包括的な支援体制を整備します。
①-2	地域包括支援センターの適正な運営により、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制を確保するとともに、生活支援コーディネーターを中心として、社会資源の把握や地域課題の解決支援、支え合い活動などを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
①-3	認知症に関する知識及び相談窓口の普及啓発を推進するとともに、認知症カフェの普及、認知症サポーターの養成やスキルアップなどに取り組み、認知症高齢者を地域で見守り、支える体制づくりを推進します。
①-4	認知症地域支援推進員の充実を図るとともに、認知症初期集中支援チームによる専門的な見地から認知症の早期発見、早期対応に取り組みます。
①-5	自宅等の住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、訪問看護体制の強

化、在宅医療連携拠点の整備、在宅医療と病院との連携強化、かかりつけ医等の推進を図るとともに、介護者の集いなど、介護家族支援の充実を図ります。
② 高齢者の生きがいがづくり・介護予防事業の推進（★）
＜施策の方向性＞ 高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるよう、生きがいがづくりや社会参加を促進するとともに、健康寿命の延伸に向け介護予防を推進します。
＜主な取組＞ ②-1 高齢者の生きがいがづくりや健康づくり、居場所づくりなどにつながる取組を推進します。 ②-2 自主的な介護予防の場が地域の見守り拠点としての役割を持つ場として機能するよう推進します。 ②-3 高齢者の多様な就業ニーズに合わせた就労機会の場の拡充に取り組みます。 ②-4 介護予防・日常生活支援総合事業など、住民主体のサービス提供に向けた仕組みづくりを検討します。 ②-5 フレイル健診の実施など、フレイル状態を早期に発見し、介護予防事業につなげる取組を進めます。
③ 介護サービス基盤の充実
＜施策の方向性＞ 介護サービスの需要と供給のバランスを考慮しつつ、介護サービス基盤の充実を図ります。
＜主な取組＞ ③-1 介護サービスの質と量の確保に努める一方で、介護給付の適正化を推進し、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。 ③-2 介護人材の確保・育成に向け、セミナーや講座を開催します。 ③-3 高齢者数、要介護認定者数の適切な予測に基づき、介護サービス提供基盤の充実を図ります。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
認知症サポーター登録者数	人	309	600	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】認知症サポーター養成講座を1年あたり20回を目標に開催し、受講者の中から毎年50人程度を目標にサポーター登録に結びつけ、認知症への理解と支援の取組を充実させる。				
助成制度を活用した福祉資格取得者数	人	16	介護サービス提供事業者が介護職（有資格者）を募集する人数	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】介護サービス提供事業所への介護人材実態調査に基づく介護職（有資格者）の募集人数を目標値とする。（平成29年度調査では72人、令和2年度調査においては37人に対する助成制度を活用した福祉資格取得者数）				
65歳以上の市民のうち「いきいき百歳体操」に取り組む人の割合	%	15.5 (R1)	17.6	いきいき百歳体操教室登録者数÷65歳以上人口
【目標値の考え方】登録者目標2,250人の達成及び体操に取り組む高齢者の割合増加に向け、いきいき百歳体操教室登録者数（2,250人）÷第8期介護保険事業計画における令和8年度推計値・65歳以上人口（12,782人）				
第1号被保険者数に占める要介護認定者の割合	%	20.6	20.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】第8期介護保険事業計画の令和8年度推計値を目標値とする。				
認知症カフェ設置数	か所	10	現状値より増加	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】現状10か所の充実・維持と現状よりも開設の増加をめざす。				

■関連する個別計画

・ 栄栗市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

基本施策 21-2 障がい福祉の充実

■めざすまちの姿

障がいのある人やその家族を支援する体制が充実し、地域住民と共に助け合い、支え合いながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちをめざします。

■現状

- ◇当事者及びその家族で構成される各団体を支援することで、障がいのある人の社会参加の充実を図るとともに、就労支援事業所による販売会などを通じた市民との交流により、障がいのある人への理解を深めています。
- ◇障害者雇用促進セミナーを開催し、企業や就労支援事業所などへの雇用促進の啓発及び障がいのある人の受入促進に努めているほか、就労支援事業所等連絡会の開催による情報共有を図りながら、一般就労への移行支援を進めています。
- ◇グループホームや地域活動支援センター、就労支援事業所の支援を行うとともに、基幹相談支援センターが市内の民間相談支援事業所との連絡会を開催し、情報収集・提供、連携することにより、適切なサービスの提供につなげています。
- ◇子育て世代包括支援センターを中心に早期に障がいを発見し、療育訓練につなげることで、障がいの軽減と発達を支援するとともに、特別支援教育支援委員会において特別な支援が必要な児童に対する相談及び就学後の一貫した教育支援を行うための連携を図っています。

■課題

- ◇障がいのある人やその家族交流の場やスポーツ大会などに障がいのない人も参加し、障がいへの理解を深める環境づくりが必要です。
- ◇就労継続支援B型の利用者が増加する中、就労移行支援は減少傾向にあり、障がいの状態に応じた勤務ができる職種・業務の開拓や就労後のケアなど、就労定着の支援が必要です。
- ◇自宅での生活支援を希望する障がいのある人へのホームヘルプサービスの事業者やヘルパーの確保、医療的ケア児の家族のニーズの的確な把握、就学前の必要な支援に対応できるサービスの提供先の確保などが必要です。
- ◇一定の規模を有する事業主には障がいのある人の雇用が義務づけられており、企業などに対して障がいのある人の一般就労への理解と促進を図るとともに、一般就労への定着の支援が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 障がいのある人の社会参加促進
《施策の方向性》 市民の障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の地域における交流、就労など、社会参加を支援します。
《主な取組》 ①-1 障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発により人権意識の高揚を図るとともに、地域住民などによる交流活動を推進します。 ①-2 障がいのある人の雇用に対する理解を深めるため、企業や就労支援事業所に対して雇用促進セミナーの開催や啓発チラシの配布に取り組み、障がいのある人の就労への理解を図るとともに、就労支援相談員や無料職業紹介所と連携し、就労定着に向けた支援を行います。 ①-3 障がいのある人と障がいのない人が平等に扱われ、一人ひとりの特性や場面に応じて生じる障壁・困難さを取り除く個別の調整や変更を行う「合理的配慮」の必要性をあらゆる行政サービスや地域、市民、事業所の活動に浸透させるよう取り組みます。 ①-4 障がいのある人が参加しやすい講座やスポーツイベントの情報を提供するとともに、講座などを通じた交流により障がいへの理解に取り組みます。

② 地域生活支援の充実

《施策の方向性》

障がいのある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、必要な支援の充実を図ります。

《主な取組》

- ②-1 必要なサービスが受けられる環境を確保できるよう、グループホームや地域活動支援センター、就労支援事業所の運営を支援します。
- ②-2 障がいのある人やその支援者のニーズの把握に努め、事業所や関係機関との連携を図り、日常生活のサービスの充実や必要な支援につなぎます。
- ②-3 手話、点字、要約筆記、朗読、外出介助の奉仕員などの育成により、必要な支援の充実に取り組みます。

③ 保健福祉事業と相談体制の充実

《施策の方向性》

障がいのある子どもやその保護者などが適切な支援を受けることができるよう、相談体制や療育指導の充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 乳幼児健診等の保健部門や、子育て世代包括支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、相談支援事業所などの関係機関との連携のもと、障がいを早期に発見し、適切な医療や療育支援につなげます。
- ③-2 適切なサービス提供などを行うため、相談事業所や関係機関との連携を強化し、障がいのある子どもの相談支援の充実に努めます。
- ③-3 支援を必要とする児童への早期療育や放課後・長期休暇中の居場所の確保と、成人に至るまでの継続的な支援に取り組みます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
福祉施設からの一般就労者数	人	1	10 (R4~R8)	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】1年間に福祉施設から一般就労につながる数はその時の社会情勢に左右されるため、単年の目標値ではなく、計画期間内で10名（年間2名）を目標とする。				
グループホーム利用者数	人	39	44	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】現状値（39人）を基準に令和8年度までに1事業所増を見込んで、1事業所につき5名増の44人とする。				
登録手話通訳者の有資格者数	人	10	16	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】穴栗市手話施策推進方針アクションプランの中で登録手話通訳者の有資格化を目標として掲げており、その目標値を参考として毎年度1名の増加を目標とする。				

■関連する個別計画

・穴栗市障害者計画 ・穴栗市障害福祉計画 ・穴栗市障害児福祉計画



基本施策 22 社会保障の充実

■めざすまちの姿

社会保障制度が適正に運用及び運営され、誰もが安定した生活ができるまちをめざします。

■現状

- ◇本市の福祉医療費助成制度は高齢期移行者、乳幼児等、重度障害者、母子家庭等、高齢重度障害者医療費助成があります。
- ◇国民健康保険制度は医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や生活習慣病等の治療に長期間を要する疾患などの増加により医療費が増大しています。
- ◇自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へつなげる支援を行っています。

■課題

- ◇長期にわたって安定した国民健康保険財政を維持していくため、医療費適正化の推進が必要です。
- ◇自助、互助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対し、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組むことが必要です。
- ◇家計管理に問題がある生活困窮者については生活支援や就労支援だけでは困窮状態から脱却することが難しいことが課題となっています。

■個別施策の方向性と主な取組

① 福祉医療の適正な運用
《施策の方向性》 各種福祉医療費助成制度の周知と適正な運用を図ります。
《主な取組》 ①-1 県の制度に準じて適正に運用していくとともに、国県の動向やニーズに対応した制度設計、運用を図ります。 ①-2 制度の対象者が確実に利用できるよう、各窓口における相談・説明と適切な制度利用へのつなぎを行います。
② 国民健康保険事業の適正な運営
《施策の方向性》 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図ります。
《主な取組》 ②-1 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めるとともに、県とともに安定的な財政運営に努めます。 ②-2 レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診等の受診勧奨や重症化予防事業などにより医療費の適正化を推進します。
③ 介護保険事業の適正な運営
《施策の方向性》 介護保険制度の周知と適正な運営を図ります。
《主な取組》 ③-1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた介護保険事業の適正な運営を図ります。 ③-2 高齢者福祉や介護保険制度のことが市民に分かりやすく伝わるよう広報に努めるとともに、相談窓口の充実を図り、適切な制度利用へつなぎます。

④ 生活困窮者などへの対応

《施策の方向性》

経済的に困窮する世帯が社会から孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる包括的支援を推進します。

《主な取組》

- ④-1 生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援などに取り組むとともに、家計収支の均衡が取れていない、または多重債務を抱えるなどの課題のある生活困窮者を対象として家計改善支援を行います。
- ④-2 学習支援ボランティアの確保に努め、必要とする子どもへの適切な支援を行います。
- ④-3 生活困窮者などへのワンストップ型の支援を提供するため、地域や関係機関との連携強化を図り、早期把握、対応できるネットワークづくりを行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
国民健康保険税現年課税分収納率	%	95.21	95.30	現年分収納額÷現年分調定額
【目標値の考え方】全国市町村との比較により設定された兵庫県国民健康保険運営方針（令和2年12月）に定める目標収納率（令和3年度：95.3%）を目標値とする。運営方針に定められた目標収納率が改正された場合はその収納率を目標値とする。				
ジェネリック医薬品数量シェア率	%	84.0	86.0	兵庫県国保連合会後発医薬品（ジェネリック医薬品）数量シェア集計表の数量シェア率
【目標値の考え方】厚生労働省の目標（令和2年9月までにシェア率80%）を参考に毎年1%増を目標とする。				
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合	%	70.9	75.0	就労者÷就労支援対象者
【目標値の考え方】生活困窮者自立支援制度における国の目標値（経済・財政再生計画改革工程表 KPI）を参考とする。				

※国民健康保険税現年課税分収納率の目標値は兵庫県国民健康保険運営方針に定める目標収納率が改正された場合、その収納率を目標値とする。

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

基本施策 23 生涯学習の推進

■めざすまちの姿

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、すべての市民が主体となり、共に学び支え合い、その学習の成果を地域や家庭の中で生かすことのできるまちをめざします。

■現状

- ◇市民大学では幅広い世代の人が入学できるよう、様々な種類の講座や教室を開催し、入学者の増加に努めています。また、SNSなどのソーシャルメディアを活用し、情報発信を行っています。
- ◇生涯学習センター登録団体に対し、子どもの体験活動等の指導者就任を働きかけるなど、指導ボランティアや学習リーダーの育成に取り組んでいます。
- ◇市内の社会教育施設などに学習スペースを設置することで、自主的な学習活動への支援を行っています。
- ◇読書活動については穴栗市読書活動推進計画に基づき、乳児への絵本の贈呈（ブックスタート）、移動図書館車の運行、デジタル録音図書（デージー図書）等の設置、電子書籍の貸し出し（電子図書館）などにより、誰もが本に親しむ機会の充実を図っています。

■課題

- ◇生涯学習に自主的に取り組む市民や団体などに対する支援を継続して行い、市民の主体的な学びを育み、発展させていくことが必要です。
- ◇シニア世代のみならず、若い世代が親しみやすいテーマや学びのスタイルを取り入れるなど、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ることが必要です。
- ◇あらゆる年代に応じた読書活動を推進するため、本に触れる機会の創出や市立図書館（室）において、来館者への本に関する情報提供などを効率的に行うとともに、さらなる蔵書の充実が必要です。
- ◇図書館は、本や資料・情報があるだけでなく、交流の場や居場所といった新たな機能が求められています。

■個別施策の方向性と主な取組

① 誰もが学べる学習環境づくりの推進	
《施策の方向性》 誰もが生きがいのある人生を送れるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。	
《主な取組》	
①-1	生涯学習について、若い世代にとって親しみやすい学びのスタイルを取り入れるなど、様々な世代の市民が参加できるよう、講座や教室内容の充実や、参加しやすい日程での開催、効果的な情報発信を行います。
①-2	生涯学習センター登録団体などの活動を通じて、講師及び受講者が相互に学べる機会を創出し、生涯学習の担い手育成を促進します。
①-3	生涯学習に取り組む市民や団体などの相互交流の場を設け、生涯学習活動の活性化を図ります。
①-4	生涯学習に取り組む市民や団体に対する情報提供や相談対応を充実させるとともに、活動を支援することで登録団体の増加を図ります。

② 読書活動の推進と図書機能の充実

《施策の方向性》

あらゆる年代に応じた読書活動を推進するとともに、図書館施設の機能充実を図ります。

《主な取組》

- ②-1 市立図書館（室）の蔵書を充実させるとともに、司書によるレファレンス業務を充実させることにより、親しみやすく利用しやすい 図書館づくりを推進します。
- ②-2 読書活動がより身近な生活の一部となるよう、移動図書館車の運行、デジタル録音図書の設置、電子書籍の貸し出しなど、多様な利用者に応じた図書館サービスを提供します。
- ②-3 就学前における本との出会い、学校教育での本との関わり、成人・高齢者における読書活動など、あらゆる年代に応じた読書活動を推進します。
- ②-4 家庭や地域、学校などとの連携により読書活動を推進するとともに、読書ボランティアと連携した取組を進めます。
- ②-5 情報拠点・市民の交流拠点として様々な市民ニーズに対応できるよう、市立図書館の機能や施設整備についてあり方を検討します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
しそく学びパスポート所持者数	人	203	234	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】参加者が固定化している現状にあるが、講座内容の工夫など、検討を行い、現状値を基準に1年あたり5人の増加を目標とする。				
生涯学習センター登録団体数	団体	56	62	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】近年減少傾向にあるが、新たな団体の登録に向け、広報・啓発に努めることで、年間で1団体以上の増加を目標とする。				
市民1人あたりの図書貸出冊数	冊	3.6 (R1)	6.7	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】県内自治体の平均貸出冊数（令和元年度調査における平均数値）を目標とする。 ※貸出冊数 6.7 冊/年間・1人あたり				
電子図書館利用登録者数	人	170	364	登録申込書
【目標値の考え方】市立図書館（市内各図書室含）利用有効登録者（令和2年度時点：3,648人）の10%程度を目標値とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市社会教育振興計画
- ・ 宍粟市読書活動推進計画

基本施策 24 文化・芸術活動の推進

■めざすまちの姿

郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出すことで、ふるさとへの誇りと愛着を持つとともに、国際交流による異文化への理解を深め、伝統と豊かな文化に息づいたまちをめざします。

■現状

- ◇本市は、播磨国風土記にも多くの里や村が記されるように長い歴史を有し、御形神社等の歴史的建造物や貴重な史跡、千町岩塊流等の天然記念物も数多く残されており、地域にはチャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭りなどの民俗芸能や伝統行事が伝えられています。
- ◇郷土の歴史や伝統文化に対する理解と関心を高めるため、宍粟学講座を開催しているとともに、県との協力により宍粟のたたら製鉄に関するフォーラムを開催しています。
- ◇市民の自主的な文化芸術活動の促進を目的として宍粟市文化協会への支援、芸術文化奨励金の支給などを実施しています。
- ◇外国人市民同士の交流や市民と外国人との交流等、多様な交流機会として、お茶ットルームや日本語教室、国際ふれあいまつりなど、国際交流協会の活動支援を行っています。

■課題

- ◇市民が郷土の歴史や伝統文化への理解と関心を高め、文化財や伝統文化を後世に継承していくことが重要です。
- ◇伝統民俗芸能保存団体では構成員の高齢化により、団体の存続が難しくなっている地域もあり、後継者の確保・育成が必要です。
- ◇文化財や歴史展示施設などを学校教育や観光振興にも活用の幅を広げていくための検討が必要です。
- ◇外国人が暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。

■個別施策の方向性と主な取組

① 歴史と文化資源の保全・活用
《施策の方向性》 市民の郷土の歴史や伝統文化への理解と関心を深めるため、歴史と文化資源の保存・継承と有効活用を図ります。
《主な取組》 ①-1 指定文化財の保護、未指定文化財の情報収集と調査、古文書資料整理などを行い、貴重な歴史資料を後世に継承します。 ①-2 地域の歴史や文化、郷土への理解を深めるため、より身近なテーマから専門性の高い内容まで、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。 ①-3 関係機関等と連携して歴史や伝統文化など文化資源の保存・継承に取り組むとともに、学校教育や観光振興へ活用します。 ①-4 歴史的・文化的に関連が深い地域との連携を図ります。

② 地域の文化・芸術活動の推進
《施策の方向性》 地域の特性や文化・芸術資源を生かし、市民が文化・芸術に触れる機会の創出と主体的に活動できる環境づくりに努めます。
《主な取組》 ②-1 文化・芸術活動の発表の機会や場所を提供します。 ②-2 近隣市町との連携も含め、文化・芸術活動グループや団体について、交流による情報交換や課題の共有を促進するなど、持続可能な組織づくりに向けた取組を支援します。 ②-3 文化財や伝統芸能などの保存について支援するとともに、次世代に継承するための人材育成に取り組めます。
③ 多文化共生と国際交流活動の推進
《施策の方向性》 異文化を理解し、文化の違いを尊重する多文化共生の地域づくりに向け、多様な交流活動を促進するとともに、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
《主な取組》 ③-1 国際交流協会の活動を支援するとともに、協働により外国人市民同士の交流や、市民と外国人との交流など、多様な交流機会の確保に努めます。 ③-2 異文化に対する相互理解を深める交流の場を提供するとともに、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R 2)	目標値 (R 8)	数値の出所（算出方法）
文化芸術施設入場者数【延べ】	人	96,611 (H30)	97,200	担当課保有の管理台帳 (山崎文化会館、宍粟市歴史資料館、山崎歴史郷土館、波賀城史蹟公園、たたら の里学習館の入場者数)
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなかった平成 30 年度実績値 (96,611 人) を基準に年間で約 100 人の増加を目標とする。				
市指定文化財件数	件	115	124	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】文化財への指定には文化財審議委員会での審議が必要であり、年間で 1 ～ 2 件程度の指定が現実的であることから、概ね年間 1.5 件の増加を目標とする。				
外国人との交流イベント参加者数【延べ】	人	483 (R 1)	573	国際交流協会が行う交流イベントの集計
【目標値の考え方】現状値からの大幅な増加は困難であることから令和元年度実績値 (483 人/年) を基準に年間 15 名の増加を目標とする。				
宍粟学講座受講者数【延べ】	人	234 (R 1)	269	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、現状値を基準に毎年 5 人以上の増加を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・宍粟市社会教育振興計画
- ・宍粟市男女共同参画プラン

基本施策 25 スポーツ活動の推進

■めざすまちの姿

体力や年齢に関わらず、誰でも趣味や目的に応じて気軽にスポーツに触れることができ、生涯スポーツに親しむことで元気で生きがいにあふれたまちをめざします。また、「スポーツ立市」を掲げ、市民一人ひとりがスポーツに触れることを通じて、心身の健康と幸福を実感できるまちをめざします。

■現状

- ◇「元気な栄栗」の実現をめざし、ラジオ体操の普及やウォーキングコースの設定など、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでいます。
- ◇地域や関係機関と連携し、マラソン大会、ロードレース大会などのスポーツ大会を実施することで、市内住民、市外住民の交流を図り、市の魅力のPRにつなげています。
- ◇少年期からのスポーツ意欲と競技力の向上を図るため、関係機関と連携し、トップアスリートを招いた教室などを実施しています。
- ◇スポーツ大会出場奨励金制度により、全国大会などに出場する選手や団体に対する支援を行っています。
- ◇カヌー競技場の整備やカヌー競技の大会誘致を行うとともに、少年少女カヌー教室などのイベントを通じ、カヌーに親しみを持ってもらう機会を創出しています。

■課題

- ◇人口減少や高齢化などにより、指導者の育成が必要となっています。
- ◇地域スポーツの担い手となるスポーツクラブ 21 について、団体の活性化や自立的な活動の促進につながる取組が必要です。
- ◇老朽化が進むスポーツ施設について、市内全体でのスポーツ施設のあり方を整理したうえでの更新などが必要となっています。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生涯スポーツ活動の推進（★）
<<施策の方向性>> スポーツを通じて市内外の交流を図るとともに、いつまでもスポーツに親しみ元気な生活が送れるよう、生涯スポーツ活動を推進します。
<<主な取組>> ①-1 市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、関係機関などとの連携により各種スポーツ活動の場を提供します。 ①-2 ウォーキングリーダーやラジオ体操の指導員を育成し、気軽に取り組むことができるスポーツの普及促進を図ります。 ①-3 誰もが安全で安心してスポーツ活動が行えるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を行うとともに、市内全体でのスポーツ施設のあり方を検討します。

② 競技スポーツの強化と振興

《施策の方向性》

少年期からの競技スポーツの推進を図るとともに、競技スポーツ大会の誘致活動を支援します。

《主な取組》

- ②-1 スポーツ団体への活動支援やスポーツ大会の実施により、競技スポーツの推進を図ります。
- ②-2 トップアスリートを招いた教室などを開催し、選手や指導者の育成を推進します。
- ②-3 競技スポーツの推進を図るため、競技スポーツ選手・団体への国際・全国規模の大会出場に対する支援を行います。
- ②-4 カヌー競技をはじめとした競技スポーツ大会の誘致を積極的に行うとともに、音水湖の知名度向上に向けた取組や、大会に対する市民の関心を高めるための取組を行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
公共スポーツ施設利用者数 【延べ】	人	152,840 (R1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、各種教室や大会を開催することでスポーツ人口の維持を目標とする。				
スポーツや競技で全国大会などに出場する個人または団体数	件	54 (H30)	現状値を維持	「宍粟市スポーツ大会出場奨励金交付要綱」に基づく奨励金交付件数
【目標値の考え方】学校やクラブチームで活躍する選手が増えているが、対象者の絶対数が減少傾向にある中で現状値を維持していくことを目標とする。				

■関連する個別計画

- ・宍粟市社会教育振興計画



基本施策 26 人権教育・啓発の推進

■めざすまちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

■現状

◇本市では中央市人権施策推進計画に基づき、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。

◇市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する講演会や学習会、映画上映会等を開催しており、特に若年層の参加を目的としたフォーラムなどを実施しています。

◇複雑化、多様化する人権問題に対応するため、相談窓口の利便性の向上を図るとともに、相談員を増員するなど相談支援体制の充実を図っています。

◇本市では中央市DV防止・被害者支援基本計画に基づき、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、関係機関と連携した総合的な取組を進めています。

■課題

◇セクハラやパワハラに代表されるハラスメント、DV、インターネット上での人権侵害、性的指向及び性自認等による偏見・差別など人権問題は複雑化、多様化しており、市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要です。

◇人権感覚を磨き、人権意識を高めるための講演会や学習会などへの参加者が少なく、特に若年層の参加者を増やすことが課題となっています。

◇多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切です。

■個別施策の方向性と主な取組

① 人権教育・啓発の推進

《施策の方向性》

一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、市民の人権問題に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。

《主な取組》

①-1 女性、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、同和問題、性の多様性、感染症、インターネット上での人権侵害等、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民が主体的に参加できる講演会・学習会や啓発イベントなどの充実により、人権意識の高揚を図ります。

①-2 若年層を主な啓発対象とした参加型啓発事業やインターネット・SNS等を通じた啓発活動など、若い世代が人権について考える機会の充実を図ります。

② 人権擁護（相談・支援・救済）の充実
《施策の方向性》 様々な人権問題に対応した人権擁護の充実に努めます。
《主な取組》 ②-1 様々な人権問題に対応するため、職員の資質向上を図るとともに、問題解決に向けた関係機関との連携の強化を図り、相談体制の充実を図ります。 ②-2 人権侵害に関わる事件について、その背景や要因を探り、再発防止に向けた取組を実施します。
③ DV対策などの推進
《施策の方向性》 DVを許さない意識啓発を推進するとともに、DV被害者などへの相談・支援体制の充実を図ります。
《主な取組》 ③-1 職場や地域等、あらゆる生活の場を通じて、幅広い年齢層を対象にDV関連講座やセミナーなどを開催し、DVについての正しい知識を深めるとともに、DV防止に向けた啓発を推進します。 ③-2 関係機関との連携を強化し、DV被害者などへの相談体制を強化するとともに、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援を行います。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
人権学習会などの実施回数	回	165 (R1)	171	担当課保有の管理台帳 (関係各課で行う人権学習などの実施回数を集計)
【目標値の考え方】人権学習会などの実施母体は各自治会における学習会となっている。今後、自治会の数が増加するといった見込みはないため大幅な増加は難しく、令和元年度実績値（165回/年）を参考に1年間あたり1回の増加を目標とする。				
人権に関する啓発活動や講演会などへの若年層の年間参加者数 【延べ】	人	415 (R1)	500	担当課保有の管理台帳 (関係各課で行う人権講演会等のアンケート調査等を集計)
【目標値の考え方】人権意識の高揚を図るため、より多くの市民への人権教育や啓発活動が重要であることに加え、若年層を主な啓発対象とした事業の実施などによる参加者の増加を見込むため、他自治体の取組状況等を参考に現状値から20%の増加を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市人権施策推進計画
- ・ 宍粟市社会教育振興計画
- ・ 宍粟市DV防止・被害者支援基本計画

第3章 参画と協働・男女共同参画の推進

■めざすまちの姿

市民や多様な団体が様々なまちづくりの分野に積極的に参画し、男女共同のもと、ともに考え、責任を担うことにより、市民自らがより住みやすく自分らしく生きることのできるまちづくりに自主的に取り組む自主自立が確立されたまちをめざします。

■現状

- ◇中学校区を最大の範囲とする各地区のコミュニティ強化に向けて、地域づくりアドバイザーの派遣や地域活動への支援のほか、市民と行政が協働で地域の自主的な活動を支援するためのコーディネーター役となる地区コミュニティ支援員の設置を進めています。
- ◇地域資源を活用した取組を進める地域において、地域おこし協力隊の受け入れを進めることで、地域おこし協力隊の活動による地域活性化に取り組んでいます。
- ◇男女共同参画意識の醸成を図るため、少人数制によるステップアップセミナーを開催するなど、地域・世代ごとに関心の高いテーマを掲げた啓発を実施しています。

■課題

- ◇市民の生活スタイルの多様化とともに、人口減少と少子高齢化の影響により、地域における担い手の負担が増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ◇市民参画による真に住みやすいまちづくりを進めるため、参画と協働に関する意識の醸成や、地域コミュニティの活性化に向けて、地域活動のリーダーやその後継者となる人材の育成が必要です。
- ◇高校生などが、将来の地域活動の担い手として、学生の間から地域に関わりを持ち、関心を高めていくことが必要です。
- ◇男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりなどに取り組んでおり、個人における男女共同参画の考え方は浸透しつつあるものの組織や団体においては性別による役割分担の風土が残っています。
- ◇共働き家庭が増加する中、多くの人がやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間が持てる豊かな生活ができる社会的な仕組みづくりが求められています。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 自主自立のまちづくり（★）
《施策の方向性》 市民一人ひとりが地域の抱える課題について考え、まちづくりに主体的に参加する意識の醸成とまちづくりに参画する機会の創出を促進します。
《主な取組》 ①-1 市民ワークショップ等多様な参加機会を提供するとともに、各種団体活動への支援や生涯学習、出前講座などの機会を通じ、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。 ①-2 地域での勉強会等の開催支援や地域づくりアドバイザーの派遣等、コミュニティ支援員や地域おこし協力隊などを受け入れる地域づくりの主体となる団体の育成と受け入れに対する支援に取り組めます。 ①-3 地域コミュニティ活動やNPO活動等、多様な形態の取組や起業を支援するとともに、資金調達方法や運営に係る情報提供などを行います。 ①-4 高校生等への地域に関する情報提供や学びの機会を創出するとともに、学生による地域活動を発表する機会を設けるなど、学生の地域に対する関心や活動意欲の向上を図ります。 ①-5 地域づくり活動団体などの自発的な情報発信の支援を行うとともに、気軽に意見交換や情報共有を行うことができる機会を設けるなど、市民がまちづくりに参画しやすい土壌づくりを推進します。

② 男女共同参画社会の形成

《施策の方向性》

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場における男女共同参画意識の向上や主体的な参画を推進します。

《主な取組》

- ②-1 市民が参加しやすく、男女共同参画の意識向上につながる講演会や講座の開催等により、性別による固定的役割分担意識からの脱却を図るとともに、男女間の平等のあり方や性別にとらわれないキャリア選択についての意識を醸成するため、学校や生涯学習の場における教育や学習機会の充実を図ります。
- ②-2 ジェンダーギャップの解消に向け、審議会・委員会等や企業・自治会など役職への女性登用割合の向上や、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。
- ②-3 あらゆる機会を活用し、多様な性に対する理解の浸透を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

③ 女性活躍の推進（★）

《施策の方向性》

女性が自分らしく仕事や地域活動の場において活躍することができる環境づくりに取り組みます。

《主な取組》

- ③-1 総合的な仕事の相談窓口等と連携し、地域や会社などにおける女性の活躍を推進するための環境づくりに向けた相談支援に取り組みます。
- ③-2 子育て支援施策とあわせ、女性が社会で活躍するため、キャリアに応じたセミナーを開催するなど、性別等にかかわらず、子育て・家事・介護などと仕事を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- ③-3 地域や企業における女性の活躍や活躍を支える団体等の取組を情報発信するなど、女性の活躍に向けた機運を醸成します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
審議会・委員会などの女性委員の割合	%	31.4	38.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】本市における推進状況や、県内類似団体などの目標値を参考に設定。				
中央市役所における女性管理職の割合	%	17.9	18.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】「第2次中央市男女共同参画プラン」における目標値 「令和6年度:18.0%」⇒「令和11年度:20.0%」				
地区コミュニティ支援員の受入団体数	団体	2	5	担当課保有の管理台帳（年度末）
【目標値の考え方】令和3年度以降は2年で1団体程度増やしていく。				
地域おこし協力隊員の受入人数 【累計】	人	12	18	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】現状値を基準に1年度につき1人以上の着任をめざす。※隊員の任期終了後の定住率は基本施策10にて指標設定				
審議会・委員会などの公募委員の割合	%	11.3	現状値より増加	担当課保有の管理台帳
兵庫県の附属機関などの委員の公募に関する指針における10.0%以上を基本の考え方とし、現状値以上をめざす。				

■関連する個別計画

- ・中央市男女共同参画プラン

第4章 健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）

■基本的な考え方

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画を着実に推進していくためには計画的な財政運営を行っていく必要があります。このため、後期基本計画の中に「健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）」の理念や考え方を1つの章として位置付け、施策推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、第1章から第3章までの施策推進について、優先順位を付ける中で実施することとします。

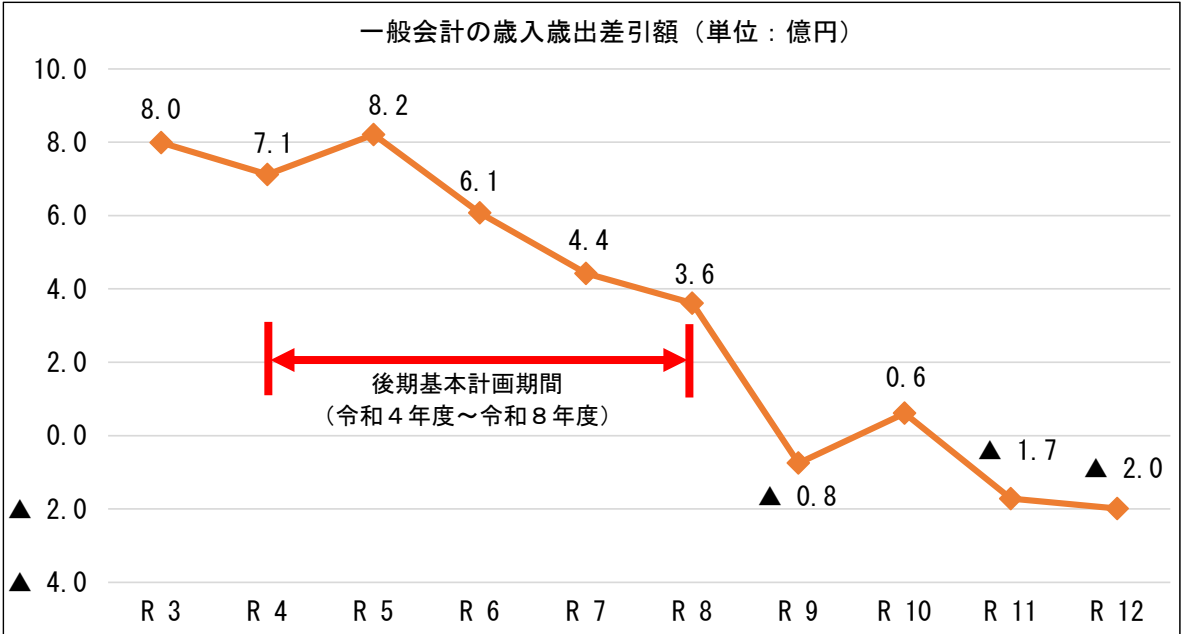
■現状

- ◇平成 28（2016）年度から令和 3（2021）年度までを期間とする第三次行政改革大綱に基づき 30 項目の取組を推進しました。
- ◇第四次行政改革大綱の基本的方向性は本計画で規定することとし、取り組んでいくべき個別項目を含む大綱全体については別途整理します。
- ◇新たな行政改革に取り組まなければ、令和 9（2027）年度及び令和 11（2029）年度から財政収支が不足する見込みとなっています。

■課題

- ◇人口減少が加速度的に進む中で、将来にわたり市税の減収が予想されます。
- ◇本市の財政運営は国からの普通交付税に依存していますが、普通交付税は人口によって算出される内容が多く、人口減少の影響を受けることから、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- ◇財政収支見通しでは、令和 9（2027）年度及び令和 11（2029）年度から収支不足が見込まれるため、歳出の抑制や歳入の確保など、資産の有効活用も含めて、収支不足の早期解消に向け取り組む必要があります。
- ◇収支不足の解消については、可能な限り財政調整基金の取り崩しを行わないことによる健全な財政運営が必要となっています。

■新たな行政改革に取り組まなかったと仮定した場合の財政収支の見通し（歳入歳出差引額）



■個別施策の方向性と主な取組

市民と行政がともにまちづくりに取り組むことも含め、現行の行政サービスの実施手法でいいのかという視点を常に持ち、新たな事業や手法を考え、限られた職員及び財源の中で行政サービスを向上していくために、ＩＣＴ技術の活用や職員のスキルアップ、組織の見直しなど課題に対応した行政体制整備を常に図っていきます。こういった考え方を前提として、歳出抑制、歳入確保、資産の有効活用について、個々に計画を立てて財政収支の不足の解消に取り組めます。

① 歳出抑制に向けた取組				
＜施策の方向性＞ 公債費や人件費などの経常的な経費や補助費等の抑制、建設事業費の長期スパンでの抑制などにより、目標を定めて計画的に歳出抑制に取り組めます。				
＜主な取組＞ ①-1 公債費の繰上償還を積極的に実施します。 ①-2 時間外勤務手当をはじめ人件費全体の抑制に取り組めます。 ①-3 歳入の減少が見込まれる中、歳出を縮小していくことを前提に、事務事業の見直しを行います。				
② 歳入確保に向けた取組				
＜施策の方向性＞ 市税の収納率の向上をめざすとともに、施設使用料等の適正負担やふるさと納税制度に基づく寄付金の増加などの歳入確保を図ります。				
＜主な取組＞ ②-1 強化月間による一斉催告や、兵庫県及び近隣市町との連携により収納率の向上に取り組めます。 ②-2 施設使用料等については、近傍類似団体との比較や施設の維持管理費などを検証し見直しを実施します。 ②-3 ふるさと納税制度に基づく寄付金の増加をめざし、ポータルサイトやパンフレット等により本市の特産品などの効果的なＰＲを促進します。				
③ 資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理				
＜施策の方向性＞ 公共施設等のあり方について毎年度方向性等を検証するとともに、財産の貸付けや売却などによる有効活用を図ります。				
＜主な取組＞ ③-1 森林も含めた市有財産を有効活用し、貸付けや売却などによる歳入確保を図ります。 ③-2 公共施設等総合管理計画個別計画（分野ごとの公共施設等のあり方）をもとに、施設全体として削減を前提とし、各種施設の方向性等を検証します。				

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
地方債残高	億円	555.6	538.2	決算資料
【目標値の考え方】将来世代の負担軽減を見据えた財政収支見通しによる地方債残高の減額を目標とする。				
将来負担比率	%	83.7	66.5	決算資料
【目標値の考え方】市民協働センター、都市計画道路、学校大規模改修等の大型の建設事業が控えているが、地方債の発行抑制や繰上償還などにより、財政収支見通しにおける数値を目標とする。				
実質公債費比率	%	7.9	4.4	決算資料
【目標値の考え方】市民協働センター、都市計画道路、学校大規模改修等の大型の建設事業が控えているが、地方債の発行抑制や繰上償還などにより、財政収支見通しにおける数値を目標とする。				

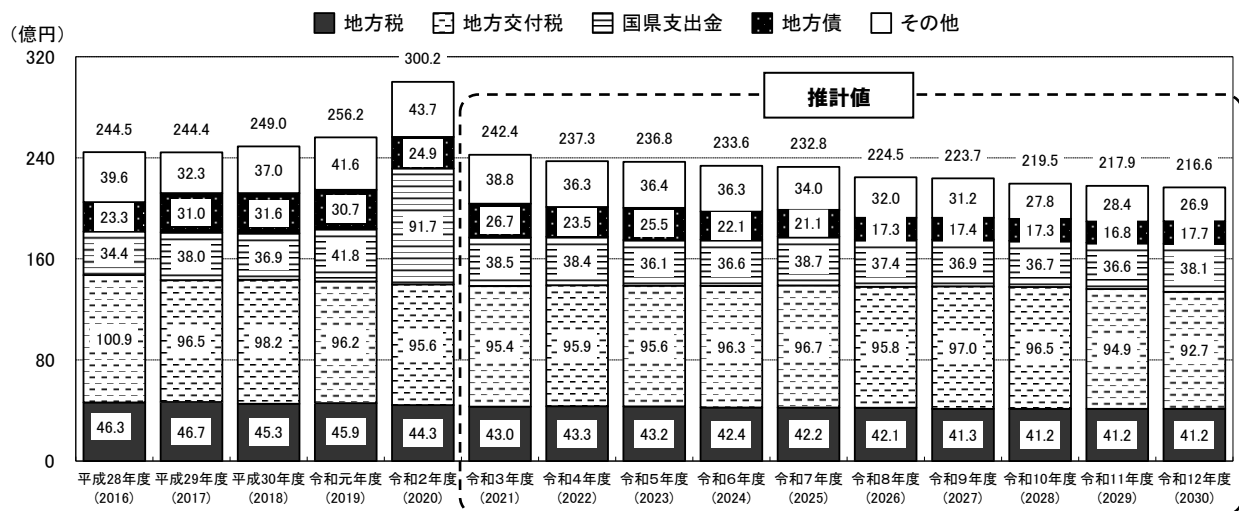
市税収納率（現年分）	%	98.79	99.20	現年分収納額÷現年分調定額
【目標値の考え方】令和元年度兵庫県平均収納率（市）99.20%を目標とする。※ただし、県平均収納率が増加した場合はその収納率を目標値とする。				
公共施設等における延べ床面積削減率（公共施設等の売却や譲渡等による有効活用を含む）	%	1.5	6.9	担当課保有の財産管理台帳（平成28年度と比較した延床面積削減率）
【目標値の考え方】現在の施設を維持し続ける場合、平成28年度から40年間で更新等費用が約336億円不足する試算となり、延床面積に置き換えると40年間で24.5%の削減が必要となることから、公共施設等総合管理計画では令和7年度までの10年間で24.5%の1/4にあたる6.2%を削減目標としている。令和8年度の目標値として6.2%に1年分を加味した6.9%を目標値とする。				
学校等跡地の利活用率	%	72.7	82.6	担当課保有の財産管理台帳
【目標値の考え方】学校等跡地の利活用について、5年間で最低80%程度の施設について利活用している状態を目標とする。				

■関連する個別計画

- ・第四次宍粟市行政改革大綱
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画
- ・普通財産の活用に関する基本方針

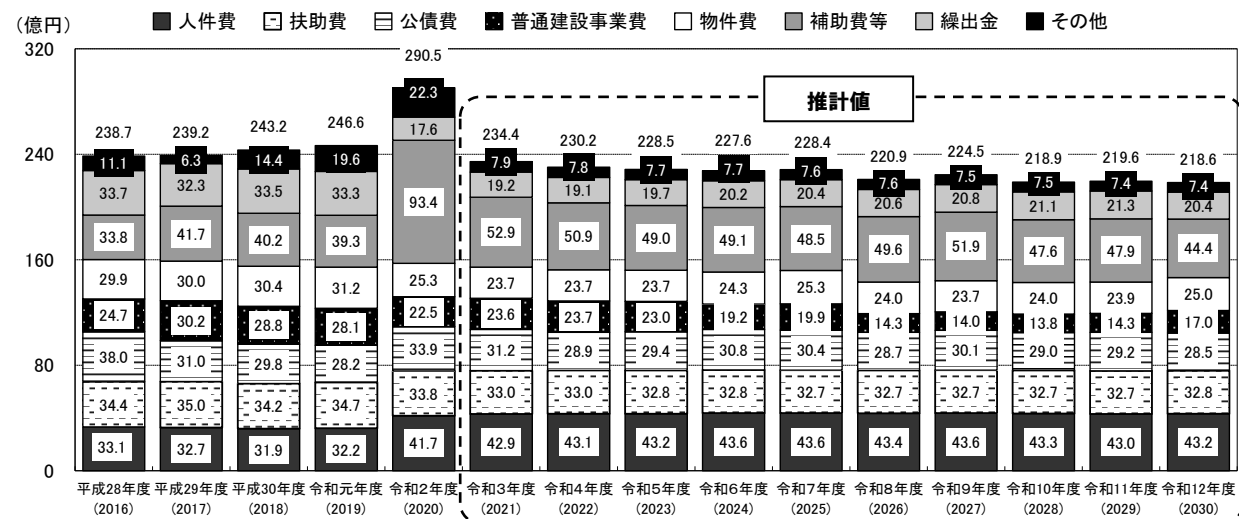
財政状況の推移と見通し

■歳入額の推移と見通し



資料：宍粟市決算データ、財政収支見通し

■歳出額の推移と見通し



資料：宍粟市決算データ、財政収支見通し

■後期基本計画とSDGs17のゴールの関係性

SDGsのゴール																
基本目標	基本方針	基本施策														
基本目標 1 住み続けたい、住んでみたいまち	基本方針 1 魅力と活力あふれる 地域産業を育む まちづくり	施策 1	林業の振興	1 貧困をなくす	2 質の高い雇用を創出	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業と雇用・成長を強く	10 人や国々の平等	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぎつぎと豊かになる	13 気候変動に具体的な対策を
		施策 2	農業の振興													
		施策 3	商工業の振興													
		施策 4	観光の振興													
	基本方針 2 環境にやさしく 快適に暮らせる まちづくり	施策 5	森林・田園・まち並み景観の保全													
		施策 6	資源循環型社会の構築													
		施策 7	住環境整備、土地利用の推進													
		施策 8	道路網・上下水道の整備・維持													
	基本方針 3 定住魅力の高い まちづくり	施策 9	生活圏の拠点づくりの推進													
		施策 10	移住・定住促進の充実													
		施策 11	防災体制の充実													
		施策 12	消防・救急体制の充実													
基本目標 2 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち	基本方針 4 安全で安心な まちづくり	施策 13	防犯・交通安全の推進													
		施策 14	消費者行政の推進													
		施策 15	子育て支援の充実													
		施策 16	就学前教育の充実													
	基本方針 5 子どもが健やかに育つ まちづくり	施策 17	学校教育の充実													
		施策 18	青少年健全育成の推進													
		施策 19	健康づくりの推進													
		施策 20	地域医療の充実													
	基本方針 6 保健・医療・福祉が連携した 安心の まちづくり	施策 21	地域福祉の充実													
		施策 21-1	高齢者福祉の充実													
		施策 21-2	障がい福祉の充実													
		施策 22	社会保障の充実													
基本目標 7 心豊かにいきいきと学べる まちづくり	基本方針 7	施策 23	生涯学習の推進													
		施策 24	文化・芸術活動の推進													
		施策 25	スポーツ活動の推進													
		施策 26	人権教育・啓発の推進													
		参画と協働・男女共同参画の推進														
		健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）														

第 1 0 4 号議案

市有財産の処分について

市有財産を次のとおり無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

- | | | | |
|---|--------|-----------|--------------------|
| 1 | 譲渡財産 | 土 地 所 在 | 宍粟市山崎町塩山字加賀須1050番3 |
| | | 面 積 | 410.00㎡ |
| | | 地 目 | 宅地 |
| | | 土 地 所 在 | 宍粟市山崎町塩山字加賀須1154番 |
| | | 面 積 | 334.02㎡ |
| | | 地 目 | 宅地 |
| 2 | 譲渡の相手方 | 塩山自治会 | 自治会長 西嶋 收一 |
| 3 | 譲渡の時期 | 令和4年1月31日 | |

第 1 0 5 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線の認定をしたいので、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

路線番号	路線名	起 点	延長 (m)
		終 点	
13881	上比地 6 号線	山崎町上比地字神子谷673番 2	80.00
		山崎町上比地字森ノ上255番 3	
13882	中 7 号線	山崎町中字丁ノ坪536番 1	103.00
		山崎町中字丁ノ坪539番	
13883	宮不呂線	一宮町須行名字宮不呂436番	190.00
		一宮町須行名字宮西414番 2	

第 1 0 6 号議案

ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について

ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事に係る請負契約を次のとおり変更するため、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

1. 工 事 名		ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事
2. 契約金額	変更前の額	2 9 9 , 8 6 0 , 0 0 0 円
	変 更 額	1 9 , 1 0 4 , 8 0 0 円
	変更後の額	3 1 8 , 9 6 4 , 8 0 0 円
3. 契約の相手先		長野県佐久市根々井1番地1 檜山工業株式会社 代表取締役 檜山 彰史

（参考）工期：契約の日の翌日から令和4年8月31日まで